

## 平成28年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 9月2日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・法令に基づく報告	8
・諸般の報告	8
・議案の上程（第45号～第61号）	9
・議案に対する質疑	14
・陳情の報告	16
・議案等の委員会付託	16

### 第2号 9月5日（月）

・一般質問	33
中野敏郎議員	33
1. 6月議会一般質問回答から新たに考えたこと。取り残していたこと	34
2. 視察と地域振興について	40
本田芳枝議員	48
1. 平成29年度の予算の組み立てについて	48
2. 地域公共交通検討委員会の設置について	59
3. 子ども読書推進活動計画の更なる充実を	66
田川正治議員	70
1. 子どもの貧困・格差問題の解消について	70
2. 人口増加に対応できる町の都市基盤の施策について	88
太田健策議員	90
1. 給食センター6月の一般質問について	90
2. 給食センター建設に伴う平成28年度廃棄物処理について	102
3. 社会福祉協議会の運営と補助金について	103
木村優子議員	106
1. 全ての赤ちゃんに聴覚検査を	106
2. ふれあいバスの今後について	112

### 第3号 9月6日（火）

・一般質問	118
川口 晃議員	118
1. 障害者差別解消法を粕屋町政に実現していく問題	118
2. 町内の空家・空地に関する問題	128
3. かすやドームの駐車場問題	133
安藤和寿議員	138
1. ICTガバナンスの強化・確立について	138
2. 学校給食調理場建設に関わる問題が発生した再発防止について	141
久我純治議員	144
1. 粕屋町の待機児童問題に対する対策は	144
小池弘基議員	160
1. 学校給食調理場建設における問題点について	160
2. 町長の選挙公約にありました九州大学原町農場の跡地利用について	171
山脇秀隆議員	174
1. スポーツ振興支援について	174
2. 職員の改革について	180

#### 第4号 9月26日（月）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	197
議案第45号 粕屋町自動車駐車場設置条例の一部を改正する条例について	197
議案第46号 粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	200
議案第47号 粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	200
議案第48号 平成28年度粕屋町一般会計補正予算について	203
議案第49号 平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	209
議案第50号 平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	209
議案第51号 平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について	209
議案第52号 平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	209
議案第53号 平成28年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について	212
議案第54号 備品購入契約の締結について	213
議案第55号 平成27年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について	214

議案第56号	平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	221
議案第57号	平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	221
議案第58号	平成27年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	221
議案第59号	平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	221
議案第60号	平成27年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決 算の認定について……………	226
議案第61号	平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分 及び収入支出決算の認定について……………	226
陳情第2号	小規模保育施設設置による陳情……………	228
陳情第3号	玄海原発事故への備えとして安定ヨウ素剤の町民への事前配 布を求める陳情……………	232
・閉会……………		238

平成28年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成28年9月2日（金）

# 平成28年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月2日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案の上程
- 第6. 議案に対する質疑
- 第7. 陳情の報告
- 第8. 議案等の委員会付託

## 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美                      副町長 吉武信一  
教育長 西村久朝                      総務部長 安河内強士

住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会事務局次長	大石進	総務課長	山本浩
経営政策課長	今泉真次	協働のまちづくり課長	杉野公彦
税務課長	関博夫	収納課長	石川和久
社会教育課長	新宅信久	給食センター準備室長	石山裕
健康づくり課長	中小原浩臣	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	藤川真美	介護福祉課長	八尋哲男
地域振興課長	本多一夫	子ども未来課長	堺哲弘
道路環境整備課長	安松茂久	都市計画課長	山野勝寛
上下水道課長	松本義隆		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

さて、ブラジルのリオデジャネイロで8月5日から21日までの17日間にわたって開催されました第31回オリンピック、日本選手の活躍は見事なものでした。また、各国全選手の頑張りは、多くの人に感動と勇気を与えたものと思います。9月7日からはパラリンピックも始まります。全選手のご奮闘を期待するものであります。

ところで、長雨が続いたかと思えば猛暑日の連続、先の台風10号は迷走を続け、東北、北海道などに人的災難も含め大きな被害をもたらしました。最近の自然界は、折々に変わっているように感じます。災害は、いつどこでどのような形で発生するか分かりません。粕屋町におきましては災害に強いまちづくりに腐心されておりますが、住民の安心・安全を確保するため、更に努力されますことを強く求めておきたいと存じます。

今議会は、前年度決算の審査など重要な案件を含み、しかも長めの会期であります。言うまでもなく議会には編成された予算が適正、的確であるか、そしてその予算が適切に執行されたかを含め、予算に関する審議が大きなウエートを占めていると考えます。そういう意味からしましても、皆さんの活発にして真摯なご議論をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

西村教育長からは、学校教育における台風災害のため中座したいとの申し出がっておりますので、報告をいたしておきます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成28年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第127条の規定により、議長において7番福永善之議員及び9番田川正治議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から9月26日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの25日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

（町長 因 辰美君 登壇）

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

今日から申し合わせではクールビズということになっておりましたが、職員のほうはほとんどしておりませんでしたので、私も抜けさせていただきました。

それでは、本日、平成28年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたころ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中ご出席を賜りまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、今議長のほうからも言われましたように、東北から北海道では台風により大変大きな災害が起こっております。そして九州も、昨日台風12号が南大東島で発生をいたし、九州に向かっております。危機管理体制をしっかりと行いたいと思っておりますので、議員の皆さまにおかれましても近隣の情報等をご一報願えればと、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第3号は、平成27年度粕屋町健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第4号は、平成27年度粕屋町公営企業の経営の健全化についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上で法令に基づく報告を終わります。

（町長 因 辰美君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

（町長 因 辰美君 登壇）

◎町長（因 辰美君）



それでは、諸般の報告をいたします。

お手元の資料でございます。一部事務組合の平成27年度決算についてご報告いたします。

決算額につきましてはお手元の資料に記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は17件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

それでは、議案の上程を行います。

平成28年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、条例の改正が3件、平成28年度補正予算が6件、備品購入契約の締結が1件、平成27年度決算認定が7件、以上17件でございます。

それでは、議案第45号から順にご説明を申し上げます。

議案第45号は、粕屋町自動車駐車場設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、長者原駅西駐車場の利用者に対し、近隣の有料駐車場利用料金との均衡を図り、粕屋町立図書館、歴史資料館等利用以外の一般利用者に対する受益者負担の適正化を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第46号は粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が公布されました。同施行令に条例にずれが生じたので、これを引用しております粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例につきまして、所要の整備を行うものでございます。

議案第47号は、粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

建築基準法施行令第123条第3項の規定が改正されたことに伴い、同項を引用す

る家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、児童福祉施設の特別避難階段に係る規制が合理化されたこと、また家庭的保育事業等における保育士の確保が困難な状況に対処するため、同基準に定める職員の配置基準や資格要件が緩和されたことなどにより、所要の整備を行う必要があるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案第48号からは副町長が議案の上程を行います。

(町長 因 辰美君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

#### ◎副町長（吉武信一君）

続きまして、ご説明申し上げます。

議案第48号は、平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,315万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億5,034万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰越金を6億3,243万8,000円、町債を2,883万6,000円、県支出金を1,350万5,000円増額し、繰入金を1億9,845万円、地方交付税を1億3,436万円、国庫支出金を1,146万8,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、流域関連公共下水道補助金を1億3,000万円、土地開発公社補助金を9,312万5,000円、児童手当給付事業費を6,597万5,000円、障害者自立支援給付事業費を6,419万9,000円、小学校運営事業費を1,490万6,000円、障害者自立支援医療事業費を1,258万6,000円増額し、道路改良新設事業費を7,000万円減額するものでございます。

議案第49号は、平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,097万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億4,447万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を本算定結果から1,368万3,000円、繰越金を4,736万4,000円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1億2,336万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を2,151万8,000円増額し、前年度繰上充用金を8,000万円減額するものでございます。

議案第50号は、平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,752万1,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を4億7,482万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰越金を2,707万1,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を2,562万6,000円、一般会計繰出金を144万5,000円増額するものでございます。

議案第51号は、平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、保険事業勘定におきまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,427万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,434万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国県出資金を406万4,000円、繰入金を501万7,000円、前年度繰越金を5,437万円増額し、保険料を173万6,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、支出金を5,437万円、地域支援事業費を903万6,000円増額するものでございます。

議案第52号は、平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算総額を260万1,000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金59万円を増額し、60万円にするものでございます。

一方、歳出では一般会計繰出金を59万円増額し、195万円とするものでございます。

議案第53号は、平成28年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、一般会計繰入額を増額したため、収益的収支につきましては収入を6,201万8,000円増額し13億9,648万5,000円に、資本的収支につきましては収入を6,975万7,000円増額し6億2,784万7,000円に、支出を150万円増額し9億7,987万4,000円とするものでございます。

議案第54号は、消防ポンプ自動車買い替えによる備品購入契約の締結についてでございます。

粕屋町長者原上区、長者原中区、長者原下区を受け持ち区域とする第5分団の消防ポンプ自動車は、購入より20年が経過しているため、老朽化によりポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない状況でありますので買い替えを行うものでございます。この購入を実施するに当たり、指名業者7社による指名競争入札

を行いましたところ、株式会社九州防災センター、代表取締役永江昭浩が消費税込み1,690万2,000円で落札いたしましたので、この者と消防自動車購入契約を締結するに当たり、契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、納期は契約効力発生の翌日から平成29年2月28日まででございます。

議案第55号は、平成27年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

一般会計の決算額は、歳入総額149億1,532万9,660円、歳出総額139億6,828万8,039円となり、歳入歳出差引額は9億4,704万1,621円となります。この額には次年度への繰越明許費繰越額財源1,460万3,000円が含まれておりますので、それを差引きしますと実質収支額は9億3,243万8,621円となり、次年度への繰り越しとなりました。

また、一般会計の町債残高は、前年度より4億7,729万1,000円増加し、106億3,201万8,000円となり、基金残高は3億7,866万9,000円増加し、29億455万円となります。

続きまして、議案第56号は平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度歳入歳出決算は、歳入総額43億2,829万167円、歳出総額42億8,092万4,204円で、歳入歳出差引4,736万5,963円を次年度へ繰り越しとする黒字決算となりました。

まず、歳入では、前年度に比べ共同事業交付金が4億6,738万8,000円、県支出金が5,791万6,000円の増額となっております。また、平成26年度に赤字解消のため一般会計から2億3,140万円繰入したことなどにより収支が改善し、繰入金が1億8,712万8,000円、国庫支出金が4,331万1,000円、療養給付費等交付金が3,126万8,000円の減額となっております。歳入総額では前年度と比べ2億6,326万4,000円の増額となっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が24億5,934万4,000円と前年度と比較して1億605万5,000円、介護納付金が1,533万3,000円、前年度繰上充用金2億1,441万3,000円減額しております。また、共同事業拠出金が5億4,121万6,000円、諸支出金が1,388万6,000円の増額で、歳出総額では前年度と比べ2億1,391万2,000円の増額となっており、平成27年度単年度収支では4,935万2,000円の黒字となっております。

議案第57号は、平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度歳入歳出決算は、歳入総額 4 億6,681万699円、歳出総額 4 億3,973万8,695円で、歳入歳出差引2,707万2,004円が次年度への繰り越しとなりました。後期高齢者医療制度は75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の 3 億4,188万4,240円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の 4 億1,880万7,507円でございます。

議案第58号は、平成27年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度の決算は、保険事業勘定で歳入総額20億8,747万2,289円、歳出総額20億3,310万1,068円、歳入歳出差引額5,437万1,221円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料 4 億7,205万7,974円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金12億1,762万7,765円、一般会計からの繰入金 3 億3,233万2,938円、繰越金6,410万649円でございます。

一方、歳出の主なものは、全体の89%を占める保険給付費18億1,530万8,908円と総務費6,878万4,178円、地域支援事業費8,468万2,305円でございます。

次に、介護サービス勘定で歳入総額1,545万356円、歳出総額1,394万3,360円、歳入歳出差引額150万6,996円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入1,428万3,966円と繰越金116万6,390円でございます。

歳出は、総務費1,218万5,860円、サービス事業費175万7,500円でございます。

続きまして、議案第59号は平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度の決算は、歳入総額250万8,617円、歳出総額190万8,103円で、歳入歳出差引額60万514円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が77.6%、過年度分の償還率が1.9%となっております。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第60号は、平成27年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成27年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり自己資本金へ2億5,000万円、建設改良積立金へ1億7,500万円を処分するものでございます。

あわせて平成27年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事を10か所、粕屋浄水場旧系沈澱池ほか更新工事並びに電気計装設備更新工事などを行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益9億8,769万5,865円、事業費用8億1,198万4,354円、差し引き1億7,571万1,511円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして収入総額426万6,800円、支出総額4億1,514万3,660円、差引き不足額4億1,087万6,860円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしております。

議案第61号は、平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ1,000万円、減債積立金へ1億円処分するものでございます。あわせて平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、汚水管渠築造工事を3か所並びに原町地内雨水管渠築造工事などを行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益13億8,776万1,260円、事業費用12億7,067万3,249円、差し引き1億1,708万8,011円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして収入総額6億4,771万1,440円、支出総額9億1,778万30円、差引き不足額2億7,006万8,590円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今回の議案書は、ちょっと分かりにくいところが多々ございます。その件に関しては別のところで議会で申し上げたいと思いますが、第46号の議案で、ページが5ページですね。6ページにその条例改正する内容を書いてあるんですけども、何のことかさっぱり分からないんですよ。私は厚生常任委員会に所属しますので、

常任委員会で説明を受ければ分かることなのだろうと思って今この資料を見ているところですが、とても大切なひとり親の家庭の、本当に皆さんに広く周知しなければならない内容も含んでいるので、せめてポイントといいますか、どういう内容ですということを言っただけいたらありがたいなと思って、ちょっとそれをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

質問は、この議案書では項と書いて、その項の中身が分からない。それを概略を説明してくださいということです。

どちらが答弁されますか。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

本田議員おっしゃるとおり、私もそちらのほうにおりまして内容がなかなか今まで分かりにくかったと思っております。

内容につきましては、先ほど読み上げさせていただきましたが、今後はそういった内容的なものを今後載せるというようなことを考えてまいりたいと思っております。それはこちらの方でまた検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

内容を簡略に誰か説明してください。

今からですね、町側に申しておきます。分かりませんから、何々課長とおっしゃってください。

どうぞ。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

議案第46号、粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、こちらは児童扶養手当法のほうが改正になりまして、具体的な内容というのは手当の額が第2子、3子における追加の金額が変わるという内容になるんですが、その部分が児童扶養手当法の中で追加になります。で、今回粕屋町ひとり親家庭等医療費のほうは、その基準に基づいて児童扶養手当の支給を受ける者が支給の対象になってまして、そういう方を対象とするという条文があるんですが、第2子、第3子における児童扶養手当の額が変わるという項目が途中に入りましたので、条ずれが生じております。それに対応してひとり親家庭が、ちょっと条文までははっきり分からないんですけど、第何条第何項に基づいてってというような条文がありますので、それを追加があった分が、追加が2個あり

まして、その分が項がずれますので、それに対応するずれを改正させていただくという内容になります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

他に質疑ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、陳情を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

事務局長。

◎議会議務局長（古賀博文君）

報告いたします。

陳情受理番号2番。受理年月日、平成28年8月24日。

件名、小規模保育施設設置に関する陳情。

陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。

陳情者の住所及び氏名、粕屋町原町2-1-32、はらっぱ保育園園長、佐伯謙一さん。

続きまして、受理番号3番。受理年月日、平成28年8月26日。

件名、玄海原発事故への備えとして安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情。

陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。

陳情者の住所及び氏名、福岡市南区大橋3-2-1、今を生きる会代表、小林榮子さん。佐賀市伊勢町2-14、玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会代表、石丸初美さん。プルサーマルと佐賀県の100年を考える会、共同世話人、野中宏樹さん。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

既にご承知のことと存じますが、意見書、請願、陳情の取り扱いについては、従来所管の委員会に付託しておりましたが、今年6月定例会より委員会付託をせずに本会議において全議員で審議することになっています。

お諮りいたします。

今回提出されております陳情第2号及び第3号は、粕屋町議会議事規則第92条第2項及び第95条の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第2号及び第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

陳情書の取り扱いにつきましては、先日開かれました議会運営委員会におきまして、陳情第2号につきましては提出者に本会議場に趣旨説明及び質疑のために招致することにいたしております。会議において参考人の出席を求めようとするときは、粕屋町会議規則第123条の規定により、議会の議決でこれを決定することになっております。よって、陳情第2号、小規模保育施設設置に関する陳情書の提出者であるらっぱ保育園園長、佐伯謙一氏を参考人として招致し、意見を聞くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、参考人として佐伯謙一氏を招致することに決定いたしました。

参考人にはあらかじめ待機していただいておりますので、これより参考人、佐伯謙一氏に入場していただきます。

(参考人入場・登壇)

◎議長（進藤啓一君）

佐伯謙一様におかれましては、ご多忙の中にもかかわりませずご出席いただきまして、誠にありがとうございました。佐伯様におかれましては、既に皆様方の議員のほうにはその内容が行っておりますので、簡略に陳情書の趣旨説明を行ってください。その後、議員から質疑があればそれにお答えいただくという形で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。その際には、佐伯さんと呼ばせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、佐伯様、趣旨説明をお願いいたします。

◎原っぱ保育園園長（佐伯謙一君）

今回、小規模保育施設設置に関する陳情書を提出させていただいたのは、待機児童が多いのに解消に向けた取り組みが迅速に行われていないことがありましたので、陳情させていただきました。

粕屋町は、子育て世代の30代から40代の方が多く住み、ゼロ歳から10歳までの人口も多く、年々増加傾向にあります。今年度4月時点で約50名の待機児童があり、希望の認可保育所に入園できていない状況です。平成27年4月より新制度が始まり約1年6か月たちますが、現状粕屋町では私の分かる範囲では待機児童解消に向け

た取り組みが行っているのか分かりかねます。情報が全く流れていないか、解消に向けた取り組みがなされていないかなと思います。結果、上記のような状況になっていることだと思います。

当保育園にも毎日のように入園の問い合わせがあり、やはりゼロ歳から2歳までが最多です。小規模保育施設は設置が短期間ででき、待機児童解消に向けた取り組みが迅速にできることと思います。存続の届け出保育施設を小規模な改修で対応できる、待機児童が最も多いゼロ歳から2歳までの児童が受け入れられる、保育士も通常の認可基準よりも加配置されている、少人数で手厚く質の高い保育ができる、保育料も認可保育園と同じ費用になる。既存の施設を利用するので近隣住人からの苦情は出にくいと思います。新制度開始後、小規模保育施設の伸び率は46%あり、福岡市で多数開園、近隣福津市でも開園しています。志免町、宇美町では開園に向けた動きがあります。近隣市町での小規模保育施設開設は、待機児童の解消に向けた取り組みに大いに成果が期待できることが伺えます。

新たに大型保育園を開設するには、法人の募集、用地の確保、建築期間、近隣住民への説明と、開所までの期間が多くかかり、用地確保に難航することや近隣住民の方々の反対が起り得る場合もあります。また、建築にかかわる多大な費用も必要になります。仮に大型保育園を開所したとしても、待機児童が多い年齢のゼロ歳から2歳の定員は何名入園できるのでしょうか。ゼロ歳から5歳まで子どもたちが入園しますので、ゼロ歳から2歳までの待機児童が解消できるのでしょうか。

そして、なぜ小規模保育設を開所できないのか。小規模保育施設を設置するには、退園後の受け皿として提携園が必要とあります。この提携園の設置に関しても、内閣府からの方針に対しての行政担当者の認識不足があるのではないのでしょうか。当保育園では、毎年4月に認可保育園に転園される保護者の方がおられますが、ほぼ希望の認可保育所に入園できています。待機児童が多いゼロ歳から2歳までの子どもたちも含まれていますので、提携園の設定は柔軟に対応できるのではないのでしょうか。この点理解をしていただくことが必要です。

小規模保育施設が増えるイコール保育士不足の問題も解消している結果でもあると思います。小規模保育施設への保育年齢はゼロ歳から2歳までの子どもたちです。保育士さんも、年齢の高い子どもたちを保育することが得意な方と得意でない方もいらっしゃいます。初めから保育する年齢が決まっている場合は、低年齢を得意とする保育士さんが働きやすく、少人数で保育するため、チーム保育、意思の疎通がある保育が望め、質の高い保育が実践できるのではないのでしょうか。

また、小規模な集団に子どもさんを預けるニーズもあります。お話を聞くと、アットホームな感じで子どもたちの過ごした内容はどの職員から聞いても分かる。ゆ

ったりとした保育で一人一人目を行き届かせる保育がある。このことは、チーム保育が生かさされ安心・安全と安らぎのある保育が小規模保育で実践されている、この点に着目していただきたいと思います。

そちらに記載してありますとおり、福岡県も2019年度までに待機児童ゼロに向けて取り組み、また宗像市では今回の予算で施設整備補助金を計上しております。国、県とともに待機児童解消に向けた取り組みが活発に行われていると思います。

また、粕屋町には届出保育施設が9園あります。他町に比べても粕屋町には保育施設が多くあり、届出保育施設は待機児童の受け皿になっています。届け出保育施設を質の高い小規模保育施設に移行していただき、待機児童解消に向けた取り組みを前向きに進めていただきたいと思います。

粕屋町は子育てしやすい町と言われていますが、果たしてそうでしょうか。この点に関しては、私には疑問があります。ここにお集まりの皆さんも、子育て世代の方もいらっしゃるかもしれません。また、お子さん、お孫さんが保育施設に通っている方もいらっしゃるかもしれません。直接我が子にかかわる問題じゃないかもしれませんが、でも、本当に保育所に預けたくても預けられないで困っている方が多くおられます。困っている方、保育を必要としている方の声に耳を傾けていただきたいと思います。小規模保育施設を取り入れれば、待機児童解消に向けた取り組みがスピーディーにできると思います。待機児童解消に向けた取り組みは、町の課題でもあると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑におきましても質問者、答弁者ともに簡潔明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

なお、参考人の質疑を受けて、町に対して質疑がある方は、参考人質疑を終え、参考人が退場された後行いますので、ご承知おきください。

では、参考人に対する質疑はありませんか。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

参考人に対して質問を二、三したいと思います。

まず、提案されてる部分が小規模保育施設の設置ということで、新たにつくるのではなく、今ある届け出保育所施設を移行して、そこに充てたほうが経費的にいいというお話でありました。ただ、その9園を全部そういうふうにするのか、それとも一部分の部分で足りるのかということがまず一つですね。それがあります。

それと、施設整備費がかかるとは思いますが、要するに認可保育所と同じような形で保育料等、あと町の負担等が増えるとは思いますが、施設整備についても町の負担が考えられますけれども、この今言った9園全部を対象にするとすると、町の考え方等もあるので、地方版子ども・子育て会議というのが多分町のほうで開かれたと思いますが、佐伯氏はここに参加されていてどうだったのかってことをまず聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

3点言われましたか。

◎13番（山脇秀隆君）

2点。

◎議長（進藤啓一君）

3点でさっきおっしゃったが、もう2点で終わりですか。

じゃあ、佐伯さんお願いします。

◎原っぱ保育園園長（佐伯謙一君）

まず、1番です。全部か一部かというところではありますけども、やはり施設的に満たしていない部分がある場合があります。例えば遊技場ですね、この件に関してはやはり近くの公園等がないと難しいとがあります。あと、人に対しての面積ですね、この部分に関しては6名から9名までが小規模保育施設ということになってますので、その範囲内での認可ができるということになりますので、その点に関しては柔軟にできると思います。

ですから、私の提案しているのは全てではなく、やはり安全・安心な保育にかかわるものですので、基準を満たしているところからってということになっていくと思います。

施設整備に関しては、現状ほぼ保育の中ができておりますので、あとは調理室等微細なものがあります。こちらの予算に関しては、私はちょっとあるのかないのか分かりません。基本的には自分たちで自己負担をする部類になるのかもしれませんが。予算計上に関しては、この部分に関して私は不明になっています。

2点でよろしいですか。

子ども・子育て会議に関しては招致をしていただいております。それは設置しないといけないということは分かっておりますけども、それが本当に会議として行われているかはちょっと分かりません。これは私の保育園のほうにもその旨の文書も担当課のほうからはいただいておりますので、分かりかねます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

基準を満たしていない園もあるということだったと思いますが、この町の基準というのは把握をされてあるんですかね。認可外、認可するにおいて町の基準というのが。小規模保育施設に関しての基準というのが多分あると思うんですけど、これが国の基準と町の基準と違うのではないかなという部分がちょっとあるので、その辺の確認はされてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

佐伯さん。

◎原っぱ保育園園長（佐伯謙一君）

基準の基本方針は内閣府のホームページのほうにハンドブック等ありまして、こちらのほうに記載されております。詳細などこの設定に関しては町のほうがやられるかと思えます。基本的な大まかな枠組み、基準、こちらは国のほうが設定されています。基本的にはその基準どおり私は満たせば認可がおりると思えます。あとは、微細などに関しては、やはりトイレ等ですね、そういうところになってくるかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

質問をいたします。

小規模保育事業が定員6名から19名ということで、全国的にもこの保育事業を進めるというのは国の方針ではあるわけですが、私はこの内容について26年9月の議会で小規模保育所の条例について審議して決めた経過があるんですね。そのときに、小規模保育所事業というのは、A型は保育士の資格を必要とする。しかしB型は2分の1の資格者がおればいい。C型は無資格者でもいいというような、小規模保育所でもそういう形態があるということでありました。私は、粕屋町が待機児童が多いと、何とか認可保育園を増やす。小規模保育所も含め、増やす中で待機児童を解消していくという方向性をつくるべきだというふうに思っております。プランも含めてですね。それについては提出者のほうも同意だというふうに思います。そういう方向が町にないからということも言われておりました。

ただ私は、そのB型、C型の保育士資格を持たない事業所を増やすということについては若干懸念を持っておりますね。小規模保育A型であれば保育資格を持った人がやっていただくということですから非常に大事なことだと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、田川議員、田川議員、ちょっと田川議員、自分の考えは述べて、質問だけにとどめてください。

はい、どうぞ。

◎9番（田川正治君）

小規模保育の形態をどういうふうに関今考えて提出されているのかということ。

◎議長（進藤啓一君）

佐伯さん。

◎原っぱ保育園園長（佐伯謙一君）

保育士の問題は、多々多くあります。例えば解消に向けた取り組みを早めにしていただければ、学校のほうに求人等を出せます。途中では難しいかと思ひます。やはりここはスピーディーにやっけていただく。解消できるという方向性を持っけていただければ、先日粕屋町のほうで認可保育所さんが保育士のそういう集まりですね、どんな仕事なのかということがやられておりますので、早めにやっけていただければA型、全て保育士という形はとれるべきだと思ひます。ここは迅速にやっけていただかないと、保育士さんになれる意識の高い方が少なくなります。意識の高い方は早めに保育士の就職ということを決めていかれますので、スピーディーな取り組みをされれば全てA型ということと案件をとれると思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑ありませんか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

3点ほど質問いたします。

今おっしゃってます保育園のはらっぱ保育園は、以前は原町、以前の所から新しい敷地を購入されて立派な施設を立てておられるのは存じ上げてました。以前のところは知っけてるんですけど、新しいところはまだ私存じ上げていないので、それを含めてお聞きいたします。

小規模保育を粕屋町のほうに認証してほしいということなんですが、今小規模保育っていうのは6人から9人というあれが決まって、それ以外に子どもさんがいらっしゃいますが、その子どもさんは届け出保育の子どもたちとして続けていかれるという流れなのか、その辺がちょっと具体的に見えませんが、ちょっとその辺を教えてください。

それからもう一つ、担当者と話していて担当者の認識不足ではないかというふうにおっしゃいましたが、どのようなところが認識不足なのか、それをちょっとさら

に具体的におっしゃれるならそれを教えてください。

それから、一応私の推測では、ゼロ歳が一番事故が多いんですね。それで、多分事故が起こったことを考えていろいろ考えているんじゃないかと思いますが、それに対する気持ちというか、基準を満たして非常に優秀な保育士さんを雇用してくださればそういうことはないと思いますが、その辺の懸念がありますので、何かおっしゃりたいことがあったらおっしゃってください。

以上、3点です。

◎議長（進藤啓一君）

では、佐伯さん、お願いします。

◎原っぱ保育園園長（佐伯謙一君）

まず、1点目ですね、現状私の保育園は現在25名の保育園児さんが来られています。これは他町も含めてになってきます。その件に関して、早めに言っていただければというのが一つありますね。他町で入れない子たちもやっぱり来ている。なおかつ粕屋町に住んでる子どもさんたちも来ていらっしゃるということになってきます。やはりここで保護者の意見分かります。大きくなったら大型の保育園に行こう。町立さんに行きましょう。認可の保育所さん行きましょう。そこで親御さんの選択というのがあらわれてくると思います。もしそういう認可外保育所施設が認可に、小規模保育施設に移動する場合、やはり早めに言っていただいて体制を整えればこの点に関して十分にクリアできる。なおかつ、先ほど言った提携園というものがあります。これに設定するのがかなり現状でも厳しいところがあるかもしれません。これは特例措置が平成31年までございます。これを有効に活用すれば、それまでは財源できるということが国、内閣府が方針を出しておりますので、この点は十分対応できるのかなと思います。

2点目ですね、認識不足に関してなんですけども、私は平成27年4月に子ども未来課さんのほうにご相談に行きました。行った場合、やはり何も資料がないという状況ですね。この政策に関しては平成25年から進めております緊急加速化プランということでやっておりますので、この2年間の中で課の中で課長が替わられた、担当課が変わられた、そういう資料がないということで、私のほうが全て調べてお出ししてお話をし、なおかつ施設も見ていただいた。また、県庁の子育て課のほうにもご相談に行った部分に関して、方針がもう出てるのにそれに対しての資料がないということはどうなのかなということを思ったのが、認識不足だと私は感じました。

3点目ですね、やはりゼロ歳児さん事故が多い、・・・認可外保育所は取り沙汰されます。これは認可保育所でも言えることじゃないかなと思います。それは表面

上出てきてない可能性もあるんですけども、やはりここは適切な人数ですね、例えば施設が小さい、19人以下となるという規定がありますので、ゼロ歳児さん、保育士さん3人に1人という部分にはなってくると思います。なおかつ小規模保育施設はそれより加配1人、認可保育所さんよりも加配されているというのが一つの重要なところです。これが加配されているということは、手厚い保育ができる。やはり小規模なんで、ここはよく見ていただけるということ一つだと思いますので、この点は十分に安全対策をとりながらやっていけるんじゃないかなとは思っております。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私は厚生委員会じゃないのでちょっと中身はよく分かりませんが、あなたが書かれてある8ページの下から3行目の、新制度施行後5年間の経過措置とあるんですが、どういう意味なんでしょうか。大体読んだら分かるんですが、経過措置というんだから何かあるんでしょう、制限が。その辺をちゃんと説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

佐伯さん。

◎原っぱ保育園園長（佐伯謙一君）

5年間の経過措置とありますが、これは平成27年4月から新制度、小規模保育設を含めた新制度が始まってからのことなんですけども、5年間の経過措置というのはゼロ歳から2歳までの子どもさん、要は2歳児で、3歳の誕生日になったら退園をしないとイケないという取り決めがあります。このことに関して提携園を設定できない場合はそのままその保育園にお預かりができるという仕組みになってます。

提携園に関しては、今のところ設定してない保育園もあります。設定してないで、この平成31年度の移行しながら運営しているところもあります。設定されているところもあります。この設定園に関してやはり見つけにくい場合は行政に相談して、この設定でも経過措置を設けながら、要は町村で調整を行っていくということが一つになっています。で、調整をしながら進めていく。で、設定園も例えば一つだけじゃなくて複数あってもいいんじゃないかっていうことが方針の中にあります。ですから、一園だけが提携園ではなく、2園でも3園でも粕屋町内の認可保育所さん何園でもそういうふうな受け入れができるんじゃないかなというのが一つになっています。



以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかにありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ほかにないようでありますので、質疑を終結いたします。

佐伯様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。これで退場されて結構であります。ありがとうございました。

（参考人退場）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの参考人からの趣旨説明及び質疑を受けて、町に対し質疑ある方はありませんか。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今お話の中で平成27年4月から本格実施ということになっていると思いますが、この地方版子ども・子育て会議を実施しなさいというようなことは国からの通知で来てると思いますが、これがまず行われているのかどうか。で、この待機児童に関してどうだったのかっていう答申が出てるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

それと、ゼロ歳から2歳の待機児童ということで、先ほど50名というようなお話がありました。現段階での待機児童の数を教えていただきたいと思います。

2点。

◎議長（進藤啓一君）

安川部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、1点でございます。地方版の子ども・子育て会議実施状況等々についてでございますが、私はちょっと認識をいたしておりません。

それから、2番目の現在の待機児童ということでございますが、平成28年4月1日現在の待機児童は57名ということでありまして。現在のところでありまして、4月1日現在になりますのでご了承賜りたいと思います。それから、内訳はゼロ歳が7名、1歳23名、2歳15名、3歳8名、4歳4名、5歳はゼロということで、やはり言われるようにゼロ歳から2歳の待機児童が多いのかなというふうな状況でございます。

1番につきましては、子ども未来課長であります堺のほうで答弁をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと安川部長、何歳が何名、何歳が何名とかおっしゃったの、ちょっともういっぺんおっしゃっていただけますか。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

早口で大変申し訳ありません。待機児童の数は、28年4月1日現在57名でございます。ゼロ歳が7名、1歳23名、2歳15名、3歳8名、4歳4名、5歳はゼロでございます。よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

いいですよ。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

粕屋町の子ども・子育て会議につきましては、平成25年6月24日に条例を制定しております。会議の設置をしておるようでございます。私もまだ、来ましてからの会議実際に開催をされたことはございませんので、すみません、中身につきましてはよく把握をしておりませんが、この例えば小規模保育施設の設置につきまして条例のほうで手続を定めておりますので、申請をいただきましたら審査をして認可をする前にこの会議を開きまして意見を聞かないといけないというようなことも条例上明記をされておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかにありませんか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

先ほどの佐伯さんが2年ぐらい前から一生懸命働きかけておられるし、議会にも厚生常任委員会にもその話は上がっていて、私は今年から入ったのでちょっと内容が分からないんですが、それとなかなか進まないということで議会のほうも視察をそういうところに行ったりしております。

それで、今なぜここでストップがあるのか、その辺が今担当者は答えられないかも分からないんですが、小規模保育になれば保育士も1人余分に加配できるというふうな、そういう恵まれた内容もありますし、待機児童もこれでかなり解消できるんじゃないかと思うけど、今そこで立ちどまっておられるそのポイントといたしますか、どういったことでそうなのか、あるいは立ちどまっているというのは私どもが思うだけで行政としては着々と準備をされているのか、ちょっとその辺が分からないので、今答えられる範囲で結構ですから教えていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。簡略をお願いします。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

小規模保育につきましては、かなり待機児童対策に対して有効な手段であろうということは把握をしております。ただ、粕屋町現状としまして、まず老朽園の問題ですね。一番大きいのは、建て替えをしなければならぬであろう園が2園ございまして、これ当然建て替えをしますときには、待機児童対策としまして定員を大きく増やすということを想定をしておるところでございます。そちらのほうは期間的にはちょっと時間がかかるころではありますけれども、定員の増加としましては小規模をつくるよりも随分大きく増えるという可能性が高いという点が一つですね。

それと、同じ例えば小規模をするにしましても、先ほど佐伯さんのお話の中では既存園を移行するということと言われてましたけども、小規模の非常にいい点は、例えばアパートの一室、空き室ですとか空き店舗、そういったところを使いまして簡単に設置ができるという点でございます。移行するよりも例えば新設をしたほうが、既に届け出さんに預けられている子はもうそこに預けられたまま、全く丸々新規に定員が増えますんでそちらのほうがいいんじゃないかなとか、幾つか考え方がございますので、どれが一番いいだろうか、粕屋町の費用的にも制限がございまして、その見極めをしておるところでございます、全く考えていないというところではございません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかにございませんか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

一つの保育園が老朽化して、それを新たに民営化するか、町が責任を持って開設するかという話はずっと前から、こども館を設立するときからどっちが先だという話できてますので、なかなか解決がつかない問題であるので、それとこの問題を同じにされるといのはちょっと疑問なんですけど、私が今回聞きたいのは、一つの保育園で認可保育園建てますよね。そうすると、このゼロ歳、1歳の人数は何人入園することができるかご存じでしょう。非常に少ないんですよ。まず、ご存じかどうか。今頭にある認可保育園をつくらうと。そこでゼロ歳が何人、あるいは1歳が何人入ることができるかと思いですか。それをちょっとお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

おっしゃってください。次に質問あるなら一緒に。

◎12番（本田芳枝君）

その人数を言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

分かりますか。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

今現在その建て替えにあわせまして民営化するかどうかは決まっておられませんし、定員が何名増加するかというのもまだ決まっておられませんので、その中でゼロ歳児さん、ちっちゃい子が何人預かれるかっていうのは今からのお話になろうかなと思います。ただ、小規模につきましては最大定員が19人、今国のほうで22人まで増やそうかという話はございますけれども、ゼロ歳児に関しましては例えば3人とかぐらいの人数になるかなと思っておりますので、少なくともそれよりは増えるかなというふうには考えております。

◎議長（進藤啓一君）

ほかにありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

この件につきましては、最終日において討論、採決となります。

なお、陳情第3号、玄海原発事故への備えとして安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情の提出者につきましては、参考人として招致しないことを先の議会運営委員会において決定しております。よって、陳情第3号につきましては最終日において討論、採決となります。

◎議長（進藤啓一君）

議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました45号議案から47号議案及び54号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。失礼しました。常任委員会ということです。付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

次に、48号議案から53号議案の平成28年度補正予算については委員全員で構成する予算特別委員会を、55号議案から61号議案の決算認定については議員全員で構成

する決算特別委員会を地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれ特別委員会に付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に長義晴議員、副委員長に山脇秀隆議員と久我純治議員、決算特別委員会の正副委員長は、委員長に山脇秀隆議員、副委員長に長義晴議員と久我純治議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時43分)

平成28年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年9月5日（月）

## 平成28年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月5日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番 議席番号	2番	中野敏郎	議員
2番 議席番号	12番	本田芳枝	議員
3番 議席番号	9番	田川正治	議員
4番 議席番号	6番	太田健策	議員
5番 議席番号	3番	木村優子	議員

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	安河内強士
住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会事務局次長	大石進	総務課長	山本浩

経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	石 川 和 久
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		



(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますよう、特に特に申し上げておきます。

それでは、通告順に質問を行います。

2番中野敏郎議員。

(2番 中野敏郎君 登壇)

◎2番（中野敏郎君）

2番中野敏郎です。一般質問を始めさせていただきます。

枕に何を持ってこようか、ずっと悩んでおりました。今日の台風がどういうふうな状況になるのかと。しかし、こういうふうな形で9時半定刻にやれたということが本当に幸せでございます。それに対し、岩手のほうではまだ1,000人余りでしょうか、孤立しているとか。そういうふうなことがあっておることに対して私も本当にどう対処していいのか、それを私たちは我が町にやっぱり振りかけて考えていかなきゃいけないかなと思っております。

さて、本日の本当の枕であります、今回議長が最初の2日の日に発言されました、リオのことを話をされました。オリンピックなんですけど、そのオリンピックよりも24年ほど前でしょうか、一人の12歳の少女がそのオリンピックの会場じゃありませんけど地球サミットという場で発言をしております。5分間のスピーチなんですけど、今も伝説のスピーチというふうな形で言われております。私は、チラシにその方のジョセイというものを書いておったんですが、その彼女が言ったことというのはまた後に述べることもあるかと思いますが、彼女の24年後、現在36歳になっているんですが、たまたま粕屋のこども館が開館になった日に彼女は福岡のほうに来ておりました。私は、彼女の講演会に行かせていただきました、午後。まあ午前中は開館行事に参加させていただいてですね。端折りますが、最後彼女はこんな

ことを言いました。あなたが影響を与えられる範囲で影響を与えましょうって。

私もこの議会で4回めの一般質問になりますが、前々回3月議会で私は例えば12人の怒れる男という話をしました。そうしたら、図書館に行って私もまたこのビデオ見たいなと思っていたら、どなたかが借りてあった。ああ、少し影響を与えたかなと。前回、福井モデルという本を紹介いたしました。そしたらうちのが、図書館に新刊で置いてあったよって言いました。ああ、嬉しいな、どなたかが図書館に紹介してくれたんだろうか。そうやってほんの少しでもいいから影響を与えてきたのかなというふうな思いを持っております。ただ、残り15人おられます議員の方にいろんな影響を与えているか、まだまだちっぽけなものです。

ただ、私は今回、前回話したことでまだ足りなかったこととか話し残したこと、質問し忘れたことをまず最初に言いたいと思いますが、前回このような形で一番バッターでやったんですが、常に私は思っております。皆さんが頭の中で私が言っていることがなるべく想像できるようにというふうな話し方をしたいと思います。それからもう一つ、やっぱりここで話すんだから、これが町民の方がどなたが聞いても、今日なんか特に聞いてあるかもしれないませんが、そういう一般化したい。ああ、こういうことが町で行われているんだなど。

で、前回私は一番バッターで発言して、そのときに建物の話をしました。この間もあるテレビでも言っておりましたが、私も建築の勉強をしていたのでよく知ってるんですが、建築というものは3要素というのを持ってる。何かといたら、強さと用い方と美。強、用、美、強いと用いる、美ですね。それはどういうことかといったら、構造がしっかりしていること。で用というのは用を足すことですよ、設備がしっかりしていること。それからやっぱりきれいな方がいいだろうと。もう一つ言えば構造美というんでしょうかね。そういうふうな形で話していたわけですが、それ以上に私はっていうんですかね、もう一つ言えば自分の仕事はランドスケープをやるような仕事ですから、ただ建物単体だけではなくその周りがそういうふうな同じようなモチーフであるとかカラーリングであればすばらしいかなと思っております。

そういうことを申しましたが、ある議員から私のことに反論されました。反論されたんですけど、私自身はそのことがすごくある意味では今嬉しく思っております。反論されるほどにその方は自分の思いっていうか、建物に対していろんな取り組みをされた。されたからこそ不満というか文句が出るというふうなことを思っております。

もう一点、本題に入っていきますが、実は町長がそういうふうな形での主体的な発言をされました。前回福井モデルを、私が質問したときに実はそれはもう教育長

に投げるといふような話になってですね、そしたらこの会場でちょっとブーイング的な感じもありましたですよ。その後、町長が突然とぶんと発言されたんですよ。ええって。長々と発言されました。私は、その発言内容というものを議会だよりに書こうと思いましたが、残念ながらそれが質問と答えというふうな形にどうもなりにくいので、本当はこれはすばらしいことなんだから、それをぜひ書きたかったんですが、またここでこうしてしゃべれば次回に書けるかもしれませんが、素敵なことを言っております。ちょっとだけ読みます、これは前回の言葉です。やはり職員が輝かなければこの組織は輝かないと私は思っております。そういった中で町長はどう考えているのではなくて、私は所管がどう考えているのかというふうな形でとうとうと述べられて、それで言われたことというのは、私はトップダウンではなくボトムアップでいくというふうなことを言われました。私もこのことをずっと考えておりました。トップダウンではなくボトムアップ。トップダウンではなくボトムアップ。でも、よく考えてみたらボトムアップでいくというのは、これはまさにトップダウンなんですよ。ボトムアップでいくんだというトップダウンというか、ああ、そういう対比の言葉が違うんだなと思いつつ、じゃあそういうときに町長というもの、リーダーというのはどうあるべきなのかというふうなことを悩んでずっと考えておったんです。この一般質問しようというところですね。

そうしたときに、たまたまちらっと、こんなたった5ページぐらいの資料が僕の机の上にぼんとありました。これはタイトルを読みますと、「河童とその弟子問答抄」と。まあ、ちっちゃな小冊子ですから。これは久留米大学附設の中学校の私の恩師のご主人が書かれたことです。もうその卒業生が40、50になったくらいに、どこかの久留米の飲み屋で会話されたことを書いてある文章なんですよ。その先生が国語の先生で、優秀な先生で、文部大臣賞であるとか中曽根総理大臣やらとお会いしたとか、そういうふうな表彰もされてるような優秀な方なんですけど、その先生がどういうわけか、私が帰るときにこれをぴんと渡されたんですよ。で、そのまんまだったんですよ。それを何か知らんぜ、僕が読んでたらこんなふうに書いてあったんです。ところで、これ元生徒が質問したことです。ところで先生にお尋ねしたいのですが、長つまりリーダーの適格条件とは何でしょうか。適格条件という言葉は私も辞書で調べましたら、何か余り使わないんですよ。何でかと思ったら、実は久留米附設というのは半分ぐらいの生徒さんが将来にというか後々にお医者さんになるから、ひよっとしたらこの方はお医者さんなのかなとも思いましたが、そういうことは抜きにしてっていうんですか、リーダーというのはどうあるべきなのかってよく問われる言葉ですね。その先生は素敵な形で2つのことをぱんと答えられますが、因町長、こういうふうな形で質問した場合、町長はどういうふうにお答え

になるでしょうか。リーダーの適格条件をお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は青年時代から青年団あるいは消防団、それから糟屋郡の農協青年部の部長、あるいは今ありますSUN<sup>2</sup>かすやの初代会長、それからよさこい祭りの初代実行委員長等々、いろんな形でリーダーをさせていただきました。そして今は粕屋町長といった形でリーダーをさせていただいております。こういったリーダーの経験の中から、やはり一番のリーダーというものは信頼される人と私は思っております。それから、決してそのことについては正直にぶれないことということを、私は今の長たる原点といたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

この田中先生が答えられた答えと結構似てると言ったら似てるんですが、それがまた嬉しく思いましたが、その先生は指針と評価と2つのことを言われました。ちょっと書かれてもいいかと思えます。指針と評価、それをもうちょっと言うとの的確な指針、そして正当な評価というふうなことなんですよね。ああ、確かにそうだろうなど。なぜかと。先ほどのボトムアップということをやられるときに、ボトムアップ、ここにおられる課長さん、部長さんなんかいろいろなことを上げられる。その中で、俺が意見言ったのにとか、あるいは実はその意見というのは部下の方が書いていたと。何で俺が考えたのを部長はとか課長はと、そういうふうなことは正当じゃないようなことというふうなのが起り得ると。そういうふうなことをならないようにするために、やっぱりこのボトムアップというのは結構、学習というか教養というか、いろんな形で僕らは研修していかなきゃいけないんじゃないかなというふうなところを思うんですよね。そういう意味で、今町長はおっしゃったようにいろんな経験があるというか、そういうところで私は、ああ、私みたいに長というふうな名のつくものにほとんどなったことない人生にとってというか、ああ、頼りになる町長であると思うんですが。

もう一つ、実は因町長にはすごい何かパワーがあるというふうなことを2番目の質問でしたいと思うんですけど、これは何かといたら、たまたま今年というのが60周年、町にとっての還暦、そして因辰美町長も今年の1月でしたか、60という年を迎えられました。ちなみに私は来年の3月で、まさに粕屋町と全く一緒の人生で

ございます。まあ、自分のことをアピールしようという場ではございませんので。何を言いたいかといったら、私はこれまでの町長に比べてっていうんですか、明らかに違うこの60周年があると思うんですよね。何がそうなのか。私の人生と当てはめていったときに一つあるのは、1957年という年にこの町というのは生まれておりますよね、60年前。人口的に言えば大川が6,500人ぐらいですか、それから仲原のほうは5,000ちょっとぐらいで1万6,000余りぐらいの人口なんですよね。それが2年後に中学校というのができます。中学校の話です、実は。その2年後にできた中学校に通われた方というのがもう70以下というか、そのぐらいの方たちなんです。こう考えていくときに因町長というのは残念なことにかいいことかは分かりませんが、1981年に東中学校ができてから、その間およそ20年、22年ぐらいの間、この粕屋町には一つの中学校しかなかった。その中で因町長、その真ん中ぐらいにおってっていうんですか、何がすごいかといったら、ハードルを一つも最初から越えてるんですよね。どっぷり粕屋人という人生を歩んでこられていると。それは私にとってみたらすごい魅力だなと。私はこの町に30年住んでるけど、そういうつながりというのは何もない、大川にしる仲原にしる。だけど、もう因町長にはそういうふうなことを考えるような下地はなくてもいい。だから次の飛躍ができるんじゃないか、そういう意味でのこの質問です。町が60年と自分の人生の60年、そういうのを重ね合わせてどういうことを思われているのか、私が今言ったような話からでも結構ですので、ぜひお答え願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ただいま中野議員がおっしゃいましたように、この粕屋町ができたときは大川村、仲原村ということがありましたし、先ほど言われましたように東中学校ができた途端に元の校区に戻ったと、村のほうの形に戻ったというようなことになっております。先ほど言われましたように、私たちはその村意識が全くありません。そして、いつも常に粕屋町民は一つといった形での思いの中で、青年団のときも文化祭等をやってきてまいりました。そういった中で、大川の者とか仲原の者とか、そういった形は全くございません。そういった中で、やはり粕屋町全域にわたって友達がいる、人脈があるということは非常に私はいまだかつて本当に嬉しいことだと思っております。

私は60年この粕屋町に生活というか生まれ育ちまして、やはりこの今の粕屋町があるのは先人の方たちが合併を踏まえしっかりと礎をつかれながら成長されてきたんだなという感謝はしっかりとしなくてはならないと思っております。そういった

中で、合併のときは大変だったと思いますけども、その後生まれた、あるいは中学生とかそういった学校で一緒になられた方の、先人の努力によってそういった思想が生まれてきたのではないかなと思っておりますので、やはりこの60年間というのは粕屋町にとっては非常に大切な60年だったと思います。

それから、今全国の町長会のアカデミーとか勉強会があっておりますけども、そういったところに参加いたしましても、やはり粕屋町は本当に非常に恵まれてるなと私は思っております。先日伊達町長だったですかね、この方は岩泉町だったですかね、の方もちょうどアカデミーで会いました。元気な町長でございましたけども、今回ちょっとの判断ミスであれだけのマスコミからたたかれていることは残念に思っておりますけども、やはりリーダーの判断というものは非常に大変であるなということも感じております。

60年をちょっと振り返りますけども、当初は電話もほとんどなかったと思いますし、交通手段もなかった、通信網もなかった。そういった中でこの60年粕屋町がしっかりと成長してきたと思っておりますけども、しかしながら反対から見ると60年たっても今のままの粕屋町かなということも考えております。これだけの通信網あるいは交通網がしっかりとしている中で、いまだに行政だけは60年単独であるのかなという、そういった思いもあります。

そういった中で、60年を踏まえながら今後どうするのかっていうことをしっかりと考えてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

多岐にわたる答弁だったんですが、私が一つ危惧してる部分というのは、その新しくできた中学校が東中学校という名前になっておりますが、これっていうのはその当時何らかの話があったんでしょうけど、それがそのまま旧のっていうんですかね、そういう振り分けになっているのかなとかですね、それはそれで現実的な分け方があったのかもしれませんが、そういう中でっていうんですか、先ほど申されたように町長はそうやって粕屋町全体を本当網羅している。だから、その1981年、東中ができた以降の卒業生というのはある意味で半分しか知らないっていうんですかね、そういったところで何か政策的に手助けとか、もっとうまくまとまっていけるような。これは、それは後々また町が合併しようとか、そういうことにも大いに関係する項目ではないかなと思いますので、そういう手だても考えていく必要があるかなという要望だけで、次に入りたいと思います。

次は、これは前回全く私が忘れていたというか、もう時間が足りなくてということなのですが、因辰美町長は福岡県で一番の環境づくりというふうなことでおっしゃっております、その質問を前回しなかったんですが、この中には例えばあじさいロードであるとか江辻あたりの花のこととか書いてあるんですけど、私も実は環境のことについてはすごく関心持ってるから、ボトムアップしたいんですよね。ボトムアップするからには、さっき言ったような指針というのをもう一回しっかり聞いておきたい。だから、指針というんですかね、町長が言うところの環境のよさというのはどんなことかっていうことを一言ずばり言っていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前回ちょっと答えてなかったかなと思いますけども、川口議員だったかもわかりませんが、やはり私は江辻で生活しておりますので、やはり江辻の環境というものをしっかり皆様にお知らせしながら風光明媚な場所にしたいといった中で、女性の春洋会でありますかね、今コスモスをつくっていただいて、栽培していただいております。それから、彼女たちはその跡にヒマワリをまいたりされております。そうした中で、私も菜の花を東中の前にまいております。もう10年になりますけども。それが東中学の卒業式を狙ってまいておりますから、2月の下旬から4月の中旬ぐらいまで咲くといった形となっております。中学生の思い出として、自分たちの卒業式のときには周りは菜の花畑でいっぱいだったなという、そういった思い出を残せばという思いもあります。

後は、江辻の中から見ると多々良川の護岸が汚いなと、中が汚いなという、そういったイメージもダウンをいたしておりますので、この護岸を利用しながらあじさいロードというものをずっとつくればまたいい地域にできるかなという思いもしております。以前は、河川の中の浚渫をしながら、そういった中でも活用ができないかということも県のほうにお願いに行った経緯もございます。そういった、目に見える環境といいますか、こういった町に住みたいなという環境づくりを私は思っております。

しかしながら、前回は騒音とか交通問題とか、そういった環境もありますので、若干、江辻には周りがほとんど自動車ばかりで騒音問題とか大気の問題とか、非常に多岐にわたる環境問題も混合いたしております。そういった中で、私の環境づくりというものは花いっぱい運動であると思っておりますので、ほかの環境については随時何とか対応できることであればやっていきたいと思っておりますので。全体的な環境というのは物すごく広がりますので、そういったものの関わりは一切ご

ございませんので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

大体分かりました。とりあえず今は花一点突破というふうな世界でありますので、私もそのあたりでのアイデアというものを次回にでも持ち込みたいと思っております。

そしたら、次っていうんですか、大きな項目、視察とそれから地域振興についてというふうな形で話をさせていただきたいと思います。

私もこの1年以内ぐらいの期間で3回視察に行かせていただきました。今回視察のレポートを書いていたときに、この視察のレポートというのは一般公開されていないっていうかですね、だからこそ議員っていうのはそういうことを報告すべきじゃないかなという、私もレポートを書く手が、何ていうんですかね、ううん、これ読まれないのに書いてもというふうな思いになったことがありました。今回、他の議員の報告見てたら山脇議員なんか報告されますので、そういうところで、ああ、そうやってちゃんと義務を果たしてあるなというふうなことを思ったんですが。

実は、今この町というのはどのぐらい視察があってるのかというのも、行ってから逆にすごく興味を持った。ああ、自分の町はどんな対応してるんだろうかというか。なかなかこれっていうのは分からない、私みたいな立場でしたらですね。だから、この1年間のっていうんですかね、そういう議員の方が来られるとか、同じ町の方が来られるとかというふうな話であります。そういう視察の件数であるとか内容というのはどういうところを見られてあるのかというのをご報告願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ただいまの中野議員の質問にお答えします。

平成27年度中の粕屋町に対する視察の状況は、24件146名となっております。内容につきましては、所管のほうから報告をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

それでは、ただいま町長の方からありました24件146名の内容について若干説明させていただきます。



総務部関連は、総合窓口導入に関するもので11件37名あっておりますが、その全てが住民福祉部と重複した視察というふうになっております。住民福祉部に関するものは17件47名で、子ども未来課のこども館に関する視察や介護福祉課の地域支援事業に関するものが含まれております。教育委員会部局におきましては、かすやドーム建設に関する韓国からの視察や学校給食共同調理場に関する視察が含まれております。最後に、議会事務局に関する視察では4件、近隣の宇美町議会からの視察や県内外からの視察が含まれております。

以上が平成27年度一年間の視察の状況になりますが、マイナンバー制度が今年運用が始まりましたので、そういった観点から総合窓口に関する視察が多かったという状況であります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

後でまた十分これ考察していきたいと思いますが、私もその3件の視察をしたときにいろんなことを思ったんですが、例えば四日市行ったときに何を興味持ったか。どのぐらいこの町は視察してるんだ、来られてるんだろうな、四日市スタイルとかというパンフレットなんかつくられて、すごく私のイメージの中には昔の公害の町ということがあったんですが、もうみるみる変わってっていうんですか、すばらしい町だったんですが、その町も70件ほどの年間の視察があるというふうなことだったんですが、別な角度から私は思いました。古賀事務局長にそのときに質問したんですけど、視察に来られた方に例えばお茶であるとかお菓子であるとか、そういうものを何を出してあるのですか、お聞きしたんですね。なぜ聞いたか。それはやっぱりそれが地域振興のスタートじゃないかなと。何を町の人たちは勧めているんだろう、どんな水を、どんなお茶を勧めているんだろうかと思ったんですよ。四日市は伊勢お参りのというふうなペットボトルがあったり、それから武豊町はやっぱりしょうゆ、みそとかつくってるそのたまりの煎餅をつくったり。あそこは社会福祉協議会がつくった煎餅だったんですね。

残念ながら古賀局長から聞いたときには、この粕屋町にそういうふうな水であるとかお菓子とかというのは余りなくて、まあないことはないんですけど、なのでかつて栄光のあった飯塚のそういう名産のものを結構出しておりますというふうな話だったんですけど、そういうふうなものというのをぜひ、自分たちの町の勧めるようなというんですか、お茶である、水である、そういうものを何かぜひ地域振興の起爆剤にしてもらいたい。そして、町もそれをそういうところでアピールしてもらっ

て、もう一つ言えば四日市でも言われたそうです。なるべくならこの町にお泊まりください。食事の場所をどっかとられてください。そりゃそうですよね、自分たちの町に少しでも潤ってもらいたい。貢献していただきたいという思いがありますから。その逆に、この粕屋町どうなのかというふうなところを考えていったときに、これからできる地域振興のいろんな政策というのがあるんじゃないかな。

で、今回私はそのボタ山の件について話をしたいと思いますが、実はそういうふうなことを思っていたときに、何名かの方にはこの新聞資料をお渡ししましたが、西日本新聞8月9日火曜日の夕刊にこういうふうな投書がありました。福岡県糟屋郡、女性68歳、名前書いてありません。ボタ山が50年で森に。ちょっと読んでいきます。福岡県糟屋郡にあった志免鉱業所は、1964年に閉山しました。そのボタ山は50年余り経つんですね。現在は志免、須恵、粕屋、3町で所有していますが、多くの木が茂り、もう立派な森です。何も無かったボタ山も、半世紀を過ぎると自然にかえるのです。生い茂る木々のほか草花も繁茂し、四季折々の姿はすばらしいと感じます。知らなければ、もとはボタ山だったとは誰も思いませんよ。入山は規制されています。こんな植生の山は貴重ですからね。でも、もう少し一帯を整備し、住民が親しめるようにしてほしいと思います。

この住民の方は結構詳しく知ってありますよね。この中身、入山が制限されてあるとか60年経ってるとか。私も粕屋町に30年前引っ越してきたときに、たまたまなんでしょうか、私の家に町からのアンケート調査が来ました。あのボタ山はもう何もないボタ山でしたね。その山を何か改良したいから、そのモニターというかアンケートを募集されてたんですね。たまたま私に来た。私は職業柄、造園をやっていて、その当時ワイルドフラワーというのがはやっておりました。要するにいろんな種があって、その種をあのボタ山にまいたら花いっぱいになっていだろうななんていうふうなことを単純に思いました。でも、それやったら大変だったですよ。だって外来種のいろんな種があったりして、本当ボタ山がボタ山でないっちゃうか、価値のない、この主婦の方が書かれたようなことが何もない山になっていたというかですね。

そういうふうな思いから、ボタ山のことについてこれからお聞きしたいんですが、私もボタ山のほうの審議会の委員になっております。町長が今回順回りの中で、この3町のというんですか、会長になっております。まあ会長がどうのこうのというふうな形じゃないんですが、町長も粕屋町のあのボタ山というところ、あるいは志免町あわせて、須恵町あわせてのそういうつながりが一番強い方です。どういうふうな思いであのボタ山を、そして今の投稿ですか、投書がどういふふうな影響を町長に与えているのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員おっしゃるように、今年からこのボタ山の会長の順番が回ってきたということで、ちょうど昨年までは志免町長、それから今年から粕屋町ということになっておりますので会長を承っております。議員も今までの経緯というものはなかなかご存じじゃないかと思えますから、まずは経緯から説明をさせていただきたいと思えます。

では、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、旧国鉄志免炭鉱ボタ山の経緯につきまして、まずはお話しさせていただきます。

この物件につきましては、昭和61年7月1日に当時の国鉄と地元3町の間で1億円の有償譲渡契約を行いまして取得したものでございます。規模につきましては面積が28.4ヘクタール、ボタの推定量につきましては320万立方メートルと推計されているところでございます。

また、今までの開発の経緯についてちょっと述べさせていただきますと、平成3年3月にはボタ山開発計画の提案、4作品の企業説明を実施し、人工スキー場、ゴルフ場等の計画が検討されております。また、平成25年8月にはソフトバンクのファーム用地募集について誘致活動を行ってまいりましたが、落選ということになってしまいました。このような経緯の中、平成26年5月の第9回ボタ山開発プロジェクトチーム会議によりまして、自然活用型業務委託契約の締結を実施いたしまして、今日の国鉄ボタ山自然活用開発基本構想となっているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

確かに最後にありましたように、もうあのボタ山自体がすばらしい風景を持っているから自然活用型に行かざるを得ないっていうか、行ってほしいというか、私も。まあ、いろんなことが頓挫したことがああいうふうな幸せな結果というんでしょうか、私からしたら。生んだというふうなことなんです、今度開発をうちの方

でというか、調査のほうを担当していきますが、ぜひともそのあたりでは町がやっぱりやっていくんですから、議員の中でも皆さんもなんです、山っていったら自由に登りたいと、今日ちょっとあの山登っていこうというふうな思いを持っている。だけど、あの山は今のところ一応は許可がいるみたいなこと。もうこんな不幸なことはありませんので、ぜひ自由に登れるような山、そういうためには町もある程度の、予算規模というのは分かっておりますが、その範囲内で最大の調査なりっていうか、地盤調査、測量をやられて安全な形でやってもらいたいと思っております。

その周りに、実は私はいろいろなアイデアを考えました。残念なことに、今年ボタ山の委員の方はどこにも視察に行きませんでした。その反目じゃないんですけど、よし、どこか行こうかなと思ってから、ぷらっと佐賀県大町町というところに杵島炭鉱というのがあったんですね。ここがすばらしいボタ山があった。すばらしいと言ったらおかしいんですが、すばらしくしてあると。60メートル、70メートルぐらいなんですか。高さに広く運動公園というのをつくられておって、そりとかで滑られて、記念樹を植えるような場所なんかもいっぱいあって。それよりかは、私がそこに行ってから一番素敵だなと思ったのは、そこから見える町並み、それから自然の風景ですね。有明海が見えるんですよ。きれいな水平線的なラインが見える。それからその手前に地平線、もう農地が広がってきれい。それから濁流している川の流れが三日月湖をつくっているような風景がすごくきれいで、ああ、これだけあって素敵だなと。あそこは3億円かけたというふうなことなんです、いろんな補償制度とかそういうものでつくられたということなんです、たまたま行ったときにそこで管理してあるおじさんというか、私と同期の人が、年代が一緒の方がいらっしゃいました。その方に私は根掘り葉掘り聞きました。で、いろんなことを教えていただきました。ああ、そうやな、やっぱり私たちの町もそういうのをつくるんだったら管理的な人が必要だよな。で、おってから、ただおるだけじゃいけない。その方はたまたま草刈りをいっぱい懸命にしてあったんですけど、その手をやめてもらっていろんな話をしたんですけど、ああ、そういうふうなもので何かこのボタ山の周辺に、ボタ山にできないか。だけど原点はあそこは鳥がつくった山。

これは初めて言いますが、皆さんも知ってあることで、猿渡先生が社会教育の方でおらっしゃった。あの方がずっと区を回られて、そのときにこの小鳥を好きになった山という絵本を持ってこられたんですよ。この話をされて、何やこれ、ボタ山の話じゃないかと。まさにそうなんですよ、あの山は小鳥がつくったんですよ。もう一番上にあるのはグミであるとか、ほとんどそういう鳥が運んできてぼん

と落としてっていうんですか、そういうものからあの山ができていったというか。

そういうふうな経緯から考えていったときに、その麓に何かいいものがないだろうかと考えて、ある勉強会に行ったとき、たまたま手にしたジュースがこれでした。これ今空っぽですけど、これ何て書いてあるかといったらベリーと天然水って書いてあるんですよ。何を考えたか。ずらっといろんなベリーがいっぱい書いてあるんですが、その一番下にカラント、ブラックカラントですね。すぐりといいます。これが実はカシスというものです。カシスって、私も何かこういうのにすぐひっかかるんですね。ぴんときたんですね。ああ、カシス、いろいろ悩んでたんです。志免、須恵、粕屋、ずっとその言葉を合わせて、そしたらカシス、そのまんまじゃない。粕屋と志免と須恵、おいおいおい、カシスを植えたらどうだろうか。こんな単純な発想ですけど、別にこのカシスだけじゃなくてもいいんです。これいろんなものを植えてるんですけど、で調査しました。いろいろ。そしたら、青森のほうにそういうカシスを植えてまちづくりをしている町があります。そこまでは視察に自分で行けなかったので行きませんでした、そんなこともしていいじゃないかなと思ったんですね。もう一つ言えば、これは水道の方の話で言ったんですけど、昔あそこには酒殿というのがあって、酒殿はすごいきれいな水が。そんな水とこのベリーとあわせて天然水で、何かドリンクがあって、それを出せたらいいなというふうな単純な発想だけど、そんなことがあってもいいんじゃないかというふうなことを考えたんです。

いろんなふうなことを調査して行ってやっていたわけですが、町長の先ほどの指針からいったら、実は町長はまちづくりに人づくり、仕事づくり、そういうことをこの施政方針の中にたっぷり書いてあるんですよ。だから、そういう人材をあのかた山にと。これ粕屋町1名、志免1名、それぞれ町1名ずつ出して何かそんな作業小屋もつくっていただいて管理小屋もつくっていただいてできたらいいんじゃないか。こういう意見は私の一人の一存ではできないことで、私の町だけでもできないこと。だけど、こういうふうなことを皆さんに伝えて、こんなおもしろいこともあるからやったらどうですかということぜひ進めてもらいたいと思ってるんで、一番そのトップに立つ会長、そういうふうな私のアイデアに対してどういうか、思いがありましたらお伝え願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回ボタ山の会長になっておりますから、なおさら慎重にかなければならないと思っております。そういった中で、この協議会ありますから、そういった中で提

案していただければと思っております。

それから、何年か前、数年前だったですか、ボタ山、この協議会でその大町町を視察に行っております。今までボタ山の視察でどこがよかったかなど、やはり佐賀の、いろいろなところに行くよりも佐賀の大町町がそれは一番しっかりとされた整備をされておりますし、こういった身近にモデル地域があるなという、そういった認識もいたしております。

そういった中で、それでは粕屋町の中でどうやるのが一番いいのかなど。大町町はやはり単独でございますから、そういった自分たちで景観をつくってしっかりと、一番上にはたしかサッカー場もありましたよね。滑り台みたいな形でそりもありましたし、そういったものもありましたけど、やはりそういった中で3町でございますので、3町のある程度の同意というものが今から一応一番必然的なものになるかと思っておりますので、こういった、今後、今須恵町とは白地でございますけども、志免町と粕屋町が線引きがちょっと違っておりますので、このまず3町のそういった線引きをしっかりと歩調を合わせながら、そして今後合わせながらどういった対応をやるのかというのを今後の協議会で議論していきたいと思っております。今までは何の活用も仕方がなかったので自然活用型っていう、そういった利用しかないなといった形で、一応登山道だけはつくろうやといった形になっておりましたけども、今回は最小限の整備は必要であるなといった形で、そういった整備を踏まえながら今後の将来的な指針を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

今、単独ではできないというふうなことだったんですが、もう一つ考え方を考えていたときに、例えばあそこは炭鉱のそういうふうな遺跡というふうな世界で、実はその炭鉱というのは新原ぐらからずっと続いていた。あの炭鉱名をつけるのにもそういうふうないろんな名前のせめぎ合いというのがあったというふうなことを聞きますが、そういうふうなところから考えていったとき、私はシリコンバレーというアメリカにある巨大産業ができたですね。そういう名前にちなんであそこに勝手に命名しました。こういうの好きなんですよ。何とつけたか。コールバレーですね、コールバレー。何回もコールするとこれがコールバレーになっていくんですよ。意味がわからないんであれでしょうが、コールというのは石炭ですね。コールタールとかコール、石炭の谷なんですよ、まさにずっと。

今あのコールバレーというのはすごい変化をしていますよね。皆さんご存じのよ

うに須恵のインターチェンジですか、スマートICですかね。そういうのができて、あの下に例えば農業の資材を売ってるようなコメリが田んぼを潰してぼんどできた。それから最近にはJAというか、あそこがAコープというんですか。田んぼ、畑を潰して、そういう野菜をつくる場所をつくっていった。それから薬局とかずっとできていって、あそこはまさにそういうふうなバレーになっていって、それが酒殿まで続いていくんじゃないかという流れになっていっている。そういうふうなことを思うと、あのあたりにそういう起爆的な何か産業を興せというふうなことではなかなかやりにくいかと思いますが、あその土地、結構貸せますよね。人にも貸せる。そういう収益も当てて何か起こしていく。そして、この町の中にはさっき言ったように65、70、そういう有能な人材がいっぱい眠っているのは、そんな中でそういう人たちが、おお、あそこでちょっと働けたらいいな。それとかみんなが例えばジャムなんかをつくるときに、あそこにそういう1つの機械を置いて、みんなそこに行ってそういうジャムを作るよ、潰せるよ、オリーブを絞れるよなんていう機械を置いてもらったらすごい地域振興になってくるんじゃないかという考えを持っているんですが、そういう意味合いでっていうんですか、これからの一つの起爆になるようなコールバレー、あの一帯というものを、ボタ山の一つの観光でもあるし、あの山から眺めるかすやドーム、粕屋のこういう町並みというのを見てもらって、やっぱり自分たちのふるさとというのを思い出してもらって、そういう原点にしてもらいたいというふうなことを思っております。

最終的には、私は前回、前々回ですか、ホテルのことで結構けちをつけました。あのボタ山に、随分下のほうになってくるとシダ類とかが育っているんですよ。何の前兆か。ひょっとしたらあの山にぶんぶんぶん葉っぱが蓄積していったら、そういうものが保水力を高めて、ちよろちよろでしょうけど谷うか水が流れるかもしれません。そうしたときに、あそこにホテルでも育成したら、自然に置いてみたら、これにホテルが出ればこんな最高なことはないんじゃないかというふうな思いを持っております。100万円かけてやっているホテル事業、エコ推進事業。そういうふうな使い道もあるかな、そういうことも考えながら計画を練ってもらいたいかと思います。もう一つ言えば、あの辺りで山頂で花火大会なんかもやれるかもしれない。そういうふうな広がりのあるポイントでもあるかなと思っております。

さっき最初にセヴァン・スズキの話をしましたけど、セヴァン・スズキがその5分間のスピーチをした最後に何のお話をしたかといったら、セヴァン・スズキのお父さんがまた有名な方でデイビット・スズキという方なんですけど、このお父さんの言葉をそのスピーチの最後に言いんしゃるんですよ、彼女が。ちょっと読みます。

セヴァンの父はデイビット・スズキ、著名な生物学者。セヴァンは父の言葉を引用して最後の言葉を言います。何を言うかではなく何をするかで人の値打ちは決まるという。子どもたちのために行動で示してください。行動しましょうということを言うんです。私の40分、45分の話よりも、彼女の5分のスピーチを聞いてください。簡単にユーチューブなんかで見れます。決して損することはありません、5分。彼女は言います、自分が子どもだったから子どもたちのためにと。私もそう思ってるんですよ。私はもうある意味では還暦です。その次のステップというのは子どもたちのためにあるんじゃないか。還暦過ぎたらスタートに戻って、その未来の子どもたちのために。だって、そういう不安ばかりあるでしょう。昨日のNHKだってそういう気象のクライシスっていうんですか、危機状況のことも書いてあった、言ってた。そういうことを思えば私たちがやれることってそういう世界じゃないかなと思います。私もこうやってしゃべるだけじゃなくて、何か作りたい、物を動かしたいというふうな思いを持って、今日の答弁というものを終わらせていただきます。またよろしく願いいたします。

(2番 中野敏郎君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

12番本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

◎12番(本田芳枝君)

12番本田芳枝、通告書に従って質問をさせていただきます。

最初は、平成29年度予算の組み立てについて、町長にお願いいたします。

第5次総合計画が本年度よりスタートしましたので、6月の一般質問に町長の思いをお尋ねしました。その際に、町政運営に対してご自分の思いを述べられたのですが、そのときに10億円超過の予算案を町長が削減するという従来のやり方を改め、枠配分方式の導入を進める。また、ボトムアップで職員からの提案による予算決めを考えているとおっしゃいました。27年度の決算の数字が明らかになった今、来年度の予算編成に向けて着々と準備が進められていることと推察します。

この9月定例議会は、27年度の決算審議を決算特別委員会でいたします。その27年度の決算の数字を、来年の29年度の予算編成にどう生かすことができるのか。2年前の平成26年の今頃、職員の皆さんがご自分たちで立案された各事務事業の予算に対してどのような仕事ができただのか、数字でその結果が出ています。非常に順調に進んだ事業、なかなか思いどおりにならなかった事業、千差万別と思います。数字だけで表せないものもあります。ですが、数字はとても正直です。各議員もそれぞれの立場で質問し、そして査定します。決算特別委員会でのこうしたやりとり



が、明日の粕屋をつくるものと私は信じています。

さて、冒頭の質問に戻ります。

予算編成を枠配分方式にしようと考えられたきっかけは何ですか。また、どのように展開されるおつもりでしょうか。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前回申したかどうか分かりませんが、私は3月の予算組みによりまして非常に多くの予算の積み上げにびっくりいたしました。私は、10年間議員をいたしておりますまして、やはりそういった差別っていいですか、非常に計画性もない予算の積み上げというものとは問題であるという形です。ずっと小池町長の時代から私は言っておりました。そういった中で、各省庁やっておりますといった形で言われておりましたが、私が就任したら全く積み上げ方式によってやられており、それをやはり町長、副町長で削減しなくてはならない。この削減することによって、各職員のやりたいというものが消されるのではないかなと私は思っております。やはり枠をしっかりと決めて、そういった中でどういった事業を自分たちがやりたいのか、そしてこれを優先的にやるんだっていう、そういった意識を変えていかんと、私は事業はしっかりとした事業にならないのではないかと思っております。

それともう一つは、職員がしっかりと粕屋町の財政を考えて、その中でしっかりと事業をやるんだという意識は、やはりただ積み上げるばかりで金額ははるかに超えているというような、そんな予算組みというものは私はちょっとあり得ないなと考えておりましたので、今年の4月の冒頭から、来年からはもう枠配分でやると、しっかりとボトムアップでつくっていきたく思いますからしっかりと皆さん考えて上げてくださると、その研修につきましてはしっかりと所管の方でやってくださいといった形で指示を出しております。こういった中で、このことは行政の根幹である予算編成の変更でありますから、やはり新しい町政運営の第一歩であると思っておりますので、期待をいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

町長がリーダーとしての資格といいますか、私が考えるのは、まず自分の方針を述べられるのは結構です。それを具体的にこなしていく。それをどうしたらいいかというところが今なお答弁の視点にはありませんね。一方的にやるよという感じに

しか聞こえない。じゃあ具体的にそのことに向けてご自分の思いの全てを、今ちょうどそういうタイミングなんです。どのように指示をなさいましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほど中野議員のときもおっしゃいましたと思いますが、それを私がやるよといったらそっちのほうが簡単ですよ。それはトップダウンなんです。それよりも各職員の見解をしっかりと聴いて、それをまとめ上げるほうが難しいんですよ。これがボトムアップなんです。だから、ここで私がこうやりますよ、ああやりますよといったら全部否定になるわけですね。ですから、一生懸命我慢して皆さんの意見を聞いて、そういう中でみんなで判断しながら、どうやったら一番いいかというものを今後考えてまいりたいと思ったことをございますから。やはりしっかりと覚えておいていただきたいのは、ボトムアップのほうが大変なんです。トップダウンで簡単なんです。自分の意見をぽんと言えれば終わるから。じゃなくて、しっかりと職員の一人一人の意見を積み上げてからいい事業にやっという意識の中で判断していきたいと考えておりますので、まだ出ておりませんので、これから今から所管が積み上げたものについてをしっかりと精査していきたいと私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

つまり、予算が具体的な形で出てきてないということですね。それを見てご自分が判断をなさるといふ、あるいは職員のみんがどのようにしているかということ判断されるというふうにならぬ今のお話では伺いました。

それで、私は職員の方にもお尋ねしたいと思っております。実は、粕屋町の部長制は平成22年に始まりました。そのときに部長制をとった理由と伺いますか、幾つか述べてあります。その一番最後に、この部長制は予算配分機能の枠配分を行い、部単位の事務事業の実施の優先順位について選択と自己決定が可能となるというのが平成22年4月に部長制が進められるときに職員の方々に通達がなっております。

それでは、総務部長、総務部、それから都市政策部、住民福祉部、それから教育委員会のそれぞれ部長さんと次長さんに、3月ですよ、予算配分の話がされたのは、6月か。それ以降どのような動きがされたのか、ご自分の部。それを質問していいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、今から研修に入って申し合わせをやるところでございます。この内容につきましては、所管の方から今から説明させますけども、22年の中でそういった枠配分がやられるという形で計画がなされておりましたけども、私になるまでそういったことはなされておりました。ですから、私はそれを知りませんでしたけども、私知らないまま私はそれをやったということだと思いますけども、これはまだ今の各部長はそういった気持ちはまだなっていないと思いますから、これは今からの経営政策の方からしっかりと提案させていただいて、それでみんなでつくり上げていくものだと思っておりますので、まずは経営政策からの説明ということによろしいですか。

◎12番（本田芳枝君）

はい、町長がそういうふうにおっしゃりたいなら、それで結構です。進めてください。

◎議長（進藤啓一君）

枠配分とは何ぞやという質問だと思いますが、誰が答えますか。

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

枠配分方式の予算編成と申しますのは、各部局に一定の予算枠を示し、その額の範囲内で予算を割り振る方式のこととございまして、近年、扶助費や学校施設整備に伴う普通建設事業費が増加するなど膨れ上がる歳出予算に対しまして歳入予算が不足し、基金の取り崩しにより当初予算編成を行う状況が続いておるところでございます。しかしながら、予算編成というものは限られた歳入の範囲内で歳出を組むのが原則でございますので、平成29年度当初予算編成から枠配分方式を導入することといたしております。この方式の導入と行政評価を活用しまして、これまで以上に限られた財源の効果的、効率的な配分や事業の有効性、効率性を重視した配分となるような予算編成を行っていきたいと考えております。

具体的なメリットといたしましては、財政主導の予算編成から事業をより理解しております各部局により自主的な予算編成となるため、効果の低い事業の廃止や事業の新規立案が柔軟に行われること、また職員のコスト意識の向上等が期待されるところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、所管の経営政策課の部長であります総務部長にお尋ねします。実際今現在どのような動きをなさっておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今現在といたしましては、来年度の予算編成に向けまして今月9月中に各課、部長、課長、それから希望係長等を集めまして、この予算編成の方式の手法につきまして、どういう、枠配分といいましてもいろいろな方式がございまして、その中で粕屋町が今回とる枠配分方式の内容についての説明会を2日間かけて説明するようにいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私が聞いているのは、具体的にご自分の部でどのようなことを考えておられるかということですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

4月に町長の方から来年度予算につきましては枠配分方式ということで各職員に指示が出ておりますので、職員もそのつもりで今各事業に取り組んでおるところでございまして。ですので、総務部につきましては今何をやってるかということもございまして、今特段まだ予算の編成についての具体的な取り組みはしておりません。この説明会等を受けまして、どういう予算についての枠配分が行われるかということも職員が認識した上で、今後ははっきりした部内でのまとめをしていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは次に、都市政策部お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

都市政策部といたしましては、まず事業の目的に到達するための歳入関係ですね、補助金があるのかないのか、そしてその重要性、住民の皆さまのニーズをどれだけ自分たちが感じ、そしてその事業に展開をやっていくかということを基調にしながら、今後この予算配分に向けての予算獲得にまいりたいと考えておる次第でございます。

◎ 12番（本田芳枝君）

そのもとは何ですか。もともなる数字です。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎都市政策部長（因 光臣君）

例えば今現在橋梁の長寿命化とかがございますけれども、そういうものについて、今後この施設関係の計画がございます。そういうものに対して補助金をいかにいただいてくるのか、また今後この事業計画において反映させていくかということを考えていく次第でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 12番（本田芳枝君）

それでは、次の方。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、それは結構ですけど、答弁は今から研修するっちゃうことですから内容は同じようなことですが、時間的にいいですか、それで。

◎ 12番（本田芳枝君）

はい、大丈夫です。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

枠内配分方式につきましては町長のほうから指示が出ております。そのことについては認識をいたしております。住民福祉部におきましては、毎月幹部会の中でありました情報等々は逐次課長を通して職員に伝えております。その中で枠配分方式、どういうふうな形での町の枠配分方式がされるかというのはまだ説明会がされておられませんので分かりかねますが、それに対応できるだけの今やっておる事業、事務等々について精査をなさいということで今指示を出しているところでございます。重要な、どうしても削れない分については強く要求すべきであるし、これは

どうだろうかという部分については検討もしていないかと。しかしながら、やっぱり予算化してきた部分でございますので、議員の皆さま方のご理解も賜りながら、また町民の皆さまのご理解も賜るようにやっていかないかのかなと。総務部長の方は、所管の方が事務事業を十二分に把握しておるから削りやすいんじゃないかと、削減もできるんじゃないかと言いますが、なかなかやっぱり所管としてはこれを推し進めたいという思いもありますので、そこら辺は強く要求もしていきたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

やっと少し期待できる答えが出てきました。今の数字ですね、平成27年度の決算の数字を見ながら各課で考えなさいというお答えが一つ出てきました。それはとてもうれしいです。

次、教育委員会、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会事務局長。

◎教育委員会事務局次長（大石 進君）

よろしく申し上げます。今の住民福祉部長の話にも似ておりますけど、教育部局は何せ歳入の方が少ない事業課であるかと思えます。住民福祉に比べましたら、国、県からの補助金も建設事業以外はほとんどありません。その中で町民の方の理解を得ながら、歳出が限度額が確定される以上はどこかを切り詰めなきゃいけない厳しい状況になるかと思えます。課の担当者の理解を得ながら町民の皆さまの理解を求めるとともに、やり方を今から示されるということで今説明あっておりますけど、ちょっと厳しいものがあるかと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

とても厳しいと思えます。私は幾つかのところでボランティアをしていますが、その予算が削られると聞くと本当にどうしようかと思えます、一生懸命しているので。各事業を進められておられる皆さん、それからその恩恵を受けている住民の皆さん、それをいかに削るか、あるいはいかに削減するかというのはとても難しいです。だから今までこのやり方がなされなかった。従来やり方にプラスして自分の企画立案したものを出すという流れになっているのではないかと思います。

私は、11年間この予算決算の審議に加わっております。そうした中で、やっと町長が枠配分方式で職員のボトムアップによる計画の立案で自主性を示した。あるいはそれを保証すると町長は言われているんです。いいですか。町長はそれである意味でいいと思います。私は、町長にお尋ねしました。これはどういうところからこの考えがされたんですかって、自分が議会広報の原稿を書くときに。そうすると、小野市に行ったときにその話を聞いて、それがとてもいいと思ったというふうにおっしゃいました。それで、私は福岡県のところに用事があったんですね。副知事に女性議員としてお目にかかれる機会があったので、その際に地方部の方にお尋ねしました。県議会ではどうですかと。福岡県の予算の状況はどうですか、あるいは県内にそういうことをやっているところはありますかというところ、そこは情報を持ちませんでした。県のことについては県の財政課に聞いてほしいと。それからいろいろ聞きますと、結構やってるんですね。例えば隣町も枠配分方式をやっているということなんです。だから、職員の皆さんが町長がおっしゃるように自分で情報を集めようと思えばできたはずなんです。ところが、今の皆さんのお答えを聞くと、どうも指示待ち。私は、その内容についてここで問うつもりはないんです。どうしてかというところ、私たちができるのはそれはもう過干渉になるから。よい予算を立てて、その執行がされて、その町政運営のチェックをするところが議会なんです。だから、よい方法であればどんどんやってもらいたいし、そのことで町政運営がうまくいけばいいと思うんですけど、今、決算の審議をする時期なんです。だから、職員の皆さんの説明の仕方、よろしいですか、ここが大事なんです。決算の説明の仕方でも議員は住民の立場からそれはああではないか、これはこうではないかということが言えるのです。もしその提示をしてくださらなければ、それは終わってしまうんですね。そうすると、職員の方だけの判断で決まってしまう。それは住民に受け入れられないことが多々ございます。だから私は今ちょうどこの平成27年度の決算のときに来年の予算を見据えて、しかも今は平成28年度の予算の執行のほぼ半分は終わっていますね。そのような状況で3つのものを考えながら、職員の皆さんはいかに削減するか、いかに新しいものを提案するか、金額の大小ではないんです、住民にとっていかに大切なことが隠れてはいないか、それを見ながら私は平成27年度の決算を議会に提示してほしい。だから、今ここで皆さんにそういう話をしているんです。もう時間がないんです。来年の予算は従来どおりやればもう既に立ててありますよね、あらかた。そして、行政評価もあらかたしてありますよね。私はそういう流れはある程度知っています。だから、その中で新しいものを組み入れるためには、そこで町長です。だから私は町長に聞いてるんです。職員に言うこと、あるいは言うだけであと職員がどう動くかは大切ですが、ポイントポイント

トを押さえて、例えば副町長なりほかの方、部長なり、幹部会はあると思っていますから、あれはどうなってる、どういうやり方でどういうふうに進めているかということをもまず聞く。それから、私は研修が必要だと思います。実際に係長以下の方たちが事務事業に携わってその予算を決められる、上に上げられるわけですから。職員全体の研修が必要だと私は考えているので、次の2番目の質問。庁内の研修は今からとおっしゃいましたが、今後のスケジュールはどのように考えておられるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

先ほども申しましたように、今月枠配分方式による予算編成の説明会を行います。枠配分方式と積み上げ方式との違いは枠が示されるかどうかというものであり、基本的な考え方は変わりませんので、この説明会において方針等を十分説明することで各部局が対応可能であると考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ちょっと具体的ではないんですが、それはそれとして多分具体的になると思います。

次の3番目の対象経費の内容。枠配分するよって言われても、どの部分をどうするかがある程度の方針がないと職員も困ると思うんですよ。それは町長、どういうふうにご考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

困町長。

◎町長（因 辰美君）

それはただいま所管のほうから計画がなされていると思います。その中で考え方がかそういったものについては9月の中旬ぐらいで皆さんに説明をします。その後私は枠配分されるものと思っておりますので、やはり今回初めてでございますのでスムーズにいくかどうか分かりませんが、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、今私も役場の事業をずっと見ておりますと、昔からある事業が一向に切れないというところもあるかと思うんですね。そういった中で、やはり新しいものがない。新しいものをする行事ばかりになるという、そういった悪循環になっておりますので、やはりこういった中でスクラップ・アンド・ビルドですか



ね、古いものは潰して新しいものをやると、そういったやるチャンスではないかなとは思っております。財源は限られておりますので、そういった中でやはりこっちをやりたいという職員の意識がしっかり出せると思うんですね。だから、ここはどうしても今回はやめたいというような説明があって、その事業の改善になるかと思えますから、そういったものもしっかりと各職員で提案しながら、優先順位を決めながらまずは各部ぐらいで決めていただいて制作していただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

具体的なことは多分これから進められていかれると思うし、私がそこまで、経費についてまでこれはああでしょう、こうでしょうとは言える立場ではございませんので、出てきたものをチェックするという立場にいますので、それを見ながら今後判断させていただきたいと思えます。

私はさっきから捜し物をして、やっと出てきましたが、実は私はそれぞれ部の予算と決算の合計を出しました。で、不用額がどのくらいあったのか、繰越額がどのくらいあったのか、各部の全体を見ました。この中で枠配分ができる事業とそうじゃない部分と分けられると思えます。だから、そういった目で多分議会の中でも私は発言すると思えますので、皆さんも部のまとまり、部の中の一つという考えで、あるいはご自分がこの報告をするのでも、その報告の仕方を考えながら決算の報告をぜひお願いしたいというふうに思えます。

次に、4番、粕屋町の財政運営の今後の見通しは。これを町長にお尋ねします。これは簡単でしょう。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

非常にですね、今財政というのは、自主財源とかそういったものにつきましては他の行政に比べますと非常に裕福であるとは考えておりますけども、やはり内部で見ますと力いっぱい広げて事業をやっておりますから、なかなかその運営がいいのか悪いのかというのは分かりません。最終的には議員おっしゃいますように余ったから基金に戻すというような、少し甘い組み方かなという気もいたしております。そういった中で、やはりもう少し精査しながら予算というものを作成しながら、やはりもう少しあらゆるものにチェックしていきながらやっていただきたいと思いま

す。

財政につきましては、非常に基金の取り崩しが多うございますので、変な言い方しますと今までよりも一番少なくなっておりますから、非常に悪い状態ではあると思いますけども、今度の決算によりましてまた戻ってきたというところもありますから、そういった今後のやりくりじゃなくて、基金は基金、運営は運営といった形での予算組みをしなくてはならないんじゃないかな。ある程度の余裕はあってもいいけども、やはり大ざっぱなやり方というのは若干難しいのではないかと考えておりますから、そういった基金を初めから取り崩すというよりも、その基金をどの基金に積み立てるといことも今後はもう少し明確になるかと思っておりますから、その分については分かりやすくなるのではないかなと考えております。財政につきましてもう少し詳しく言うなら、担当の方から説明をさせます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

最初の議案提案のときに副町長がきちんと提案されたと思います。それに沿って、またそれは決算のときに報告があると思いますので。ただ、うちの町は非常に今恵まれているところですが、税金が増えていきますのでね。ところが、それは自分たち、偶然にそうなったわけではなくて、過去のいろんな方の思いが功をなして今こういう状況になっていると思うんですね。だから、私どもは決して手綱を緩めることなく、今後も粕屋町の町政運営を見守ってよりよいものにできたらいいなというふうに思っています。

ところが、幾ら数字がよくても、それが住民の生活にとっていいものかどうかは住民の立場にならないと分からないんですね。私は5番目に暮らしの底上げという視点からの提案という形でここに書いております。一方的にこういうふうに皆さんに言うわけじゃなくて、じゃあ議会として、住民の代表の議員としてどう考えたらいいかということで申し上げます。

暮らしの底上げとは、粕屋町は協働のまちづくりを掲げています。第5次総合計画においては協働の基本的な考え方や必要性など、町職員だけでなくまちづくりにかかわる全ての人々が共通の認識を持つとともに、協働の仕組みを構築し、さらなる協働のまちづくりを進めますと書かれていますが、町民の暮らしに自立性がないと、協働は単なるかけ声だけで終わります。この5次の将来フレームでは、10年後の平成37年には5万2,000人の人口になると推測されています。その中で私が注目したのは、平成32年までの人口の伸びです。年少人口の伸びよりも高齢者人口の伸

びが著しく、1,100人となっています。これは地方創生の資料とか総合計画の資料にも載っていますので当然皆さんご存じだろうと思うんですが、この平成27年から平成32年の65歳以上の高齢者の伸びが本当に多いんですね。その後の伸びはこの時期ほどなく、多分団塊の世代の動きによるものと思われまます。この世代が健康で自立した生活を営むことができるようにすることが、まさにそこに投資することが粕屋町の財政を安定させ、その方たちがボランティアやまちづくりに興味を持って町政にかかわってくれたら、これ以上の力強いサポーターはありません。その方たちへの住民サービスをどうするかということで、私は2番目の質問を上げております。

それからまた、全国トップの出生率を誇る粕屋町、その子育てに図書館が力強い味方になるという視点から3番目の問題を上げてあります。ということで、今から2番目と3番目の質問をしていきます。

じゃ、次に行きますね。

地域公共交通検討委員会の設置について。昨年度のバス運行協議会の報告や子ども議会での一般質問の通告内容などから、現在のふれあいバスの運行は今のままでは無理があり不十分だということが明確になりました。それが第5次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標などの施策展開に上げられた大きな要因ではないでしょうか。今年3月の答弁で、さまざまな視点から検討させていただきたいということでしたが、その後の動き、それから近隣町の予算、利用者などの動向、まずこの2つを総務部長にお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

この件に関しましては、議員おっしゃいましたように3月議会の一般質問におきまして、私の方から第5次総合計画策定及び総合戦略策定の所管部署といたしましての立場からご答弁をさせていただきました。しかしながら、実際この交通対策、地域公共交通関係の所管は都市政策部でございますので、都市政策部の方よりお答えをさせていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ちょっとそこで説明をしてほしいんですね。昨年の12月は住民福祉部の部長さんが答えられた。で、今度は総務部長が答えられた。今度は次の方というその流れ、所管が所管がと言われますが、町の考え方がどのように変わったか、したがって所

管が変わったということだろうと思うので、その辺の流れの大もとの説明をお願いしますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

このバスの件につきましては、もともとふれあいバスということで社会福祉協議会のほうで運行をさせていただいております。ふれあいバスの関係ということで、もともとは住民福祉部のほうでの管轄でございました。そして、3月の議会におきましては第5次総合計画策定期間、またまち・ひと・しごと総合戦略の策定の中に地域公共交通が課題として上げられておまして、それにつきましては今後の取り組み方というようなことの立場から私の方で答弁させていただきました。しかし、最終的には交通対策に関しまして実際どこがどう動くのかということで、所管課といたしましては都市政策部という形になるので、転々として申し訳ございませんけれども、流れとしては今申し上げたような形となっておりますのでご理解賜りたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

確認させていただきます。住民福祉部での報告は、福祉協議会に町が委託をしていた状況ですよね。今度はその3月の総合計画あるいは総合戦略の中で町の事業として新たに取り組むという流れになったんですかね、いろいろこう書いてあるので。それが今回じゃあどこで取り組むのか、町全体でこのことを取り組むのはどこでかっていうふうになって、都市政策部の方に流れが移っていったということですね。じゃ、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、都市政策部といたしまして地域公共交通の立場からのご説明をさせていただきます。

その後の動きはということでございますけれども、これにつきましては福岡県生活交通確保対策会議地域別会議というものを実施いたしております。平成27年度におきましては2回開催されてまして、その内容につきましては各町の交通体系、委託先、今後の方針等の調査検討を行っているところでございます。今後につきましては、現在運行いたしておりますふれあいバスの現状における問題点を検証すると

ともに、コミュニティバス等のさらなる研究を行いまして、経済比較、費用対効果等を検証する必要があるかと考えているところでございます。

そして、2番目の近隣町村の予算、利用状況などの動向について併せて説明させていただいていいでしょうか。

平成27年度におけますところの糟屋6町、粕屋町、篠栗町、志免町、宇美町、須恵町、久山町の運行状況についてお答えをさせていただきます。これはトータルのにちょっと説明させていただきますけれども、今現在福祉バスとして運行いたしております自治体につきましては、粕屋町、篠栗町、志免町、宇美町の4町でございます。そして、コミュニティバスとして運行をしております自治体は須恵町、久山町の2町でございます。委託先につきましては、粕屋町のみが社会福祉協議会でありまして、他町、ほか5町につきましては民間のバス、タクシー事業者等への委託ということになっているところでございます。

利用要件につきましては、福祉バスが無償でありますけれども、コミュニティバスにつきましては1人1回100円ということになっているところでございます。1人当たりの運行単価といたしましては、5町につきましては粕屋町は330円、他町が380円から、利用率が高い町におきましては170円程度ということになっているところでございます。この平成27年度におけますところの粕屋町の福祉バス利用者につきましては、3万3,066人が年間利用されているということで、これは介護福祉課の資料でございますけれども、事業コスト低減につきましては利用者数が関係いたしますので、今後の利用者の増加が一番大事なことだと考えてるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

まず最初に、最初どこかで会議があったというふうな話をちょっとされましたですね。それはどういった会議かちょっとよく分らなかったのが、粕屋町の中での会議ではなくて、福岡県とかそういうよそに出たの各自治体の会議ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

これにつきましては地域別の会議でございまして、粕屋中南部の町村でございます。このブンケンにつきましては、福岡県の生活交通確保対策会議ということで、例えば路線バスが廃止するような状況のときにいかに皆さまの交通の足を確保する

か、そういうものなり、また先ほど申しあげましたようにそれぞれの町村の交通体系、委託先等々の調査検討を行ったということでお伺いいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今のお話を聞くと、担当は都市政策部だけれども、町の方向性は決まってないような感じですよ。従来の福祉協議会の福祉センター中心のバスはそのまま続けて、今後も続けていく可能性を残しながら検討しているということですか。その辺がちょっと明確ではないので教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今現在町といたしましても、一つはこの地域公共交通関係というのは地域住民の方々の日常生活若しくは社会生活における移動、または観光客その他の当該地域に来町される方の移動の手段等々を確保するというのがこの地域公共交通でございますので、それに対してやっぱり今現在一番過疎化に悩むところにつきましては路線バスの廃止等々がございます。そういうものについていかにそれにそれぞれの町村が対応していくかということで、今私どもはこの現在の対応をやっているところでございます。

今議員がおっしゃいます福祉バスをどうするかということは、そういうことを含めたところで今後どういうふうな問題があつて、それに対してどういうふうな施策が一番ベストなのかというのを今から検討していかなければいけないと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

もうそれは既に昨年結果が出ているんじゃないですか。住民福祉部で、バス運行協議会の方たちが現状ではとても難しいという報告を出してあるはずですよ。それに従って、じゃあ町としてはどうしたらいいかということで私は都市政策の方に話が行ったのかなと思いますが、今の話は結局は3月の総務部長の話と似たり寄ったりということですよ。ちっとも先に進んでいない。

これは町長に聞きます。どういうことでしょうかね。スピード感を持って事業を

進めると言われた。もうしないならしない、するならする、そういう方向性は、例えばこのことに関して職員の意向を大切にすることですが、ご自分が福岡県で一番住民サービスのよいまちづくり、しかも高齢者が増えて今後どうなるか分からない。子どもたちもこども館にバスがあったら、それからドームでもいろんな講座を受けたい、しかしバスはできない。そういう不満がいっぱいあるんですね。ついこの間も私が買い物先で出会った高齢者の方が、ドームに今まで水泳に行っていたけど、今年の夏はとてもじゃないけど行けないと。バスも乗ったけれども便利が悪いと。そういう話も聞いております。それで私が今この問題を全町の問題として、全町民が受益者になるという可能性を秘めていますので、しかもそれが非常にいろんな形でいい方向に行くと思うんです。ボランティアしようにもできないんですよ、動けないから。福祉センターでボランティアをしておられた方が、もう行けない自分は、とおっしゃる方も何人も見えています。車をお持ちの方は全然関係ないですよ。だって、クーラーが入ってる中で、とてもすいすい行きます。いいだろうなと思う。だから、その方たちは逆に私が自転車で行くと、よっぽど大変そうに見えるんでしょうね、汗かきながら大変ですねって言われるけど、まあ私はむしろ風があるから気持ちがいいんですけど。実際歩いてみてください。職員の皆さん、この暑い中を日中。どんなにそれが大変なことなのか、自分の意欲を注ぐことなのか、例えば役場に印鑑の証明書もらいたいとか、どうしても税金の申告しなきゃいけないってようなことがあったときに歩いて役場に行く。あるいは検診を受けたい。でも車がない。子どもがいる。じゃあタクシーで行く。そういう方がたくさんおられる。そういう状況がある程度、町長はご存じのはずです。町長の思いを聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

町民全員がその利用者が不便であるというものではないかと思うんですね。やはり不便な方が声を上げてただけであって、便利な方はそれ以上に多くおられる可能性もあると思うんですね。そういった中でやはり少数は切り捨てるっていう意味ではありませんけども、そういった点も一時は逆周りすればっていうことになれば、今度は逆回りしたときには乗られる方が戸惑われて、どっちに並んでいいか分からなかったとか、そういったいろいろな部分があると思うんですね。ですから、まず1番目に乗ったら最後まで乗ってものすごい時間がかかるというようなこともあります。そういったことになればもう歩いていけばよかったとか、そういったことを聞いておりますので、そういった中で私は担当者がしっかりと検証しながら決めて

いると思っておりますので、やはりここは聞いたものをそのまま言うのではなくて、一緒に協議しながら決めていただきたいとは私は思っております。ですから、今は完璧ではないと思えますけども、再度もう一回、担当者のほうからお答えすると思えますけども、やはり一生懸命、議論はされてると思えますので、その辺についてはご理解願いたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

誰が。担当者からいいですか。どうしますか。

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

都市政策部は本来役場の中の全体的なもの、今まで福祉バスということで運行をし、その中で頭打ちになっていたと。その問題というのは福祉協議会の方へ委託をするときに土曜、日曜等の運行ができないような状況ということで一つはあるかと思えます。もう一つは、予算の関係上におきまして4コースの中で今現在運行しているところがございますけれども、それに対しまして、住民のニーズがもっと高い状況にあるということ認識。そうしながら今後このコミュニティバスと福祉バス関係の部分について、双方とも考えながら一番どれがベストなのかということ私どもは考え、そして住民サービスのほうに反映させていくべきと考えておりますので、今現在どうであるってことはなかなか申し上げられない状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

はっきり言って、たらい回しです。私はこの問題を11年しております。同じようなことを5年前にありました。もっと前かな。で、バス運行協議会ができました。同じような答えです。やっぱり勉強が足りない。町長も、今のことを考えて話をしておられる。住民が一体何を望んでいるか。必要な人はたくさんいます。なぜならば経済的に今から困窮するからです。一家の中に車を2台も3台も持てる時期は過ぎました。その生活がいかに厳しいものになっているか、皆さんはどの程度それを分かっておられるか。税金を納めるということがどんなに大変なことなのか。本当に苦しんで、私の近くで家を売ろうという人がいます。介護でお金がいるから。自分の職はない。払えない。今からそういう方が多々出てくると思えます。そういう状況にあるということ踏まえて、スピード感を持ってしてもらいたいですけど、実は私が今回何度も取り上げ、ここであえて取り上げたのは視察に行っている



ものを見つけてきたからです。本当は皆さんにそれを見つけてもらいたい。

7月末に総務常任委員会で愛知県の武豊町にNPO法人の視察に行きましたが、体育館にコミュニティバスのパンフレットがありました。粕屋町より少し広い町ですが、コミュニティバスの駅から駅までの所要時間が2～3分。2～3分ですよ。バス停は、公共施設はもちろんイオン、JR駅、私鉄駅、病院、高校など生活に必要な場所に配置されており、車椅子でも乗れる100円バスです。何とそれに乗り合いタクシーが連結しています。それで私の提案です。粕屋町ほど交通の利便性のよいところなら、その公共交通の手段を生かさないと手はないと思います。子どもから高齢者まで誰もがいつ、どんなときにでも利用できる交通手段を粕屋町の事業として、住民サービスの一環として進めるべきではないでしょうか。

今私は、JRの6つの駅を利用したバスの運行を提案したいと思っています。役場、サンレイク、ドーム、福祉センター、図書館を一周するバスを長者原駅を起点に走らせるのです。15分ぐらい置きに巡回させる。6つのJRとコミュニティバスを連結するという案です。また、これとは別のルートのバス路線、もっと遠方の方には乗り合いタクシーを走らせます。平成27年から5か年計画で始まったまち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標の3の2の3に、利用しやすい地域公共交通の充実というところがありますが、この事業に関連づけられるのではないかと考えています。地方版総合戦略策定につながりませんか。国の交付金を利用、活用するというアプローチはできないでしょうか。JR駅バス停の環境の改善、コミュニティバスなどの検討など、その内容が中心だからです。夢のような話のようですが、粕屋町全町民が利用でき、いつでもどこでもという考え方は町長の福岡県で一番住民サービスのよい町の実現につながります。生活の足を地域の力でいかに効率よく確保するか、生活支援の地方公共交通を検討する会議の設置を早急をお願いしたいというふうに思っております。

せっかく都市政策部が担当になったら、まずご自分だけで動くのではなくて、町全体の今までの流れ、それから糟屋郡内だけの動きではなくて県内、県外、似たような状況にある自治体の様子を調べる。その中でうちの町はどういう施策をとるのが一番いいか、そういう検討会議をぜひ実現してほしいと思いますが、町長、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

今の提案されたことについてどう思うかちゅうことだと思います。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

非常にいい意見であると思います。そういったことは早速検討させていただきた

いと思います。

それから、このようなすばらしいことを視察等で勉強していただいたとか、それで気づかれたことについては、ぜひ行政の方にもそういった情報を流していただいて、こういったところがありますよ、ちょっと検討してみらんねといった、そういったお互いで行政は向上していくものであると思っておりますので、ぜひ自分だけじゃなくてそういったことをしっかりと提案していただいて、それでいい行政づくりをやりたいと思いますので、ぜひ今後ともまたいいものがありましたらご提案願いたいと思います。今ご提案されたものにつきましては実行してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

検討会議は、まだはっきりしたお返事はいただけないんですね。3月のときは9月の補正でもどうですかという話をしましたけれども。今年、今しないともう来年になりますよね。平成29年度に検討会議をもしかして持たれるということになりました。そうすると実現はまた2年、3年と延びます。ちょっとその辺をよく考えてもらいたいと思います。

じゃ、次行きます、時間がないので。あつ、はい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今年中に立ち上げて、ある程度の方向性は決めたいと思いますので、全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ありがとうございます。私も、それからほかの議員も持っている資料は全部お渡しできると思いますので、よりよい事業を立ち上げていただきたいと思います。

じゃ、最後に行きます。ちょっと時間が、議長が心配してくださったように足りなくなりました。本当はこれが一番私にとっては大切なんです。それで、ちょっとうまくいくか心配ですが、よろしくお願いします。

図書館網の整備をということで、現在第3次子ども読書活動推進計画策定中です

が、幼児から学齢期までの読書環境のさらなる充実のためにできることはということで、教育長に、図書館車による学校図書館配送システムの復活をということで、まず1をちょっと答えていただきたいんですが。ちょっと説明が足りないかもしれませんが、よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

お答えいたします。その前に、本田議員さんには図書館教育につきまして日頃よりご理解とご協力を賜っていることを深く感謝申し上げたいと思います。

まず、配送システムということで、町立図書館と学校図書館との間の配送は平成20年度まで民間の輸送業者に委託して実施をしていたというふうにお聞きしております。また、各学校との配送日時の調整が難しく、また年間の利用者の回数も少ない。また予算のほうもかなり食っていたということで、平成21年から廃止をしているということだそうです。

それで、町立図書館から学校への団体貸し出し等は、調べ学習等で使います学習資料がほとんどですけど、学習の進捗状況に応じて依頼されることが多いと。そこで、急に学校の図書司書が使用する前日に連絡をして準備をしていただいて取りに来るといったようなことがそれ以降起こっております。現在もそういった対応をしてあるというふうにお聞きしております。

また、現在図書館にある公用車が使えないかという恐らくご質問にもなるかと思いましたが準備してるんですが、上大隈の公民館及び柚須文化センターへの移動図書館として利用しております。また、歴史資料館を併設しておりますので、これの公用車としても利用しております。不定期な学校への依頼配送に対応するには、もともと車両確保、人材確保の観点から難しい状況ではありますけど、今後学校側の意向、それから学校側の要請があるのかないのかも含めて、学校教育課、社会教育課と協議し検討させていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

多大な費用と言われましたけど、私が覚えているのは7万5,000円ぐらいです。そんなに多くないんですよ、回数は少なかったから。これボランティアでできないものかと一時模索したことがありますけど、やっぱり事故があつたりしたらいけないのでそれはやめた経緯があります。

それで、なぜこのようなことを申しますと、今確かに調べ学習のときだけ依頼をされているけれども、結局大変だからです。はっきり言って。本は重いんです。だから、その本を移動するということがいかに大変なことか。しかも、車を持たない司書もいます。だから二の足を踏む。だから学校図書館内の図書で済ませる。

それで、学校図書館は今、子どもたちはそれぞれ4小学校100冊以上の1人貸出冊数があります。伸びています。それはもう学校司書の頑張りなんですね。でも、それももう頭打ちです。だから、学校に置けないような図書、いわゆる教育ですからね。それでも例えば図書館には置ける、ヤングアダルト系の、本当にいわゆるよく考えられた内容ですけれども、そういうものを例えば子どもたちが希望するようであればその配送車があれば頼んで依頼してできるという、その間の、何というんですかね、保障をしていただければもっとももっとこれは増えると思うし、学校図書館それから粕屋町立図書館の活性化、連携の結びつきの強さにもつながると思います。金額は、実際調べてください。大した金額ではないんです。

次に行きます。

それから2番目に、保育園、幼稚園、親子サロンへの読書相談、貸出、学校図書館への支援事業などの係を新たに設置してはというふうにしています。実は、教育長にお尋ねしたいんですが、学校図書館の状況は学校経営発表会あるいは報告会で聞いてありますので、子どもたちがいかに本を読むようになったかご存じと思いますが、町立図書館の中で子どもたちの読書っていうのは把握をしておられますか。どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

図書館協議会がございます。私そのメンバーの一員でもございますので、そういった報告は受けております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

どのような感想をお持ちですか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

町立図書館、いわゆるフォーラムに近い仲原小学校、それから粕屋中央小学校の児童・生徒の利用は高うございますが、大川小学校、西小学校の児童・生徒につい

ては少のうございます。地理的なものだろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、私が調べた内容をちょっとここで読まさせていただきます。

図書館要覧というのが、こういう、毎年あるんですけども、年齢別利用状況の数字が掲載されていますが、ゼロから18歳までの延べ利用人数は年間2万5,120人、同じく延べ利用人数、19歳から一般成人は7万3,763人、つまりその割合は児童を1とするならば一般成人はおよそその3倍なんですけど、ところが児童書と一般書の貸出冊数は、児童書は15万3,537で、片や一般図書は18万7,840冊と、その差は2万5,000冊しかないんですね。最初からこういう状況が続いたわけではなくて、図書館が開館した5年後の平成17年度は大人の貸出冊数は今と同じ18万冊ですが、子どもは9万9,701冊です。つまり10万冊でした。それがこの17年から現在にわたって、この10年間に1.5倍に伸びています。これがこの10年間の粕屋町立図書館児童部門の成果であり、子ども読書活動推進計画第1次と2次の実績と言えます。

さあ、それでは今第3次を策定しようとしていますが、次なる課題は何でしょう。私は量から質への転換と考えていますが、教育長自身は今後この計画をどのような視点で策定したらいいのかどう思っておられますか、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

どういうふうな第3次の視点かとおっしゃられると、一言で言いますと、家読といいまして、昨年度協議会のほうで視察に参りました、伊万里の図書館のほうに行ったんですけど、そこで家読というのを進められておりまして、家で親と子と本を読むという活動、これで読書活動を小さいうちから習慣づけるという、これを第3次の目玉としております。今その作成中でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

もう一つ増やしてほしい。未就学児に保育所、幼稚園、それからこども館あるいは親子サロン、そういったところにも読書案内ができる係を設置して、その方たちに専門家が読書の大切さ、あるいはどういう場合にどういうものをどういうふうに進めたいかというのを具体的に進める。そういう係があれば子どもたちの読書

は一気に増えるし、子どもたちの学力、ひいては小学校、中学校でも読書力の強いものになっていくと思いますので、その辺をもう一度検討していただいて、家読、家庭だけではなくて、地域を図書館と連携してその力を図書館を利用するという、そういった流れにぜひお願いしたいと思います。

時間がなくなりました。以上です。また今後、12月にまた少ししたいと思いません。よろしく願いいたします。

以上です。

(12番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時20分)

(再開 午前11時30分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

9番田川正治議員。

(9番 田川正治君 登壇)

◎9番（田川正治君）

議席番号9番田川正治です。質問通告書に基づき質問いたします。

今、アベノミクスのもとで貧困と格差が拡大しております。子どもの貧困率が過去最高の16.3%にも達しております。社会全体の貧困率である16.1%を初めて上回った、このような状況です。子どもの6人に1人が貧困ラインを下回るという社会になってしまいました。とりわけひとり親家庭の子どもの貧困が多く、3人に1人が貧困ラインを下回るような状況になってます。OECD32か国加盟の中でも最悪という深刻さであります。

福岡県は全国で4番目に高い貧困率、19.9%となっております。ワーキングプア率も12.3%、全国で6番目と高い状況であります。また、所得の再配分による貧困の改善を機能させていく、このことについて国が憲法25条を掲げられております国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するという責任を果たしてこなかったということではないでしょうか。軍事費には毎年5兆円つぎ込む。その一方、社会保障は5,000億円削減する。このような税金の使い方が貧困と格差をひどくする、生む社会を招いていると思います。貧困や生活苦を個人任せでなく社会や政府、自治体が取り組む、そして解決していく問題であると思います。

生活を支えるためにも女性の社会進出が強まってきており、共働きで働く保護者や働かざるを得ないひとり親家庭では安心して預けられる認可保育所に入りたいと

願っておられる方が多くおられます。しかし、仕事を探しているけど見つからず、保育所に入れない。認可保育所に入れず認可外保育所にした。保育料が高くなったなど、さまざまな問題が広がっております。全国的にも待機児童が増加し続け、保育士の不足も深刻です。それは保育予算に必要な費用である保育現場につける公定価格が実態に見合ったものになっておらない。そのしわ寄せが地方自治体の保育現場に押しつけられてるということが言われております。今こそ子育て中のパパやママ、働く保護者の経済的支援、制度的な支援を抜本的に強める施策が粕屋町にも求められております。

そこで、このことについて町長はどのような見解を持っておられるのか、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、田川議員が子どもの貧困、格差問題について解消をということで質問をされておりますけども、これは非常に今社会的な問題であると思っております。しかしながら、今の私たちも行政運営やってる中で非常に多岐にわたってそういったものについては、支援をしておるのではないかなと私は思っております。そういった中で、今貧困問題まではまだ政府の方も書かれておりませんので、もし民間ボランティアの方がやられるのであれば、そういった支援的なものは考えていかなければならないと思っておりますけども、まだそこまでは財政的なものもありませんので、そこまではまだ余り考えておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町として今取り組むべき問題としてあるのは、保育所、幼稚園などの就学前の子育ての施策を充実させていくためどういうふうに取り組むかということがあると思います。待機児童解消に対して質も量も充実させる、そのような町の保育指針の作成が必要と考えますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

保育士につきましては所管の方から答えさせていただきたいと思いますが、待機児童対策につきましては老朽化した保育園というようなのがありますので、そうい

った新設をいたしながら待機児童は解消していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、貧困の問題ですが、時間もないと思いますので若干言います。子どもは地域の宝、そして国を担う重要なものであろうというふうには認識をいたしております。福岡県におきましても、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えること、これは行政はもとより社会全体で取り組むべき重要な課題であるというふうになっております。粕屋町も種々施策を展開しておりますが、具体的に新しい施策を何かしたかというところではありません。他地域では子ども食堂とかいろいろ出てはおりますが、粕屋町ではまだそこら辺の成立には至っておりません。今後そういうふうなお話があれば、町長が言いましたように真摯に対応に努めていきたいというふうを考えております。

それから、待機児童解消という問題でございますが、議員もご存じのように保育所2園につきましては老朽化が進んでおります。建て替えが急務であるということは十二分に認識をいたしております。そして、この建て替えに際しましては保育定員を増やすということが必至ではなかろうかというふうにも考えております。保育定員を増やすためにはその先生方、保育士の確保も不可欠であります。大変今厳しい状態です。保育士の先生方を取り合いするというふうな今状況ですよね。そういう中で粕屋町も現状でも今、大変苦勞しておりますが、一人でも多くの先生方に来ていただくように町としても環境面、それから整備面、人的な部分も含めまして検討していきたいというふうを考えております。なかなか難しい問題であろうというふうに考えております。回答にはなりません、お答えをさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

粕屋町の待機児童は今年度は57人ということでしたが、全国的にも隠れ児童と言われるのが3倍から4倍おるということが報道されております。全国で2万3,167人ということですが、3倍、4倍に当たる6万人と言われております。何度も私もこの問題について、隠れ児童も含めた待機児童の実数として200人以上はいるということで、認可保育園に入れなかった人たちを保育所に入れるということでの計画を持つようにということは提案してまいりました。そういう点では10年先も見通して保育所の整備目標、予算化も含めてどうするか、将来プランが必要だと思いま



す。

先日、8月に厚生常任委員会で杉並区立の幼保連携保育園を視察してまいりました。非常に勉強になりました。この杉並区では平成24年度にこれから10年間を展望する基本構想を策定いたしまして、10年プランの総合計画や3年プランの実行計画など示して、中・長期的な認可保育所の整備を核として、多様な手法による保育施設の整備を進め、待機児童の解消に取り組んできた。この杉並区では、翌年の保育所の入所申込書数が400人前年比より増えて3,000になった。しかし、1,500人が入園できなかったということで、杉並区長が直接この内容についてどう解決処方箋を出すかということで、25年3月5日に待機児童対策緊急推進プランを作成をいたしまして、26年4月までに800人を超える新たな保育定員を確保するということが報告がありました。町としてもこのような方向性を持って実行計画を立てるべきだというふうに思います。町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、待機児童対策で建て替えるのではなくて、非常に老朽化しておるから建て替えないといけないと、そのように思っております。ですから、その建て替えの中で待機児童が解消できればと私は考えております。また、今のご指摘のように厚生常任委員会で杉並区のほうに行かれたということで、所管の課長も同行してると思いますので、そういったものにつきましては計画につきましてはしっかりと議論していただいて提案していただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

もう一つ、私が先日調査というんですか、資料を見てたら出たのが、埼玉県蕨市は9月議会が9月1日から始まったということですけど、施政方針で待機児童ゼロを目指すということを市長が表明をして実施計画プランを提案したということなんです。蕨市ではこれまで認可保育園を昨年度3園、今年度2園増設した。しかし、待機児童は一昨年47人、そして昨年33人、今年4人。4月に3人減らすことができたということですが、これからさらに待機児童解消を目指すということで、17年4月には1園を増設するという計画などを立てて取り組んできております。このような点で、私は先ほど言いました杉並区も含め蕨市など全国的にもこういう待

機児童、保育所が不足してるという状況の町は市のレベルも含めてあるかと思いません。そういう点で研究もして、ぜひ粕屋町の今後の保育所の待機児童を解消していくという方向での提案をしていただきたいと思います。再度町長に尋ねます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

粕屋町も待機児童、今まで何回もありましたが、そういった中で議員もご存じだと思いますけども、星の子保育園を建てたり青葉保育所を建てたり、それからヴィラを建てたりとか、非常に多くの民間の活力を利用してその人数を減らすという努力はやってきてまいっております。そういった中で、今まさに先ほども言っておりますように老朽化園が2園ございますので、そういった中で待機児童を解消していくという答弁をいたしておりますので、ぜひ議会の方もご支援を願いながらご協力願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今から待機児童を解消していくという点で、国が示しております新たに保育所に新規参入するところの保育所が増えてきておるわけです。先日開会のときに陳情の提案説明でもありましたように、小規模保育所などを含め、地域型保育所、企業型保育所などが今度の国の待機児童解消プランの中で補助金をつけてやっていくというような方向があるわけです。

ただ、私もこの方向は非常に待機児童解消のための一つの考えとして大事だということでもありますけど、先日も話しましたが、この小規模保育所も含めた新たな新規参入をするところの運営基準が子どもの安全・安心という点で保育士資格を持ってなくてもいいとか、研修すれば採用できるとか、特に1歳、2歳の子ども、手がかかるところの保育士の定員を緩和するというようなことなどなどがあり、保育室も狭いということなどが基準としても認められるというようなことになっておるわけです。私は、この26年9月にこの条例制定の提案をされたときに、こういう状況はよくないと、今の認可保育園が行ってるような定数基準の保育所であるべきだということで反対もいたしました。この小規模保育所が今後増えていくということになるわけです。しかし、今町が持っている運営基準、26年に決めました。この内容を守ってもらうということがまず第一であります。

それともう一つは、この新制度になっての保育所の実施責任については町が、自

治体が公的責任を負うことが求められる、これが児童福祉法の1条で述べてるわけですね。そういう点では今から増える、こういう待機児童解消のために力を出していこうといわれる事業所に対しても町として責任を持って、安全・安心で保育所に入所できるということになっていくようにその責任を果たすべきだと考えますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうからそういった小規模保育について聞いておりますけども、現在の保育所の中でも十分その分についてはやれるといった形の報告を受けております。何回も申し上げますけども、私は待機児童対策という中で老朽化を早急に建て替えた。これはこども館が先になりましたから、どうしても早急にやっていかなければならないと私は思っております。先日も警固断層の災害のときの演習があってございました。そういった中を見ますと、いつどこで何が起こるか分からないという状況の中で、お金をもらって子どもたちを預かっている中で、やはりそういった人命の問題というものがありますから、そういったことにつきましてはしっかりと行政は真っ先にやっていかなければならないんじゃないかなと思っておりますので、非常に財政は厳しいものがありますが、やはりやるべきものは必ず先にやっておかないかと私は思っておりますので、そういった建て替えの中で待機児童が解消ができれば私はいいと思っておりますので、そういった形でぜひ議会の方も応援していただきたいということで、再度お願いしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

では次に、幼稚園の3年保育で小規模保育所の連携施設にしていくことについての内容と、併せて幼稚園の1クラス30人編成でゆとりある安全な教育環境の充実について、関連しますので一緒に質問をいたします。

現在の待機児童のうち3歳児を町立保育園で受け入れるということになれば、ゼロ歳児から2歳児を受け入れる小規模保育所が増えていく中で連携施設となっていくことができます。そのためには町立保育園の施設の増築や教員の増加が必要になってくると思います。町長の選挙公約で3歳から受け入れられる幼稚園を実施したいということを述べられておられました。公約としても掲げておられます。そういう点ではこういう幼稚園のあり方も必要ではないかということが一つですね。

それでもう一つは、1クラス30人にしていくということでもあります。これは小学校の1、2年生が30人学級になることとあわせて、幼稚園でも30人学級を実施していくというのが国の方針としてもありました。そういう中で、小学校就学前の教育的な環境を整えるという点では、近ごろは家庭環境の多様化、個々に応じた支援が必要な幼児とか保護者のかかわりやクラス運営などで時間がとられるというふうなことなどで、幼稚園の先生の責任の重さとか疲労とか、非常に多忙化しているという状況があります。正規職員の教員の適正配置ということも求められているわけがあります。そういう点ではこの30人学級をしていくために、編成していくためには幼稚園が今35人学級に対応する教室の広さということになっていないことから、部屋を増築してそういう受け皿にしていくということが求められるというふうに思うわけがあります。

その2つの点について、町長の見解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

幼稚園での3歳保育、それと小規模の保育所の連携というのが私は基本的にはちょっと、私としては考え方が違うのではないかなと思っております。小規模保育によりましてはゼロ歳児から2歳児まで、これは保護者の方が仕事をされて預けられるのであるのであれば、やはり3歳児からは保育園で面倒を見なくてはならないと私は思っておりますので、これは全部が全部とは思っておりませんが、ほぼ保育園での機能ではないかなと思っております。私の幼稚園の3歳保育、幼稚園の預かりというものは、やはり家庭でゼロ歳児から3歳児まで育てられてる方に、少しでも子育て支援が軽減できるような3歳の幼稚園をつくったらどうかという考えでございますので、ちょっと考え方が違うのではないかなと私は考えております。

それと、今幼稚園の方は35人学級ということになっておりますけども、全部が全部35人学級に、今幼稚園は満になっておりませんし、少ないところでは24人とか二十何人とかぐらいの学級になっております。なぜそうなってるかということは、やはりこういう今からの子育てというのは保育園が主流になっておりますから、なかなか幼稚園が満員にならないというところがございます。そういった関連でございますので、その30人は何も言わなくても30人学級ぐらいではないかなと私は考えております。詳細につきましては所管の方から報告をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

すみません、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、小規模保育の連携施設ということでございますが、これには3年保育とすることが条件になってきます。まず、粕屋町の現状を申しますと、4歳児と5歳児の各2クラスずつで各園4クラスございます。1クラスの定員は言われるように35名であります。現状において3歳児を預かるためには園舎の増築等々が必要になってこようかというふうに思います。それからまた、保護者の終了にあわせて平日の長時間や土曜の保育等々をするためにはシフト勤務ができるように保育士の確保も必要になってまいります。先ほども言いましたけど、現状において保育士の確保は大変難しい状況にあります。いずれにしても町長が言われますように幼稚園は20名のクラスも実際にあります、1クラスで。ここら辺も踏まえまして、待機児童対策の選択肢の一つであろうかというふうに思いますが、今現在では増築をし、またクラスを30人学級にするというのはなかなか連携をしていくというのは難しいかなというふうに思っております。

それから、30人編成でということですが、安心・安全、これが一番だろうというふうに思います。保育や教育環境の充実、これは本当に重要なことだというふうには認識をいたしております。大切なお子様をお預かりして保育、教育を行う保育園、それから幼稚園におきましては先生方がまずゆとりを持って一人一人の園児に接することができることが大事だろうと思います。そして、園児の皆さんにとって安全で望ましい保育、教育環境を維持確保することは、これは行政の責務であろうというふうに思っております。30人編成でゆとりある教育環境をということでございますが、子どもが増えております粕屋町におきましては、先ほど言いました35人編成を維持するしかないのかなというふうに考えております。現場で苦勞してある先生方、もう切々ですね。8月30日に幼稚園の先生方との懇談会をしました。いろいろなご意見を賜りました。堺課長と一緒に出たんですが、これから1年に1回ぐらいはこういうふうに先生方の生の声を聴かせていただくということで、だから継続してやっていこうかなというふうに思っておりますが、その中で今年の夏は特に暑かった。幼稚園にはエアコンがありません。空調設備がありません。夏休みがあるからいいんじゃないかということで今までは設置がされてなかったんでしょうが、平成26年、小学校にもつきました。中学にもつきました。なぜ幼稚園にはないんですか、子どもが熱中症になったらどうするんですかという切実な声も聞いております。予算的には枠配分ということでかなりきつい配分になってくるとは思いますが、現場の声を真摯に聞きながら、教育、保育、教育環境の充実という観点からそこらについても検討し要求をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

これは30人編成でという要求は、労働組合としても幼稚園部会の人たちの要望を取り上げて方針化しているということもあります。ですから、現場の実態に合った要求としてあるわけですので、そういう点では今後もっと検討していただきたいというふうに思います。

次に、公共施設等総合管理計画での保育所整備計画の具体化。

3月議会では、これは今年度中に公共施設計画を行うということを言われておりましたが、来年の3月も含め今後どうしていくかということの予算の問題などあると思います。そういう点では今の段階で老朽化した保育所の建て替えについての方向性としてどういうふうに考えてあるのかについて、町長の答弁を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管の方から報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

今議会の中で総務常任委員会、それから議員さん皆さん方にも粕屋町におきます公共施設等総合管理計画の全体像的なものはお示しをされるんじゃないかなと思うんですが、保育所等々を所管する住民福祉部としても個別計画等々立てながらどう進めていくのかというのが必要になってくるのではなかろうかと思います。じゃあ具体的にどうするんだ、今の段階でどっちを先にするんだ、民営化にするのかというふうな具体的なことにつきましても、今後個別計画を策定する中で十二分に検討していきたいというふうに考えております。町長が申しましたように待機児童対策もそうですが、まずは老朽化。子どもたちの命を預かっております町行政としてどうしていくのかというのを肝に銘じながら、早急なる計画策定に当たりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

じゃあ次に、保育所の給料の引き上げと正職員雇用率の引き上げについて質問します。

これは今までも、今は全国的にも問題になってますように、ほかの業種から見ても職種から見ても保育士やら介護士の人たちの給料が10万円低いということなどが、ほかの職種よりというようなことが言われ、そして実際に粕屋町でもそういう状況の中で、職員だけじゃなくて嘱託、臨時の人たちも含めて給料を上げていく方向の努力はされているわけでありまして、今この待機児童解消のためには、建物もそうですけど保育士を集めるということが非常に困難になってるということなどがあります。ですから、そういう点で言えば、給料を上げていくということがまず前提に物事を解決へ行く方向性としては持つべきだというふうに思うんです。そういう点で、今後この保育士の現場における方々の給料について、引き上げも含めて考えるということについての見解について、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今議員おっしゃいますように保育士あるいは介護士の処遇改善というものが非常にやはり、3Kっていいですか、そういった中で非常に手が少ないということでございますので、今政府のほうもそういった保育士あるいは介護士の処遇改善というものが表明されておりますので、やはりいつかは、今度の9月からの補正といいますかね、議会がありますから、そういった中でも何らかの表明がされるのではないかなとは考えております。そういった中で、もし政府の方で対応が出れば、しっかりと粕屋町も対応してまいりたいと思います。内容につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

政府のほうの対応もあるんですが、近隣でも新聞等で議員さん方も知ってあると思います。保育所確保のために家賃を補助するよ。8万円補助するよ。保育士来ていただいたら2年間なるよとか、いろいろ各市町村で独自の施策を展開しています。それだけ保育士確保が難しいのかなと、こういうふうに考えてます。そして、実際粕屋町でも募集はかけかますがなかなか来ていただけないという状況であります。26年、27年、臨時さん、それから嘱託職員の先生方の給料の改定をさせていただきました。これだけでいいのかといたらなかなか難しいんでしょうけど、環境とかですね、やっぱり働きやすい環境にしていかなきゃいけないので、給料だけ

じゃなく環境整備も含めて、そして人間関係、そこで働く先生たちがやっぱり嫌になったような状態でいい保育はできませんので、そこら辺の人事面等々につきましても内容を把握しながら交流を図っていくというふうな対応もさせていただいております。

大変難しい状況ではありますが、この保育士確保のために29年度につきましても何らかの手当を上げるとか、そこら辺を考えていきたいと、処遇改善に努めていきたいと。先生方からは、職能給みたいな形で少し手当は出ないんですかというふうなご意見も出ています。資格はあるんですよと。ただ、やっぱりこれは保育士さん、栄養士さん、いろんな方が町はおりますので、そこら辺との兼ね合いもあります。難しいのかなと思いますが、いずれにせよ給料面等々、そこら辺の処遇のアップができないか、係でも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

何度も言いますが、これは保育士だけでなく介護士も含め、粕屋町の職場での嘱託、臨時の人たちも含めたそういう雇用条件を引き上げていくということも含めてぜひ取り組んでもらいたいというふうに思います。

次に、小学校、中学校の義務教育での支援充実についてです。

就学援助制度について質問をいたします。私は6月議会、12月議会でこの就学援助の申請認定基準を1.3倍から1.5倍に引き上げることを提案いたしました。これは生活保護費が引き下げられる中、こういう就学援助の認定基準が生活保護費の1.3倍、1.5倍というようなことが全国でも決められているわけです。そういう点では生活保護は引き下げられ、そして冬季加算が減らされ住宅扶助も減らされるというような状況のもとで、どういうふうにこの引き下げられた分を含めた基準を今までと変わらないように対象者の人たちが就学援助を受けられるようにしていくかというのが一つ大事な問題だと思います。

この点について、文科省は26年6月に1,768自治体を対象に調査した結果、63.2%、1,117自治体でこの基準額を引き上げる、実を上げたということとか、今までどおりの生活保護基準で認定したというようなことが言われております。これで生活保護に関係する基準を引き下げたというところは34自治体、1.9%しかありません。そういう点では、この申請基準を現状のままにしている自治体では就学援助が受けられないという児童も生まれているということなんですが、このことについて教育長の答弁を求めます。



◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

お答えさせていただきます。

粕屋町におきましては、小・中学校の児童・生徒に対する就学援助といたしまして、田川議員もご存じかと思えます、生活保護受給までに至らない家庭にあつては生活保護基準の1.3倍以下のご家庭を対象として昨年度まで支給対象で行ってまいりました。入学準備金、学用品、それから給食費、修学旅行費などに加えまして、本年度からほかの糟屋地区に先駆けましてP T A会費、さらには中学生においては生徒会費とクラブ活動費の3項目を新たに追加して支給しているところです。

今回の質問の本題であります所得基準を生活保護基準の1.5倍に引き上げることにつきましては、昨年12月議会の答弁の中にありましたが、引き下げる自治体が多い中、本町におきましては現在の1.3倍の基準を維持したいというふうに考えておりますというところが答弁です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

私、先ほど言いましたように文科省が調査した結果、この引き下げたのは34自治体、1.9%しかなかったということを述べました。そういう点で言えば、全国的にこの生活保護費が引き下げられたことによって、就学援助だけじゃない、ほかの関連も含めてあるわけですが、どういうふうになっているかも含め、今後検討もしていつてもらいたいというふうに思います。

次に、関連して質問をしておきたいです。これも一般質問でも質問いたしましたけど、入学時期の就学援助費を3月に前倒して、そして支払いをするようにしてほしいということを述べました。これはいつも今までは7月にしか就学援助は申請された後、受給できないという状況です。福岡市でもこの3月に支給するということを実施をしております。ランドセルや学用品など10万円ぐらいですね、まとまった費用がかかるということも言われております。同じ町からの支出として、7月ということじゃなくて3月に前倒すということで、難しいことではないと思います。小学校から中学校に行く人たちも、中学校に行く人たちに3月に支給するということなどが需要ではないかと思えます。このことについて、福岡市の教育委員会もこういうふうな学用品などの支出がかさむという時期だから配慮して前倒しして出すようにしたということをお述べております。

もう一つは、厚労省は事務処理の通知を自治体に出しております。今年の5月に

日本共産党の田村参議院議員が文科省の教育局長に質問をする中で、児童・生徒が援助を必要する時期に速やかに支給できるように十分配慮するように自治体に通知しているということも答弁を聞いております。そういう点で言えば、この生活保護費の問題等の、申請額の問題もそうですけど、今非常に消費税も含め上がる中でまとまった支払いができないという人たちに前倒してこの3月に就学援助を支給していくということについて、前回質問をした後も含めどのように検討されているのか、教育長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長、指名してください。

◎教育長（西村久朝君）

教育次長よりお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（大石 進君）

お答えいたします。

現在の福岡市では、平成27年度から実施しております。対象としましては28年4月に福岡市の国、県、市立の入学予定者ということで、対象外としましては平成28年3月31日までに福岡市外に転出予定者の者、私立に入学予定者の者、たしか先日北九州でも今議会か何かで補正で上げていると思いますけど、前々年度の所得を対象として算定するというふうな新聞記事が載ってたかと記憶しております。この場合、問題点としましては、ご存じだと思いますけど、支給後に入学をせずに転出した方への還付等、ちょっと問題がまだ発生する可能性が多々ありますので、今後の検討課題としましては残るものの、福岡市、北九州市で現状の実施、支給方法につきながら情報収集には努めたいと思います。今後の検討としては思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

ぜひ前向きに検討していただくようにお願いします。

次に、学校給食費の負担軽減について質問いたします。

これは給食費が、学校は義務教育ということで、義務教育はこれを無償にするということで、教材費など含めそういうことも含めてあるわけですが、給食費についても全国的にも今負担を自治体でしていくというのが増えてきているわけでありまして、国がこの無償化を決めていく、幸福度も含めて、補助金も含めて出していくと

いうことも大事なんです、交付金ですね、大事なんです、全国でも自治体でこれ全額補助をしているところは45自治体あります。半額以上が64自治体、半額以上含めてですね。県内でも15自治体が助成しております。古賀市では小学生3人以上の世帯の場合は第3子以上は給食費半額というような取り組みもしております。そういう点では、今度新しく給食センターが建設されて、給食費のことも含め非常に心配もあるわけですが、いずれにしても今の子どもたちが給食を学校で食べるのが唯一の楽しみだというようなことなどが言われております。親が病気して給食しか食べれないという人たちもおると言われています。先日は、お金がなくて食事ができないということで子どもがティッシュペーパーを食べてたというような悲惨な報道などもありました。そういう点で言えば非常に貧困ということで、子どもたちが家庭的に恵まれない状況が生まれてきているということの中で、給食費の補助というのは部分的にでも、全額を保障していくことだけじゃなくて検討すべきだと思いますが、教育長の答弁を。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

給食費等につきましては、教育次長の方からお答えをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（大石 進君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費は、学校給食法第11条により、施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は義務教育学校の設置者の負担とされ、それ以外に要する経費、すなわち材料費です、につきましては保護者の負担となることが明記されております。粕屋町の給食費は月額で小学校が3,900円、中学校4,600円、平成20年の値上げを最後に平成26年度の消費税の増税もありましたけど、その場合も据え置き、現在まで値上げを行っていないのが現状でございます。また、近隣の市町村と比較しましても一番安く、2014年の文科省の調査による平均月額は粕屋町3,900円に対し全国平均が4,266円、中学校に対しましては粕屋町4,600円に対し4,882円の結果も出ており、それと比較しても粕屋町は安い給食費であると考えております。しかし、公益財団法人福岡県学校給食会の統計では、近年の社会情勢により納品する材料費の価格の高騰が現在価格での提供が厳しくなっていることも見解とされております。負担軽減とする面から、その高騰した価格を町の財源から負担することは、現在の財政状況から考えましても大変厳しい状況でございます。粕屋町の未来

を担う子どもたちに対し、安全・安心でおいしい給食を提供するよう今後も努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

全国的にもそういう全額とか半額助成とかというようなことなどもあります。そういう点で言えば、今までよりももっとそういう町も含め補助をしてあげる人たちを救済していくことも含めて行うべきかと思っておりますので、今後もよろしく検討をお願いします。

次に、学童保育についての問題です。

これは6年生まで入所可能な施設にしていくことを求めているわけですが、4年生から以降、昨年からの学童保育に入所するという人たちが全国的にも増えて、4年生が特に増えてきているということなどが言われております。中央小学校の学童保育を増設して受け入れ体制が増えたということもあります。しかし、まだこの学童を必要としている人たち、子どもたちが多くなってきているという状況でもあります。そういう点では粕屋町の学童保育の定員として480人で411人、24年度は利用したと。66人は定員割れだったということだったんですが、26年度は520人で中央小学校の定員増がありましたけど、478人が利用して定員割れが42人ということになっています。町が作成したこの子ども・子育て支援事業計画の中では、29年には60名以上の定員オーバーになり待機児童が生まれると分析して、27年度の実績状況を見て待機児童の解消を検討しますということを示しておるわけです。そういう点では4年生から入るようになったこの学童保育が、今の施設では不足するという状況になってきているというふうに思います。そういう点では、ほかのところの自治体は空き部屋とか教室の空いているところを使うというようなことなどもありますけど、そういう点で財政的な問題も伴うことでもありますけど、今後こういうふうが増えていく傾向はある。4年生から以上の子どもが必要とするという状況が進んでいくということになりますけど、どのような方向を教育長は見解をお持ちなのか、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在の小・中学校、児童数が増えておりまして、校舎も増改築をしていってるところでございます。これに伴いまして学童保育の方もなかなか退去させざるを得な

い状態が起こっております。このことにつきましては教育次長よりお答えをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会事務局次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

今、田川議員がもうほとんど答えを先に言っていただきましたけど、まず平成27年に制度が改正されまして、小学6年生までの入所が可能となっております。それに伴いまして、粕屋町でも平成27年度に待機児童が初めて大川小学校と仲原小学校で定員をオーバーしております。それをもとに粕屋町では大川小学校学童保育に関しましては民間委託である相和会にご相談をしているところでございますけど、場所と資金の関係がありますので、まだ協議中ではございます。本年、仲原小学校の増築工事を先月の臨時会で議決いただきまして、今増築中ではございますけど、その1階部分に対して1クラス増員、定員40名を今建築しておるところでございます。

今後も待機児童が出ることは予想はできますけど、よく調査しながら今後の公共施設の順番に伴いまして検討していくべきではないかと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

これも保育所の問題と一緒に待機児童が増えていくという状況があるわけです。子どもが増えていく、そしてそういう共働きをする人たちとか働かざるを得ない保護者というようなこと、ひとり親家庭などなど含めれば、今後こういう社会的な状況のもとで受け入れ体制ができる、そういう施設を目指していくように求めたいと思います。

次に、教員の人たち、小・中学校の、時間外勤務や超過残業とかというようなことも含めて過剰負担が増えてきているのではないかとということがあります。これは世界的にもこの日本の教員の1週間当たりの勤務時間がOECDの中でも一番ひどい、長時間強いられているというようなことなどが出ております。そういう点からいけば、この保護者負担についてもチリや韓国とかと比べて高い数字になっているということも言われてますし、そういう点で言えば教育に対する先生の待遇、それと子どもに対してのそういう援助というのが必要だということを示してると思います。

そういう点で、小学校の30人学級が国としても引き続きこれを目指して取り組むように、福教組の組合、教員の組合なども含めて町に対して請願、意見書など出しておられるわけですが、そういう30人学級を受け持っているような子どもの数にしていくということになれば、教員の人たちもそういう負担が少なくなっていくと、ほかのものに時間が割けるということにもなっていくと思います。もう一つは、部活の問題の担任制の問題とか、いろいろとなかなか先生たちも苦労があるようであります。もう一つは、障がい者の人たち含めて、障がい者といいますか特別支援学級など含めて、そういう子どもたちに対する支援・指導ということが求められてきているわけでありまして。そういう点ではスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを全小・中学校に配置するということも含め、先の議会で請願が採択されました校納金の徴収方法をクラス担任が徴収するのを金融機関に振り込むということなども必要だと考えます。このことについての進行状況も含め、教育長に答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

失礼します。

職員の超過勤務、それから過重負担をなくすということで、関心を持っていただいて大変ありがたく思います。平成26年度に実施しました公立学校教員の勤務実態に関する調査によりますと、福岡県の公立学校の教諭等は1日平均して1時間半から2時間半程度、正規の勤務時間を超えて業務に従事しておるという結果が出ております。また、大多数の教員が日々の業務に多忙さや負担を感じていることが明らかになっております。学校現場の多忙な実態が伺われる結果となっておりますが、ただ教員はやりがい、それから負担感を持ってある、多忙感も持ってあるが、使命感があるので今持っているという結果も最後にコメントされておりました。

このような状態の中で、学校における教員の業務負担軽減のためには業務の精選、効率化に取り組むことが重要であると考えております。今年3月に県の教育委員会から配布されました「公立学校における教職員の超過勤務の軽減に向けた業務改善ハンドブック」というのがあります。これを教育委員会が各学校において精選すべき事項を明確にするなど、公務の効率化を推進するよう求められております。粕屋町教育委員会としては、これらの取組を通じ、学校現場における教員の業務負担の軽減を図ることで学校教育全体の質の向上に取り組んでまいりたいと思います。ということで、ハンドブックは4月当初に校長会の方で私の方で中身を精査して校長等におろしたところでございます。中身は何かと言いますと、定時退校日の

徹底及びノ一部活動、または会議等の縮小、または中身をギョウそれから提案内容、それからポイントだけを提案するといった、そういった中身の工夫、それから教材研究におきましては学年間で協力をして一人で自分だけの研究をしないというようなこと等につきまして、具体的にハンドブックに明示されているとございます。また、部活動におきましては現在町内の中学校の方には外部指導員という形で大変ありがたい援助をいただいております。また、複数顧問制ということで教員の方も対応してるかと思えます。

今ご質問がありました30人学級ということにつきましては、定数とも絡みがございますので、教育長会または校長会、小・中学校の校長会も含めてですけど、県のほうに要望してるところでございます。また、スクールカウンセラーもしくはスクールソーシャルワーカー等の各学校の配置ということでございますが、現在こども館のほうに1人スクールソーシャルワーカー1名を7月より増員していただきまして、2名体制で今やってるところでございます。非常に効果を上げておられると思っております。家庭の方にも入り込んでいただいておりますし、なかなか難しい家庭のほうにも、学校だけではなくてこういう機関と連携できるというのは助かっているというふうにお聞きしております。

また、現在国の方、または県の通知の方にも業務軽減のためにということであるんですけど、チーム学校という新しい学校支援体制ということで、例えば事務官と学校の教員とが学校教育を一緒に担っていくという、今までは事務は事務、教員は教員の指導ということだけでしたが、これをチームを組んでやっていくところで、今学校の方は少しずつ意識改革を行われているところでございます。また、特別支援学級につきましては、本町におきましては小学校特別学級支援員として町費で5名ずつ小学校は配置をさせていただいております。中学校は1名と2名の配置になっております。現在、特別支援学級、小学校で全部で31クラス190名が在籍しております。中学校は6クラス36名が在籍しております。非常に粕屋町、特別支援学級の在籍生徒数、児童数が多いわけですけど、町の方としてもそういう人的配置をしておりますので、今後とも継続して支援をしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

時間がなくなりまして申し訳ありませんが、先ほど言いました校納金の徴収方法の問題について後で一言述べてもらいたいのと、それともう一つはこの特別支援学級の問題については今説明もありましたので、ただ先日入学した子どもが難聴で、

先生から保護者に相談があつて、支援学級、言語教室に通わせる指導があつたということですが、先生の対応ができないと。1人では難しいというようなことで時間配分ができないということでの相談があつたということなんですが、こういう点については状況は。

子どもの申し込みが35人で25人しか対応できないというような人数になつてるといふようなことで、定員オーバーになつていていふようなことでしたが、このことについてもつかんであるかどうか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

難聴の児童につきましては、ちょっとこれから私の方で調べさせていただきたいと思ひます。ちょっとこの場で答弁は控えさせていただきます。

それから、校納金につきましては、現在学校教育課のほうでそれぞれ金融機関と調整を図つているところでございますし、学校の方、事務官の代表をちょっと学校教育課の方に呼びまして、今ここまで進んでると、できるだけ年度内で道筋を決めて来年度4月から実施できるようにという方向で、今のところる頑張つてるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

控えさせていただきますとは、今は分からないので調査するということですか、教育長。ここで答弁控えさせていただくといふのは、分からないので今から調査するということですか。

◎教育長（西村久朝君）

私分かりませんので、よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

これは、聞いたのは1週間ぐらい前だったんですよ。ですから、ちょっとまだ現場の状況をつかめてないと思ひます。ただ、人数がそういう定数と応募者の関係があるということですね、先生が足りないのかつていふことなどがありましたので質問しました。

最後に、ちょっと時間なくなりましたが、一つは今東京とか福岡市などでゲリラ豪雨など含めて水害が起きたときにどのような対応するかといふことで、大きな地下パイプといひますか、排水溝に貯水して、そして東京湾とか博多湾に流すといふようなことなどが行われるといふことで工事されておひります。粕屋町としても今後



こういうような方向も考えながら、そしてもう一つは内橋、柚須、阿恵、長者原下区など水が流れて下流になるところの地域などの水害対策のためにも貯水槽を私はスポーツ公園などにできたらいいんじゃないかというふうに思ってるんですが、そういう点についての答弁を願います。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

田川議員のゲリラ豪雨などに対するところの水害対策について、東京都また福岡市などの部分を参考にとということでご質問いただいております。

私の方もその物件につきましては、今年の8月17日の新聞関係の記事、また私どもが勉強会としてやっております平成21年7月以降中国・九州北部豪雨に対しまして福岡市糟屋郡内における浸水対策連絡協議会を年に2回ほど実施しているところでございます。そして、そういう中でこの水位抑制関係について勉強をやっていく状況の中で、この東光寺の第3雨水幹線工事ということを研究してまいりました。今粕屋町の浸水対策、これは3か所、役場内、フォーラムなりということで建設いたしておりますけれども、これにつきましては1トン当たりの貯水金額は概ね8万円程度、そして今現在福岡市が実施しております物件につきましては31万円程度の費用がかかることで、私どもも事業単価が4倍というふうな事業に対しましてなかなか取り組めない状況になっておりますので、その旨ご理解していただきたいと思っております。

そういうような状況の中におきまして、先ほど申しました調整池、これは22年から26年の中に5,900トン、そして阿恵大池のほうの雨水調整池として8,500トン、また農業用ため池を利用した減水を行ったところで、機能としては6万6,000トンの減水対策、合わせて8万というような浸水対策を実施しているところでございます。

今後の対策につきましては、粕屋町の農業ため池の登記簿面積は12か所におきまして60万1,000平米ほどございますので、こういうものに対しまして管理農区であります水利権者と減水対策に行うところの浸水対策を進めてまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、答弁と返させていただきます。

以上です。

◎9番（田川正治君）

どうも。時間がオーバーして、最後の農業振興地域の問題についてのことは担当課の方にまた行って状況を説明してもらおうということで、以上で一般質問を終わり

ます。

(9番 田川正治君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

ここでお昼休憩とさせていただきます。

(休憩 午後0時32分)

(再開 午後1時15分)

◎議長 (進藤啓一君)

それでは、再開いたします。

6番太田健策議員。

(6番 太田健策君 登壇)

◎6番 (太田健策君)

議席番号6番太田健策です。通告書によりまして一般質問させていただきます。

給食センター6月の一般質問についての確認ということで質問させていただきましたが、1番目に、交付金遅延損害金についてということで、交付金につきましては6月の一般質問で教育長の答えは、本来6月に申請すべきところを金額がきちっと固まっていないので10月の申請で間に合わなかったと答弁されました。交付金を受ける場合は、町のほかの課でも金額が決まらないと申請されないのか。また、こんな事例は今まであったのかどうか、町長にお答えいただきたいと思います。

◎議長 (進藤啓一君)

因町長。

◎町長 (因 辰美君)

今太田議員おっしゃいますように、恐らく前回の教育長が答弁したのは本人が回答した分についてのそのとおりを言ったんだと思います。大体5月に出すのは概算でございますので、何らはっきりしておるわけございませんので、よそのほかの所管の方もそれを概算で出して、後で修正して本申請になるということになっておりますので、そういったことはほかところでは一切あっておりません。

以上です。

◎議長 (進藤啓一君)

太田議員。

◎6番 (太田健策君)

分かりました。ほんなら、他の課ではちゃんときちっと金額が固まらないままでも出すというふうなことで理解しとっていいんですね。

それから、交付金の申請につきましては、またこれにつきましてはの責任は誰の責任なのか、前の教育長は退職前の議会で、金額的な責任は弁護士さんに相談したと

ころ私にはありませんよというように報告されたんですが、ということになると、これは町民の負担になるんですかね。どうですかね。町長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

現在のところ、給食センターの特別委員会におきまして報告したと思いますけども、今のところは基金を取り崩してからその財源に充てております。しかしながら、今まで補助金が不申請の場合、そういった場合につきましては近年は最後の補正予算が、大型補正予算が物すごく組み入れられてきております。そういった中で、今年の28年度もその大型補正が出るのではないかということで、今石山次長に替わりまして、室長に替わりまして、そういった旨を伝え、しっかりと28年度の再申請分、そして29年度でも前倒しでも可という、そういった形で申請はさせております。そういった中で、いつでももし補正予算がつけば、つくような状況で準備はいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長のお答えでは、基金を取り崩してっちゅうことになると、その基金は税金がもとでしょうから、町民の負担というふうに考えないかんのでしょうかね、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

そのとおりでございます。1億8,500万円ということは今基金のほうから取り崩すようにしております。そういった中で今度建設費を支払っていくというような、そういったシステムでございましたので、その1億8,500万円を支払うようにしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それから、住民監査請求が平成28年4月28日に出されていますが、この文書の内容について2名の監査委員より関係人の調査で交付金が受けられるか否かは不明であるということと、交付金が受けられるにしても幾ら受けられるのか不明である

と。したがって、債権、債務としないこととして監査人2名より却下されていません。

ということは、債権に債務として成り立たないということで、今後の請求はもうないということで判断されていいんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

今おっしゃってるのは、交付金の関係ですか。遅滞延滞金のことですか。

◎6番（太田健策君）

交付金がもう完全に、この文書では監査委員会の話では交付金が受けられるとしても幾ら受けられるか不明であるということで答えをそこに出しておられますので、全くもう完全に受けられないのか、またはどうなのかということをお聞きしたいと。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私もその監査てんまつ読ませていただいて、非常に理解に苦しんだところでございます。そういった中で、監査委員の方が前次長に情報を聞いておられます内容を見ますと、非常に私も腹立たしいものがありまして、そういった中で本人を呼びました。こういった回答をしたのかと。これは本当なのかといった形で、であるならばこの監査てんまつというのは書き換えてもらわんと、将来残っては困るなという、事実とは違うんじゃないかなという。監査委員、この前監査指摘を受けたときにちょっとその旨を聞いております。そういった中で、やはり監査委員は聞いたとおりしか書けないといったことで言われておりましたので、それはそれなりに納得しとかないかんのかなと。しかしながら、その文面をずっと、本人を呼びまして、私が部長を通じて本人を呼んできなさいということで、そういったものをしっかりと内容を聞いとかと今後の方向に支障が出ますから本人に聞きますと、やはりどうしても全部言い訳から入っておる。どうせ出しとつても出ないだとか、そういった答弁になっておりまして、それはそのときの問題であって、出るか出ないかというのは本人に関係ないと。あくまでもあなたが提出していないことが一番悪いことではないですかという。私はテープをとりますよと。テープをとって、あなたが何て言うたか聞いとかないかんからテープとらせてくださいということで総務部長を同伴させて聞いて、内容とかそういった言い訳はどうでもいいと。しかしながらこの問題については何が問題ねと。あなたがとにかく申請してないことが問題やろうと。違いますかということで問いただしましたら、やはり本人もそれはそうです、私が申請を忘れとつたのが問題ですと。最終的にはあなたの思い込みでやって

なかったことでしょって私言うたら、本人も認めておりますので、その回答につきましてはテープに残っております。

そういった中で、やはりそういったことはちょっとのことで全部問題をすり替えられているような感じがいたしますから、非常に私たちも気分が悪いその監査てんまつになっておりますので、監査委員とも今後はしっかりと協議しながらしていかないかんと考えておりますけども、いずれにしても監査委員は監査委員の範囲の中で回答されてると思っておりますので、行政の方は行政として全く違う形でやりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

先日、町長知ってあると思います。前の町長を参考人として特別委員会に招致されたときに、前の町長はそのことについては全然知らない、全く知らないと答えられました。ということは、職員が勝手にしとっちゃろうもんということで前の町長答えられております。ぜひとも町民の納得のいくような形で、この問題もぜひ町長に解決していただきたいということで、この件は終わらせていただきます。

続きまして、遅延損害金につきまして質問させていただきます。

これも教育長は1億8,500万円ほどの損害賠償の請求があつていまして。これからは弁護士さんも含めて交渉をしていきますという答えをされましたが、もう6月議会での答弁ですから、3か月たった現在、この件につきましてはどういう方向になっているのか説明をお願いしたいと思います。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前回ですかね、田川議員の方からこの点をご指摘いただきまして、私はそういったことにつきましては断固戦いながら払う気はないということでは申し上げておりましたけども、実は平成27年、去年の5月に設計変更ガイドラインというものが、これ国交省から出ておるんです。これは昔やったら今までのようなことであればちゃんと協議して、その発注者の方の意向の中で調整していくということで、昔は業者の方がほとんどかぶっていたといったら言い方悪いですけど、ほとんどそういった協議の中で処理されていったことが現状でございました。しかしながら、27年7月からこういった契約社会になりまして、これから外れたものについては全て発注者のほうが責任を負うという形のそのものができていたそうです。ですから、昔なりの考

えで交渉しようっても全く通りませんよといった形で指摘を受けましたので、それからそういったものを勉強しながら、それから少しでも軽減できるようにといった形で交渉してまいっております。内容につきましては石山室長のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

遅延損害金についてお答え申し上げます。

昨年、廃棄物問題により発注者である町が工事を一時中断したことによる工期の変更に伴う増加費用について、平成28年4月28日付でSPCから請求がありました。そのうち、工期延長及び開業遅延費用として税込みで1億8,375万円程度の請求がありましたので、先の6月議会において補正予算として上程をいたしました。精査途中ということで一部費用のみ可決をいただきましたが、そのほとんどは減額修正となっております。現在、請求額について顧問弁護士に依頼をしまして、金額の妥当性等を精査していただいておりますが、町としても町長が率先して各業者と個別に価格交渉するなど鋭意努力をしているところでございます。

先月の8月31日現在で、税込み、先ほどの1億8,375万円に対しまして、8月31日現在で税込み1億1,257万円程度に減額になっております。4月28日からの減額としては7,118万円です。また、その他の関連費用としましても1,627万円程度減額となっており、関連する金額を合わせますと8,745万円程度の減額となっております。

今回は町側が廃棄物に対して十分な対策を講じていなかったことにより工事を一時中断しなければならなかった原因をつくっており、業者に直接の原因があるわけではございません。事業契約上支払うべきものはきちんと払い、早期に円満な決着をしたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

このPFIの契約書の中に、私も前に目を通したときは、緊急な場合、問題が起きた時は作業を止めることができるというような文面が入ったということが記憶にあるんですが、その場合であるところの問題はそのときの問題と一緒にあって、町が全部持たないかんというようなことにはならないっちゃんいかなと。

それから、弁護士さんを含めて交渉していくということですが、弁護士さんも、

誰もかれもが弁護士さんはその弁護ができるということやなくして、やはり専門分野の弁護士さんがおられますよ。やっぱりこの辺の分野に詳しい弁護士さんを選定しないと、町が抱えた弁護士さんでどの程度分かるか分かりませんが、やはりそういう弁護士も選定する必要があるっちゃんないかなと私は思っておりますが、町長の方はどげなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

おっしゃるとおり、やはり専門性が必要であるかと思えます。特にSPCのほうにつきましてはPFI専門でございますので、その専門の弁護士がついておりますので非常に詳しい方であると思っております。そういった中で非常に難航はしておりますけれども、企業努力を本当にさせていただいております。あらゆる方向からお願いを申し上げまして経営をしていただいております。どうしてもNECのそういった金融関係の関係がなかなか減額ができないというところが今一つでございます。そういったところがちょっと難しいところでございますので、その点についてもちょっと調査しながら得意分野の方をお願いしていこうかという考えも持っております。

それから、当初この問題については公的に問題があって、そんなに超過金とか遅延金は請求されないのではないかとことも思っておりますけれども、よく聞きますとうちの職員の方から請求してくださいと言った部分もありますから、非常にうちも交渉もしにくいというところもあります。それから、もし遅れた場合はこれだけの遅延金が出ますよって、何でそのときにきちんと言ってくれないのかという、そういったところも言っておりますが、もう起こった後なのでなかなか対応が難しい。そして、この契約の中でもそういった契約以外のことをやる時には必ず遅延金は発生するという、アメリカみたいな方式のような形になっておりますので、非常に日本人感覚で進めていてもなかなか理解ができないところが多うございますけれども、やはりそれはそれなりにしっかりと何とか軽減できるように頑張りたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

この遅延損害金の中に、私も何回も前から言っておりますが、解体撤去費が2,600万円から7,300万円になったことで、遅延損害金の中に現在の建物の改造とい

うのが2,500万円ほど入ってたと思うんですね。それが実際にはこの2,600万円が7,300万円に上がった中にダブって入っとっちゃないかなということ調査してくれということでこの前教育長にも申し上げておりましたが、その件は何か資料の中で調査されたんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

解体費の分につきましては、P F I方式で以前から説明されておりますが、大枠で7,300万円といった形の中で言われておったと思います。そういった中で、もう少し突き詰めてみますと2,600万円の中だったかな、そういった大枠でやるという非常に不可解なP F I方式でございますので、非常に私たちも理解するのが難しゅうございます。大体ならばそういったものが積み上げてその金額になるべきと私たちは思っておりますけども、そういった総枠の中でこういった形のを提案するのかという中で決めていったというP F I方式の独自のやり方でございますので、非常に理解が難しゅうございますけども、そういったところにつきましてはやはり後訂正されたように2,300万円ぐらいの形で金額で修正になってきたというところがございます。

そういった中で、後の分についてはまた室長のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

当初は2,847万円、税抜きで計上してありました。その分について今回の現給食センターの分で重複してないかということでございますけれども、実際問題としてその2,847万円の中に今回の改修工事に伴うものは若干入っております。確かに入っております。というよりも、その分については今回の撤去費の中には含まれておりませんので、今度の現給食センターの撤去が終わるときにそういったものは精査をして、過不足があるかないかとか、そういったものを精査をしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

では、続きまして、教育委員会の職員体制について。

これも前の議会で質問いたしましたが、教育長は現在粕屋町の人口はずっと増え



ておりますし、小・中学校増改築が今後もさらに続く必要がございますと。町長部局と相談をして、少し体制を変えたいということでお答えになりました。この問題について、やはり現体制ではなかなか難しい専門的な分野が給食センターには残っております。また、今後15年間も管理していかないかということであれば、私は現体制のままではいろんなまた問題が起きてくるっちゃんないかと心配をしております。だから、早急にやはり専門分野が分かる方を派遣していただいて問題に携わっていただきたいと思っておりますが、どんなですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回、SPCとの交渉に当たってありましたアドバイザーの長大、ここを建設前に切っております。そして、一応、建設が始まってからじゃあ誰が見るのかといった形で私たち関課長に聞いておりましたら、SPCの方の企業を答えたんですよ。パシフィックで見てもらいますと。それはSPCの企業の方でしょうもといった形で言うておりましたが、アドバイザーの長大を切ったということで、先日九州整備局、国土交通省の中で部長の方でいろいろな情報を仕入れに行きましたけども、アドバイザーが一番重要であって、このPFIをきちっとやっていく中ではかけがえのないものがございますよと、私たちでも分かりませんと。私たちもアドバイザーを2社つけるときがありますと。そういった中で、やっぱり切ること自体が私たちは考えられませんということでご指摘を受けましたけども、やはり今後はそういった今までの契約、それから今から運営ということがありますが、そういった別の形でまたアドバイザーをつけましたので、今後は職員もしっかりとしたものをつけていかないかという考えを持っておりますけども、PFIのアドバイザー等もしっかりと活用しながら運営していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

分かりました。

それでは、続きまして平成27年度の産業廃棄物処理についてお聞きいたします。

27年度の廃棄物処理は大体何トンで、何立米で幾らぐらいになったのかということ、西松と九電工別に報告をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ただいまの質問にお答えします。

平成27年度分の処分数量と金額ということでございます。株式会社九電工は約172トン、金額は税込みで210万円弱でございます。しかしながら、書類等の不備や最終処分場での計量と根拠が示せないとして請求を辞退されております。

西松建設株式会社は、確定数量1,962.39トン、金額は税込みで4,435万14円となっております。廃棄物処分に関しては、もともと当初の事業契約に含まれておりませんので、先の6月議会に変更事業を契約議案を上程し、平成27年度分と今後発生する廃棄物等に関する事項を加えましてご承認をいただきました。

株式会社九電工においては、平成27年度分は書類等に先ほど言いました、不備があるとして請求を辞退する、請求しない旨を明文化したものと、西松建設株式会社については税込み金額4,435万14円で確定する旨の協議書をSPCと取り交わしております。

また、平成27年度分を支払うための予算4,435万1,000円につきましては、先の6月議会でご承認をいただいておりますので、SPCから正式な請求があれば30日以内に支払うこととなります。ただし、その西松建設株式会社につきましては実際に支払う金額は、後ほどまた答弁をいたしますが、当初設計に入っていた残土処分費用を減額した金額ということになります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

室長は、6月議会で私の答弁で述べられておりますが、今回の27年度の廃棄物の支払いをするときには書類等はマニフェスト、写真等が全部そろった時点でじゃないと支払いはしないということをおっしゃっておりますね。ということは、もうそれをお支払いはされたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

先ほど申しましたように、正式な請求はあっておりません。書類につきましては、今まで相当な書類を出していただいております。廃棄物処理法に基づく土地の形質変更届と、あとは工事中の写真、トラックの写真、あとはマニフェスト、電子マニフェストですね、それからトラックの写真、それから明細表とかそういった単価見積書あたりを今のところ出していただいております。また、これ以上について

は今一度確認をするように業者の方には言っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

その27年度の分の、室長が言われました、私どもが見てもこの確認できないと。今一度やっぱり専門分野の人にぴしゃっと見ていただいて確認をとっていただかんと、支払いはされるとですね、これは地方公務員法違反にあたるようなことになっていくんじゃないかと心配しております。だから、やはりここに契約書等、マニフェスト、私も情報公開でいただいておりますが、これ見て満足のものは何もないんですよ。写真にしても。やはり満足いくような結果になって支払いをしていたかんと、西松にしても九電工にしてもちゃんとこのマニフェストないんですよ。九電工の、この前の議会では九電工のマニフェスト、契約書ありますということだった。契約書ここに持ってきておりますが、これは全部太宰府なんですよ。大分じゃないんですよ。これは産業廃棄物の不法投棄になるんですよ、これ。その不法投棄だからお金を請求しないということをしとんですよ。そういう場合は、やはり自分だけの判断、業者に聞いただけの判断じゃなくて、福岡県、国土交通省あたりに聞いて、このようなことが起こったときはどういう対応せないかんのか、その辺もぴしゃっとしていかないと、また第三者からこれを追求されてお金を払ったら、町長は、町長にも何遍も言ってますが、町長はやられますよ。そこを心配しておるんですよ、私は。その辺をやはりしっかり自分で分からんやったらそういう専門分野で調査されて処理していかないと、簡単に今出してもろうとりますから、今のところ満足のいくことないばってん出ておりますというようなことでいいかげんな返事をされると、今後支払いしてからが問題が出るんです。今やけんまだ問題にならんと思いますがね、第三者が聞きつけてきたら大きな問題になりますよ、これ。もうちょっと慎重に、町長もその辺は管理されて処理されとかんと、粕屋町の大きな恥になってしまいますよ。ぜひともその辺を心配しておりますので、ぜひとも書類をきちっと、分からんやったら、太田議員、こうやって書類出たらこれでいいですかと言われたら、私もちゃんと協力しますよ。そういうことで進めて、まだ28年度もあるわけでしょう。そしたら、そういう形で進めていただかんと、これが大きな問題につながっていくかんようにしていかないといかんから、心配してそういうわけですから、ぜひともそういう形で室長していただきたいと思います。

これは先ほども言いましたけど、本来なら九電工は、これはもう指名停止ですよ、これ。これはうそをしとんですよ。県との約束では、あなたも行かっしゃっ

た、町長も行かっしやったですね。大分に持っていくと九電工はびしやっど報告しとるんですから。それを太宰府で契約しとるんです、契約書。あなたはあると言わっしやったばってん、ないんですよ。だから、それは大きな問題ですよ。これ指名停止、廃棄物の不法投棄になりますよ、これ。警察問題になったら。さらっと行きませんよ、これ。そういう方法を第三者がつかんで警察に訴えたら、これは大きな問題になりますよ。今の状況で何もないような状況で進められると。その辺を慎重に、町長までにそういうことにつながらないようにぜひともやっていただきたいと思います。

それから、続きまして、西松建設の本体工事について。

これは石山準備室長が埋め戻しの1,902立米については土工事の数量から除くべきと思っております。その分については産業廃棄物費用として出していますので、本体の設計のほうから除外しますと報告されましたですね。これは埋め戻しやなくて残土処分なんですよ。そういうところからも間違いをされとるんですね。だから、この埋め戻しだけやないんですよ。打ち合わせ事項の中で排水設備もされとるんですよ、これ。それから、別棟の建物もあるんですよ。そういうやつも含めて聞かないかとですよ。それは全部ごみになつとるんです、今の。本体工事だけで。本体工事圧縮って言われましたから。そのほかに打ち合わせ事項に出とるんですよ。だから、そういうところもびしやっど精査されて、引くものは引くというのをびしやっど出されないと、ただここ私が言うた分、これだけは差し引かないかんとということだけじゃないんですよ。だから、町長にも言いよんのは、こういう分野でもきちっと調査ができないと、だから専門分野の人がつかにやいかんじゃないですかと言つとるんですよ。写真でも見てんですか、これ。写真これだけありますけど、地中廃棄物撤去って書いちゃりますが、地上ですよ。地上の廃棄物ですよ、全部これ。27年度。地下のやつ何もないんですよ。そんないいかげんなことで、お金は本当に払われませんよ。ぜひともその辺を慎重にやはり、分からんと後で石山室長に説明していいですからこれも。計算されて、業者から引く分についてはびしやっど引いていただいて精算していただかないと思えます。やはり町長が1億8,000万円も向こうから言われたということですけど、しかしこういういいかげんにする会社が、そんなの当たり前、1億8,000万円も、2週間ぐらいか3週間止めただけでしょ。延びたのは何か月延びました、仕事。本来なら9月でしょう、でき上がったのは。それがごみの2、3週間とめただけで何で3か月も4か月も、何か月も延びたわけでしょう。逆に延びた分は本来なら町が請求すべきですよ。ごみを止めた分だけは日にち延ばしたっていいですけど、本来はそのくらいの気持ちで町長も当たっていただきたいと思えます。

それから、続きまして行きますが、前関次長が公文書偽造と思われるものについて私質問しましたが、今回の文書は長大の名前が書かれていなく、議会への説明として職員がつくったもので、偽造に当たらないということで石山室長は報告されました。これは、長大の参考人招致で長大が知らないと言うたんですよ、何も。それを長大は知らないと言うとるのに長大の名前を使ってつくったじゃないと、そしたら何に当たるんですか、これは。そこら辺まで追求していただかないと、ただそんなことしたっちゃ何も罰則規定がないと。なら、今から職員がそういうものをつくったときにどうしようもないと。これは関係ないから罰則規定は何もないということじゃいかんと思いますね。やっぱり職員は職員にもすべき仕事をきちっと守っていただいて仕事をしていただくようにしないと。こういう公文書にかかわるような、これは1回否決されて2回目に採決されたわけでしょう。その問題でこんな大きな問題が結局出てきておりますね。やはりこれはもうちょっと慎重に、弁護士さんにも相談をしていただかないと、ただ簡単に・・・だから何もないというようなことで押しのけられますと、どうしようもありませんよ。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、一般質問ですから。質問されとるんでしょう。

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ただいまの公文書偽造と思われるものについて答弁いたします。

6月の議会で答弁しておりましたが、納得いってないということで、再度顧問弁護士に相談をしてみました。弁護士の見解を申し上げます。弁護士は、当然その26年9月24日と12月16日に提出されました2種類の文書について、そのいきさつとか内容等を十分見て判断をされております。その根拠等につきましては6月議会で答弁をしましたように、まず偽造の定義ですね、偽造とは権限なく他人名義の文書を作成することを言います。文書の意義として名義人の存在ということがありまして、責任主体である名義人の表示がない文書、あるいは名義人を特定できない文書は信用性の度合いも低く、刑法的保護に値しないから偽造罪という文書には当たらない。つまり成立しないということになっております。また、偽造の程度として狭義、狭い意味のことですね、の偽造罪が成立するには他人名義で作成された文書が一般人から見て真正に作成されたものであると誤信、間違っって信じ込ませる、に足りる概観を有することが必要とされております。よって、質問の2種類の文書は他人名義である株式会社長大の名前を使われて作成されておらず、担当職員が議会への説明用として作成されたものであり、偽造には当たらないとの見解でございました。

また、この判例としまして2点判例を示されました。1つ目が明治44年の大審院の裁判例です。2つ目が昭和3年に行われました山口地裁での裁判例を私がいただきました。その内容について、太田議員が必要であればお見せしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

分かりました。それだけ慎重に調べていただくと満足できるかなと思っておりますが。

それでは、続きまして給食センター建設に伴う平成28年度廃棄物処理についてお尋ねいたします。

平成28年度の廃棄物処理について、現在までの報告をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

平成28年度の廃棄物処理について、現在までの報告をいたします。

西松建設株式会社は、平成28年度施工としまして附属棟の排水処理水槽と配水処理機械室のための掘削工事でございます。九電工株式会社は、平成28年度施工分として給水設備や排水設備、電気工事等による掘削工事がございます。数量と金額でございますが、28年7月31日現在の実績値としまして、西松建設の廃棄物数量は約297トン、金額は約450万円です。株式会社九電工の廃棄物数量は約219トン、金額は495万円です。2社合わせて約516トン、金額は945万円程度となっております。これは、7月まででございます。平成28年度分は8月以降、西松建設については今後を含めて予定はございませんが、株式会社九電工は来年の3月末まで引き続きあります。数量は約357トン、金額として約807万円程度の予定です。この場合、重量換算係数としてトン当たり立米1.1で計算をしております。しかしながら、実際の支払いは実際の量で金額を出しますので、あくまで予定となっております。

平成28年度の2社の合計約873トン、金額は税込みで約1,752万円の予定となっておりますが、まだ工事も完了しておらず、マニフェスト等の書類の精査をしておりますので、確定した数量と金額ではございませんので、申し添えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

質問者、答弁者に申しておきます。なるべく簡略にお願いします。前に進みませ

ん。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

議長という言葉ですが、説明が分からんような質問しても、簡略、簡略といっても最低限度のことがあるんですからね。

それでは、結局西松建設が熊本のオー・エスセンターに処理したときの伝票がありますね、電子マニフェストが。これについても現地のオーエス処理センターは伝票を西松のほうに出しておるといことなんですよ。西松の電子マニフェストでは、トン数が分からんのですよ。電子マニフェスト。あなたが見て分かるかどうか知りませんがね、分からんのですよ。搬出量が15トンやったら受け入れも15トンになっただけですよ。車の重さとか荷物の重さとか分けて出さないかんに、出てないんですよ。それで、後から九電工が出たのはちゃんとヤマトから受け入れ数量、それから車両の重さ、だから廃棄物が何トンになっておりますよという証明出ております。マニフェスト。しかし、運んだニシコウは全部6立米なんです。伝票。6立米やったら出した数量も・・たらおかしいんですよ、同じ品物ですから。それがばらばらにヤマトの出した数量は違うんですよ。同じ6立米やったら大体合わないかんでしょう。そうでしょう。だから、今回出される伝票も満足できるものやないと。ようと審査されんとということですよ。そこら辺もぜひとも慎重に審査されていただきたいと思います。

それから、先ほど最終的な廃棄物処理が金額ということで報告は受けましたので、次に社会福祉協議会の方に移っていきたくと思います。

これにつきましては、社会福祉協議会の補助金は、町長、どういうふうな算出方法で算出されとんのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

概略はいつも私議会の方でも聞いておりましたけども、内容につきましては積み上げでございますので、所管の方から答えさせていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

社会福祉協議会の補助金の算出方法ということでございます。短めにちょっといきます。

現在、本年度の補助金の額と委託の総額、これは6,626万円ぐらいになっております。どういうふうな形で算出してるかということでございますが、社会福祉協議会より生活サポーター管理運営事業があるんですが、それを除きました事業ごとに収支予算額表並びに人件費の明細であります職員支給額調書、それから個人別の給与支給額計算表等々の提出をいただきまして、事業費それから人件費の説明を受け、額の決定を行っておると。これは所管課であります介護福祉課の方の課長を中心に、係長も含めてですが、やっておるということで聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

もう時間がないですから、ちょっとこれ調査した結果を報告したいと思います。経常経費補助金収入ということで古賀市が3,500万円、それから久山町が2,378万5,000円、新宮町が4,200万円、篠栗町が6,000万円、須恵町が3,913万3,000円、宇美町が652万9,000円、志免町が4,583万4,000円と、それから粕屋町3,275万5,000円ということになってますね。これは、粕屋町、まあ古賀市は人口多いでしょうから、粕屋町も人口としてはこの中では志免町と余り変わらんんじゃないかと思いますが、人口なりにしては少ないんじゃないかなと思っておりますが、その辺はどういう、ほかと比べてどうお考えなんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

郡内、古賀市ほか1市ありますけど、なかなかやっぱりそこら辺は事業規模、取り扱っている事業内容等々もかなり違います。職員の数も違うというふうにございますので、一概に人口規模が一緒だから志免町と同じぐらいではないのかということではなかろうかなというふうに思っております。いずれにしましても、社会福祉協議会は町の地域の福祉を担う大切な町と一緒にやっていく機関だというふうに認識をいたしておりますので、その分については介護福祉課の方の課長が中心になって精査をしているというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

では、続きまして、職員の配置について。

この職員の配置も、私調査してきましたけど、正規職員、非正規、常勤等です



ね、合計で古賀市が104名、久山町が11名、新宮町が31名、篠栗町が25名、須恵町が8名、宇美町が13名、志免町は67名、粕屋町18名と、これだけいろいろばらつきがあるんですね。いろいろ事情も中にはあるかと思いますが、粕屋町の人口割にして18名というのは余りにも少なとやないかなと思っております。社協は福祉協議会に行きましても、本当言うて少ないから元気がない。はっきり言いましてね。やっぱりもうちょっと増やして事情を聞いてやって、やっぱり職員の配置を考えてやってもらわないといかんぢやないかなということで、これの質問、次に行きます。

最後、福祉バスの運行について、他町との違いをどう考えておられるかということで、先ほどもほかの方が質問されたことにつきまして、今後運営協議会で協議されておるんでしょうけど、今の2台の福祉バスではやはりへき地、へき地といひますか門松、通常の交通機関が少ないとこあたりは大変困っておるということでありました。これにつきまして、今後の地域コミュニティバス等を考えてあるということですが、地域コミュニティバスを考えられますと今の2台のバスの車両をどういうふうにするかというようなことにつながってくるかと思っております。コミュニティバスになると100円をとって運行を依頼して回すということ先ほど聞きましたけど、こうなると今の福祉バスと運転手さんはどういうふうに取り扱いがなってくるんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほどの本田議員の質問とかぶると思うんですけど、結局今の福祉バスで賄えるかいうたらですね、もう限界に来ていると思うんですよ。そういうことで本田議員も考えてくださいということで、コミュニティバスとかそういうふうな方向を考えてくださいということだと思ひますよ。だから、運転手さんも含めて路線のコースとかバス停とか、そういうのを含めたところで検討委員会を設置して考えていこうかというふうにお思ひしております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今の福祉バスをほかのコミュニティバス等に例えば変更されると、あれ2種免許がいるとですね、100円とつたら。そしたら、今の運転手さんは1種免許しか持たないんですよ。ということは、もう完全に失業されるんですね。今から2種免許取れっていっても、なかなか定年退職でこられた方でしょうから、やはりそこら辺も考えて頭に入れてされないと、運転手さんを一方的に切るといふようなことにつな

がっていったら、町としても弱い者をいじめるというような形になったらいけませんので、ぜひその辺までは当初の運転手さんたちの話もよく聞かれて、納得のいくような形にした福祉バスの運行方法を考えていただきたいと思います。

それと、一つこの中でちょっと関係ないと思いますが、駅の周辺に、駅に福祉バスみたいなバスを回すということでもありますけど、駅はどっこも狭いんですね。いつも困るのが、私は孫を駅まで朝6時過ぎぐらいに送っていきますけど、そしてあそこの温泉センターのバスが来るんですね、中型の。全く離合できない。大きいバスが強いけん、そこへ迎えに来てもらっても送ってきてもらっても、どんどん追いついてしまおうんですね、抜け、抜け言うて。そういうこともありますから、長者原駅がそうなんです、ほかの駅も全部そうじゃないかと思うんですよ。だから、その辺もぜひとも頭に入れていただいて運行方法を考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

(6番 太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

3番木村議員。

(3番 木村優子君 登壇)

◎3番（木村優子君）

議席番号3番木村優子です。本日最後の質問者となりました。さほど長くかからないのではと思っておりますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従って質問をいたします。

生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴は、1,000人に1人から2人の割合でいるとされております。早めに補聴器をつけたり適切な指導を受けたりすることで、言語発達の面で効果が得られると言われております。逆に発見が遅れると言語の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性があります。今回は、生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえぐあいを調べる新生児聴覚検査について質問を行います。

まず、質問に入る前に新生児聴覚検査について説明をさせていただきます。新生児聴覚検査は、専用の機器を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を流し、脳波や返ってくる音によって聴力を調べます。生後3日以内に行う初回検査と、その際に再検査とされた赤ちゃんを対象に生後1週間以内実施する確認検査があります。この検査は2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨をしております。

それでは、ここで1番目の質問です。

我が町における新生児聴覚検査実施率及び現状などをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

それでは、木村議員さんのご質問にお答えをいたします。

粕屋町における現状及び実施ということですが、この新生児聴覚検査、木村議員が言われるように聴覚障害が早期に発見され適切な支援が行われる場合には先天的な聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるとされておりまして、出産後退院されるまでの間に医療機関において実施されるものでありまして、検査の結果精密検査が必要と判断された方には産婦人科から専門家へ紹介し、早期対応が行われておるといふふうに聞いております。

町の現状でございますけど、町が実質この検査をするわけございませんので、保健師による乳幼児家庭全戸訪問の際におきまして新生児聴覚検査の受診の有無や、それから結果の把握を行っておるところでございます。また、転入されました方につきましても乳幼児健康診査、これは4か月児健診と10か月児の健診がありますが、その際におきまして先ほど言いましたように受診の有無、されましたか、どうですかということだろうと思います。それからその検査の結果につきまして把握を行っておるところだということでございます。

この確認の実施率についてでございますが、平成27年度の出生児数が665人、このうち家庭訪問等々によりましてその検査結果等々の把握ができた方は592名ということですので、実施率にいたしますと89%、把握率といいましょうか、そこら辺は89%であるというふうに聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは関連ですが、今89%把握をされているということで答弁いただいたんですけども、この中で検査を受けていない理由とか、そういったところまで踏み込んで聞いていらっしゃるのか、そこをちょっと確認したいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

そこら辺につきましては、なかなかやっぱり行きましてお会いできないとかという方も多々いらっしゃるだろうと思いますが、その代わりにつきましては電話訪問

とかいろんな部分でコンタクトをとりながら全把握に努めてるんじゃないかと  
思います。詳細な分につきましては健康づくり課長の中小原の方から答弁をさせま  
す。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

木村議員のご質問にお答えします。

いろいろ保健師の方に尋ねましたら、実際自分のお子さんが受けたかどうか分か  
らないというような方が多いということです。病院に約1週間、2週間入院された  
間に子どもさんが検査を普通されると思うんですけども、それが分からないという  
お母さんが多かったということで、私もちょっとびっくりしたんですけども、実  
際そういう方が多いということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

これ、実施率を書く、母子手帳の中に記載する欄があると思うんですけども、  
お母さんこの部分を把握していないというような方もおられるということで判断し  
てよろしいですか。今課長からいただいた答弁からすると、お母さんが知らないとい  
うことはその母子手帳の中に記載する欄があるというふうに思って、私も実際母  
子手帳を今見れないのでその欄がどこにあるかっていうのがちょっと把握はでき  
ませんが、この欄が設けてあるはずなんですけど、そのところはどんなでし  
ょうか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

私今日、母子手帳持ってきておるんですが、ここに書く欄があります。ただ、私  
実際に来られた方が書かれた分は見てないんですけども、当然分からないというこ  
とでありますので、記入されてないというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

記入してないってことは検査をしてないということであろうと私は思うんです  
ね。それに関連してになりますけれども、例えばその検査を受けていない方がいら

っしやったとして、産婦人科で受けるわけですね、新生児でありますので。そういったところで受けてない場合に保健師が気づいた場合、早くに気づいた場合にほかの病院を、例えば産婦人科でやっていないところも中には可能性としてはある。その病院自体に機器を置いていないということを受けれないお母さんもいる可能性があります。そういった場合に保健師の方からほかの病院を紹介したりとかというようなシステム、うちの町がそういうふうなシステムをとっているかっていうところもちょっと確認をしたいんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

これはシステムになってるかどうか分かりませんが、当然そういった検査をする機関を粕屋町で把握しておりますので、今現在福岡市立こども病院ほか7医療機関ございますので、近いところとか、規模によって時間帯いろいろあると思いますけども、そういったところをご紹介させていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ご紹介していただいているということでちょっと安心はしたんですけども、この周知啓発に関してであります、これを行うタイミングであります。母子手帳の交付時であったりとか出産前の両親学級等、機会を活用してこういった聴覚検査、新生児聴覚検査がありますよというようなことをご紹介するようなことをうちの町はやっていますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

今のご質問でございますが、出産前にパパママ教室というのがございまして、そこで講演会で専門の講師の先生来ていただいております、その講話の中でいろいろ出産前から出産後の必要事項等をご講演いただいておりますので、そこら辺、それと母子手帳を発行されるときに保健師の方で当然いろいろな内容、聴覚検査だけにかかわらずいろいろな検査等のご案内とか連絡、お知らせ等はしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

新生児検査を受けた子どもは、早期療育に至る確率が受けていない子どもよりも20倍も高くなり、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するという研究結果が出ております。人とのコミュニケーションは、孤立を防ぎ、その後の人生を左右します。だからこそ早期発見が重要となります。検査の実施率を高めるためには、まず産科医がその重要性を認識し、母親に丁寧に伝え受診を勧めること。その上で自治体の協力が欠かせないと思います。患者への継続した支援を行うには、自治体が検査結果を把握しておく必要がありますが、現実には把握していない市区町村も多いということでありました。我が町では把握しているということでしたので安心をいたしました。

それでは、2番目の質問に入ります。

粕屋町に毎年誕生する新生児の数をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

27年度についてお知らせします。

これは総合窓口課のほうに届けを出された数になりますが、出生数は665名ということでございます。ちなみに、平成26年度は664名ということですので、よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

新生児聴覚検査に係る自己負担額は医療機関によって異なりますが、1回当たり5,000円程度だそうです。費用面が壁になって検査を受けないと判断する母親も少なくないというふうに言われております。検査費用は地方交付税による財源措置の対象になっておりますが、初回検査を公費で負担する自治体は全国1,741市区町村のうち109市区町村で1割にも満たっていないのが現状だそうです。厚生労働省は今年の3月、全自治体に公費助成の導入など受診を促す対応を求める通知を出しております。

ここで3番目の質問を行います。

公費助成の導入を行い受診を促す体制づくりをと考えるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

公費助成ですね。全国的に見てもまだまだ少ないというふうに今言われましたとおりだと思います。まず、平成27年度の福岡県による新生児聴覚検査に係る検査結果の把握状況、粕屋町は把握してもらってよかったということでございますが、60市町村中、粕屋町も含む38市町村、63.3%だそうですでございます。これは調査をしてあるかどうかの検査結果等々について把握したということでございますね。

それから、現在のところ公費負担を実施している自治体、1割にも満たないということでございますが、全国的にも非常に少ないということでございます。福岡県内では北九州市のみが唯一検査費用、先ほど5,000円というふうに言われましたが、この費用の2分の1を補助している状況ということでございます。粕屋町におきましては、今後も乳幼児家庭全戸訪問等において聴覚検査の必要性を理解していただき、それからいろんな講座等々におきましてもそこら辺は周知啓発をしていきたいというふうに考えております。公費助成の導入については5,000円の2分の1じゃないか、できたらということだろうと思いますが、国、県の動向も踏まえながら今後調査検討を進めさせていただければなというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

今、北九州は半分の補助ということでおっしゃられたんですが、例えば500円や1,000円程度のクーポン券のようなものがあれば母親も受診しやすいのではないかとというふうに思いました。財源も関係いたしますので新生児の数を聞いてみたんですけれども、例えば500円、1,000円程度でありましたら単純に700人ぐらいで考えたら35万円、500円補助したらですね、1,000円なら70万円ぐらいかなというふうに考えたわけです。全額補助のただ券ではなくても少し安くなるという印象を与えることで実施率を伸ばすことは可能だと思うと国立成育医療研究センターの守本倫子耳鼻咽喉科医長は語っておられます。また、こうした中で岡山県では検査費用の助成などで成果を上げております。県内の全市区町村が、これは岡山県内です、全市区町村が独自事業として初回検査と確認検査の2回分を公費で負担、6町村が全額を、21市町は1回2,700円の自己負担で検査を受けられるようであります。岡山県は2001年7月に取り組みを開始をされ、国の補助を受けて全国初の新生児聴覚スクリーニング事業を始めたのがきっかけのようであります。2006年で国庫補助は廃止をされ、代わりに地方交付税として市町村に事業が配分をされておま

す。その後も県で事業を継続してきたことで、14年度の検査実施率は89%に上り、委託契約を結んでいない医療機関を含めると県内の実施率はほぼ100%になるというふうに言われておりました。

ここでご質問になるんですけれども、粕屋町には産婦人科がありません。また、こういった取り組みをするためには近隣市町でも広域に取り組んでいくことも大事なのではと私は考えるのですが、町長はどのように考えられますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

非常に出産が多い町でありながら産科がないといったことで、非常に残念でなりません。議員もご存じだと思いますけども、すぐその岩田屋産業跡地に誘致をしておりましたけども、そこにも誰も出店が来なかったというところもありますし、やはり産科に事故が多いというところが一つあるのではないかなと私は思っております。今後、機会あるごとにやはり粕屋町は出生数が高い、それから600人、700人の生まれるところがありますから、そういった中で誘致しながら、それと同時にこういったものも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございます。早期にまた体制を整えていただけたらというふうに思います。

それでは、大きな質問の2つめに入ります。

平成26年9月議会において一般質問をさせていただきましたふれあいバスについての再質問でもあります。もう午前中に本田議員も詳しくなさいまして、先ほど太田議員の方からも出ましたので、かなりもう3人目でかぶる部分も多々ありますけれども、確認という意味で簡単に触れさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は今もたびたび町内向けの交通の不便さについてを耳にいたしております。2年前に質問をした経緯といたしまして、町内に向けてのバスの運行が少な過ぎて、行きはよくても帰りがといた声が多く聞かれ、かつ町内に行くよりバスやJRは天神、博多駅まで出ているから交通の便がいい福岡市内で買い物をしたり病院や整骨院に通っているということも聞いております。また、粕屋町にある商店や大型モールの利用など地域活性化をしなければならないのに、福岡市内へと人が流れてい



く。また、空の状態ですれあいバスが運行しているときもあり、税金の無駄遣いと言われる方もありました。また、こども館も開館いたしました。開館前にはこれに伴ってバスの利便性についても考慮していただきたいと特別委員会の中で私も発言をしております。あらゆる世代から粕屋町の公共交通状況に関して要望をお聞きいたしまして、2年前に質問をさせていただきました。当時私は視察を八女市の方にさせていただきました。その八女市の取組を紹介しながら予約型バスやタクシーのデマンド交通の導入をしてはどうかと提案をさせていただいた次第です。当時の町長の答弁は、粕屋町のように交通の利便性が公共機関が、またバスが10平方キロの中に駅は6つもあるしというような町はほとんど日本全国探してないでしょう、そういった町を補完する交通手段というのはどういうふうにあるべきかというのは今後の検討課題だと思いますとの答弁をいただき、また当時の住民福祉部の部長からも、粕屋町の特徴を踏まえて粕屋町にあった望ましい方法を検討したいということで答弁をいただいております。あれから2年がたちましたが、どのように検討をなされたのか。先ほどもその検討の内容を申されたとは思いますが、その検討の内容と結果を質問をさせていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

26年9月議会、この検討の結果ということでございますが、結論からいいますと27年等々に運行協議会等々の提言を受けながらいろいろ改善をさせていただいてるところであります。具体的に議員が言われるようなデマンドとかコミュニティバスの運行について、先ほども何回も都市政策部長なりが答弁しておりますように、一歩でも進んだかといいますと、そこら辺は進んでおりません。住民福祉部の所管としては現体制であります福祉巡回バス、ふれあいバスという状況の中で町民の方々の利便性を考え、改善できるものを改善し、皆様のご意見を聴きながら今までも進めてきたというところがございます。その中で、協議会の中ではもうこれ以上の福祉バスの拡充は難しいのではないか、違った方向で検討すべきではないかという提言も出ておりますので、先ほども町当局の方から本年中にその方向性について見出していきたいというふうなご意見、検討会をつくっていきたいということでありますので、その場で検討がなされていくのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

今の補完でありますか。先ほどは因部長が答えてあったが、付随することがあれ

ば答えてください。

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほども本田議員と太田議員の意見を聞きまして、町としてもふれあいバスは確かにもう過渡期に来ているということで、今言われたデマンド交通とか、それと町のふれあいバス、福祉協議会というか、そっちのほうに任せるとということもちょっと、町の方で直接見らないかんとかなってということも全て含めてちょっと見直しを考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

先ほど町長もスピードを持って対応していきたいというような答弁を私はいただいたというふうに思っておりますので、町民が便利でかつ町が潤うような地域交通計画に早期に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（3番 木村優子君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいております傍聴の皆さまにお知らせいたします。今議会では11名からの一般質問通告書が出されていますが、本日は5名をもって終了いたします。よって、あす6日火曜日にも6名の一般質問を行います。時間の都合がつかますれば、明日も引き続きお越しいただきますようお願いとご案内を申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時36分）

平成28年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年9月6日（火）

# 平成28年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月6日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

1番	議席番号	4番	川口	晃	議員
2番	議席番号	1番	安藤	和寿	議員
3番	議席番号	7番	福永	善之	議員
4番	議席番号	11番	久我	純治	議員
5番	議席番号	8番	小池	弘基	議員
5番	議席番号	13番	山脇	秀隆	議員

## 2. 出席議員（16名）

1番	安藤	和寿	9番	田川	正治
2番	中野	敏郎	10番	長	義晴
3番	木村	優子	11番	久我	純治
4番	川口	晃	12番	本田	芳枝
5番	安河内	勇臣	13番	山脇	秀隆
6番	太田	健策	14番	八尋	源治
7番	福永	善之	15番	伊藤	正
8番	小池	弘基	16番	進藤	啓一

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	安河内強士
住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣

教育委員会事務局次長	大石進	総務課長	山本浩
経営政策課長	今泉真次	協働のまちづくり課長	杉野公彦
税務課長	関博夫	収納課長	石川和久
社会教育課長	新宅信久	給食センター準備室長	石山裕
健康づくり課長	中小原浩臣	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	藤川真美	介護福祉課長	八尋哲男
地域振興課長	本多一夫	子ども未来課長	堺哲弘
道路環境整備課長	安松茂久	都市計画課長	山野勝寛
上下水道課長	松本義隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

4番川口晃議員。

(4番 川口 晃君 登壇)

◎4番（川口 晃君）

おはようございます。

議席番号4番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

まず最初に、障害者差別法を粕屋町政に実現していく問題について行います。

今、障がい者問題は大きな問題となっています。私は、昨年衝撃的な事実を知りました。これは、NHKの教育テレビの特集で放送された「それはホロコーストのリハーサルだった」という番組でした。私が知ったのは、賛助会員になっている共作連、共同作業所連合体ともいうのでしょうか。その機関紙、雑誌のほうの「友」と、こういう雑誌ですが、それに3回にわたって連載されました。ナチス・ドイツが行なったT4作戦といわれる作戦があります。それは、障がい者への迫害についてです。ナチスドイツは、優勢思想、要するに戦争の役に立つかどうか人が価値の基準になるとの考えのもとに1939年から1941年8月24日、この8月24日というのはT4作戦が余りにも残虐だったので中止命令が発せられています。それまでに約7万人の障がい者を生きるに値しない生命として抹殺。これガス室で安楽死じゃなくて窒息死させています。中止後も4,000人の人が犠牲となっています。これは、ホロコーストの実験台として障がい者を使ったのです。この後、言語に絶するホロコーストを行ったんです。私は人道上、絶対に許すことはできません。

最近では、7月26日に神奈川県相模原市での知的障がい者施設津久井やまゆり園で起こった刺殺事件。犯人は障がい者蔑視の態度をとっています。また、8月15日には東京メトロ銀座線青山一丁目駅で発生した視覚障がい者の転落死亡事故。それからつい先日の東北の台風による水害で岩手県の障がい者施設が水につき、認知症の患者9名全員が亡くなりました。障がい者に関するニュースが尽きません。

さて、ちょっと話は変わりますが、8月30日に私たちは朝ビラを柚須駅前配り

ました。8時ごろ、特急かいおうが柚須駅に接近してきましたが、7月は風を切っ  
て突っ走っていたんですが、速度が変わりました。減速して柚須駅を通過してい  
きました。通過後、プラットホームを眺めると、ホームは乗客でいっぱいでした。J  
Rも、東京青山の事故を教訓にして減速という配慮をしたんじゃないかなというふ  
うに私は感じています。

それでは、最初の質問に入っていきます。

粕屋町政に生かしていく上での対応要領の計画の問題です。

私は、先の6月議会において、4月1日施行の障がい者を理由とする差別の解消の  
推進に関する法律、通称差別解消法が施行され、その実施が進められていることを  
述べました。この法律は、国連の障がい者の権利に関する条約の国内法整備の一環  
です。目的は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互  
に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を理由とする  
差別の解消を推進することとなっています。国連の障がい者の権利に関する条約で  
は、他者、障がいでない人との平等、これが強調されております。それを実現する  
ための合理的配慮がなされないことは差別だというふうに差別の規定があります。

だから、国内の差別解消法の中では、次のように規定されています。一つは、行  
政機関に対しては、社会的障壁の除去について合理的配慮をする義務があると、こ  
れ強制義務ですね。それから、事業者に対しては、これは民間だと思いますが、合  
理的配慮をする努力義務、これはちょっと緩いですね。そしてまた、国及び地方公  
共団体には、職員が適切に対応するための対応要領を定めることが義務づけられて  
います。特に、市町村の窓口は、障がい者の方が直接相談に来られる機会が多いと  
思います。相談しやすく、利用しやすい窓口でなければならないと思います。粕屋  
町におきましては、この対応要領についてどのようなことになっているでしょう  
か。因町長、答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、川口議員のご質問にお答えいたします。

障害者差別解消法が本年4月1日から施行されることに伴い、粕屋町でも総務課  
所管の要領として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領を  
作成し、法律とあわせて4月1日施行により例規集に掲載しております。内容につ  
きましては、所管の方から報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町長が言われましたように、これは総務課のほうの所管で法律とあわせて4月1日、要領を策定いたしております。簡単ということですので、こちらのほうで障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領ということで、こういうふうなことでいっております。それから考え方、そしてこういうふうなポイントを持って対応しましょうよねという形での事例集もあわせてつくり、4月1日の課長会のときに配付を職員に周知するようにしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私はそういうことは知りませんでしたので、後で資料として私にいただけたらいいと思います。お願いします。

それでは、次に移ります。

私が賛助会員となっている共作連福岡支部。こういう機関紙を障がい者の人たちがつくって出してるんですが、「一生懸命」という題なんですが、6月号には田川圏域の取組について解説しています、田川の地区のですね。この取組のまとめには、田川人権センターが大きな役割を果たしているようです。障がい者一人一人の尊厳にかかわるこの取り組みは地域間で格差があってはいけないということで、田川圏域全体で取り組むことにしたそうです。各自治体が担当を決めて、対応要領検討会議もつくられて、各自治体では行政の枠を超えて、人権問題担当も、教育分野の担当も、障害分野の担当もこの体制に参加して検討をしております。各自治体、各小学校から参加することになって、田川圏域ではつくったそうです。おもしろいのは、この合理的配慮をどう理解するかということです。原文では、リーズナブル・アコモデーションという言語なんですが、リーズナブルは道理のあるとか筋の通ったとか、アコモデーションは調節とか調整とかという意味なんですね。田川でのその意味は、お互いが意見を交わして納得し合う。すなわち合理的調整というような解釈をしております。

当粕屋におきましては、それぞれの町で独自に対応要領を作成したんですか、それとも糟屋地区全体として検討会か何かあって作成した、どちらでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今回総務課の方で出してる分につきましては、町の単独で作成しております。



◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

粕屋町が対象とする身体的、知的などの施設はどのような施設があるかということです。差別解消法の第3条は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関して、必要な施策を策定して及び実施しなければならないと規定しています。すなわち、法的義務を地方公共団体に要請しているわけです。粕屋町が直接的に責任を負うのはどの範囲なのかがはっきりしないといけないと思います。

まず、粕屋町が法的義務を持つ身体的、知的等の障がい者を対象としている施設というのはどのような施設ですか。いろいろあるんでしょうね。具体的に因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ただいま質問にありました対象とする身体的、知的の施設はというご質問でございます。

新障害者差別解消法では、行政機関と事業者が措置等を定めるとされていますので、行政機関の施設ということであれば、町が所有する施設が全ての対象ということになります。また、事業者は、一般企業も法の網をかぶることになりますが、ご質問にある身体的、知的等の施設ということであれば、町内にある障害者福祉施設は共同生活援助施設や居宅介護施設、放課後デイサービス等、今現在で町内に24か所あるということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは続きまして、次に移ります。

1以外の一般の施設、それと建物の問題ですが、粕屋町の行政と社会教育関係の施設とか福祉施設、教育委員会の関係のものとかがあります。しかし、ちょっと私取り扱いについて法的義務との関係で疑問がある施設がちょっとあるんですが、どう考えたらいいでしょうか。

2つありまして、一つはJR駅舎の問題です。これは、JRというのは民間団体の物ですね。駅舎の中には、駅舎は町でつくれということになっております。自治

体の方でね。そうすると、JRと行政機関とが混同されたような状態になって、どの範囲が守備範囲になるのか。

それから、2番目が一般的に補助金が出されている施設。例えば私立の幼稚園とか保育園とかといっても、非常にこれ公共性が強い。これらは民間の事業者だからということで、努力義務でこれでいいのかどうかというのがあるんですが、この2点について質問をしたいと思います。因町長の回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ただいまの質問につきましては、多岐にわたるかと思えます。ですから、住民福祉の方と都市政策の方と、それぞれ専門性がありますので、所管の方から報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私立のほうの保育所なり幼稚園ということだろうと思いますが、ここら辺につきましては、町の施設ではないから関係ないぜということじゃなくて、やはり合理的な配慮がされるべきであろうというふうに考えております。町がどこまでその施設の改善等々に義務化、それができるのかというのは問題があるかと思いますが、当然安全・安心の環境を与えるという、提供するという観点からは私立の施設であってもされるべき配慮ではなかろうかというふうには考えております。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

ただいまJRの駅の関係についてということでご質問をいただきました。この物件につきましては、平成18年12月にバリアフリー新法というものがございまして、その中においての規定ということになっていくと思えます。法の枠組みにつきましては、バリアフリー新法の基本的な枠組み、これにつきましては、例えばJR関係の駅、これにつきましてはエレベーター、多目的トイレ、券売機の改修、案内サイン等々、これの新設等につきましては義務がございまして、既存の施設については円滑化を基準に適合させる努力義務ということであらうと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

従来から駅舎についてのエレベーター問題は、ほかの議員の方からもいろいろ要求がっておりますが、それが法的義務を伴うとなれば、今後何らかの措置を急いでしなくちゃいけないことになってますが、やはり体制が伴うのでそう簡単にはできないと思いますけど、できるだけ努力を早くしていただきたいということを痛切に要求します。

それでは、次に移ります。

民間事業者についてですが、第4条で国民は障がい理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないというふうになってます。だから、民間事業者に対するっていうことなんですけど、条文では国民はというふうになってます。だから、国民全体についても、町民全体についても働きかけていかなきゃならないということになるわけですが、粕屋町としては何らかの働きかけ、啓発なんかは考えてあるんでしょうか、町民に対する。因町長、答弁を。ほかの人に振っても結構ですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

すみません、担当課の方からお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町民への合理的配慮、この障がい関係の配慮をどういうふうにしていくかということの啓発活動を町はどういうふう考えてるかということだと思いますが、まずはこれは人権にもかかわりますので、そういうふうな観点からもすべき問題ではないかと、人間の尊厳という意味合いから強く広げていくと。町がやっております人権の集い等々も兼ね合いしながら啓発を進める。その中にこの障がい者差別解消方法ができた。この意図するところも併せて啓発をしていく必要があるのではなからうかというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

分かりました。暫時研究してやっていただきたいと思います。

それでは、3番目に移ります。

公共の場所または一般の道路等でどのような配慮がされることが必要なのかとい

うことです。粕屋町は、いろいろ道路が入り組んでおりまして、歩道が昔から使っている歩道は非常に狭いし、いろいろな問題があるということは町民からいろいろ要求が出ていました。それはちょっと後にしまして、まず、施設の問題から進みたいと思います。

今までは、主に建物について質問してきました。建物でない公共の場所は、例えばスポーツ関係の施設、野外ですね。野球場、テニス場など。それから町民全体が集まるような公園、児童園とか何かありますが、障がい者の人たちも自由に楽しく利用できる施設というふうになるとどのような配慮が必要になるのかっていうのがあります。今、スポーツとしても、障がい者の人も車椅子ラグビーとか車椅子テニスとか車椅子バスケットとか、何かもう多岐にわたっていますね。そうすると、今のドームだけの体育館で必要、満たされるのかちゅうような問題が一つは出てきます。新たな体育館の必要性が出てくるのじゃないかと思うんですが。また、公園の遊具等の設備などで、ユニバーサル何とかかんとかかっていうのが今あるらしいですね。誰でも使えるとか何か。そういうところではどのような配慮が必要なのかちゅうのは、ちょっと私のイメージとしてなかなか分かりにくいんですが、これを野外で実行していく分については、どう考えたらいいんでしょうか。そういうことです。因町長が答弁。所管があれば、所管で。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それぞれ所管の方から報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

所管はどこですか。

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

まず、公園のほうについてご説明させていただきます。

公園施設のうち、移動等の円滑が特に必要な施設として屋根つき広場、休憩所、駐車場、便所、水飲み場、掲示板等が示されておりますけれども、この中におきまして、今現在スロープの設置とか、また障がい者の方の点字の情報案内板、そういうものを考えていきたいと思いますということで私どもの方、事業を進めていきたいと考えておりますし、また道路関係につきましては、今まで私どもが作りしました古い歩道につきましては1メートル50、例えば人が1人通るのに75センチの幅でございまして、1メートル50であれば健常者の方が離合できる歩道ということで今までやっておりましたけれども、・・・の改革に行いまして、このバリアフリーの歩道空

間ネットワーク形成を図る上で不可欠な道路につきましては、有効幅員を最低2メートル確保することが著しく困難な場所については、できるだけ離合場所、それにつきましては部分的に有効幅員が2メートル以上の箇所を設け、そして車椅子同士のすれ違いに配慮するような方法を行うとか、また今までマウンドアップというて段差がありましたものをできるだけ改修していきましようということで今後とも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

なかなか多岐にわたっているので、非常に困難なことがつきまといまいますけども、しかし指針としては持つとかなくちゃいけないなというふうに思います。

それでは、この問題の一番最後ですが、合理的配慮はどのような条件で生かされていくのかについて質問します。

言葉自体難しいんですけど、中身を分かりよくしたいと思います。先にも述べましたが、この差別解消法では、合理的配慮については公的機関については法的義務となっており、民間企業では残念ですが、努力義務にとどめられています。内閣府では、合理的配慮を実践するために、具体的事例として合理的配慮サーチというホームページを立ち上げています。

因町長、これご存じですか。

それでは次、私も実際に内閣府の合理的配慮サーチを閲覧しました。166の事例があり、約半分ぐらいプリントしましたが、余りにも膨大な数なんで、途中でやめました。

もう半分でこれぐらいになるんですよ。その166の事例の中で仙台市がつくったものがあります。一つは、配慮が得られた事例の一覧ということで、これは68事例です。もう小さい字でびっしりと書かれておりまして、もう読むのもちょっと困難っちゅうような感じのことで。それから、差別と感じた事例の一覧ということで、障がいと理由とする差別事例についてという、差別と感じた事例の一覧ということで、これは26年に作成されておりまして、これがこのようにびっしり書かれておりまして、528事例あります。

これについて、一々今のところ論評はできませんけども、その考え方について私の友人がフェイスブックで書いていたので、これは参考になるなというのがあります。NHKの「バリバラ」という番組があったそうですが、私はこれ知らないんですね。その人は、そういえば健常者という言葉も変と。私の五体は一応満足ではあ

るけれど、普通の人の当たり前が私にはできないこともあると、料理とかお掃除とか。普通と普通じゃないの違いが程度の問題なら、どこまでが許容範囲なんだろうかと。みんな違ってみんないい、いろいろな人があるがままで受け入れられる社会って実は難しいですねとか、こういうふうに言っていますが、この人が言っているあるがままで受け入れてくれる社会、それをつくっていかうとしているのがこの障害者差別解消法ではないかなと私は思います。

さて、実際に取り組んでいくとすれば、条件整備が必要です。どうしてもこれが必要になります。福岡県に障害者差別解消法の条例があるかどうか、インターネットで調べましたが、残念ながら県議会はこれを決めておりません。つくっておりません。全国段階で都道府県段階では11、市区町村では4自治体しか条例はまだつくられておりません。それで、参考になるものはないかなというふうに探しましたら、たまたま別府市がつくってありました。こういうもので、別府市障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる条例というふうにこうしてなってます。差別という問題が出てくれば、差別をどう規定するかちゅうのが一番難しい問題で、これは差別として、障害を理由として、不利益な取り扱いをすること及び合理的配慮を怠ることと、もう簡略にちょっと書いています。これだとちょっと理解できない。しかし、解消法をより有効に実行していくためには、どうしても障がい者差別禁止条例をつくっていく必要が出てくるんじゃないかと思いますが、因町長はどういうふうに考えられますか。まだ初めての質問だから、いろいろ分からないことはあると思いますが、感想です。お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり、今障がい者が非常に問題視されておりますけども、これは問題の内容によって多岐にわたって、判断がなかなかやりにくいところがございます。そういった中で、役場のほうも各課が専門性を持ってから対応してまいりたいと思っておりますが、それにつきましてはそういった情報を聞きながら、今後は対応してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

障害者差別解消法では、今のところ不当な取り扱いで不利益を受けたとしても、

法律そのもの、それには訴えていく救済の仕組み、紛争解決の救済の仕組みがありません、法律にありません。ところが、実際はこれが起こってくるんですね。裁判になったりします。これについては、どのような取り扱いになっていくのでしょうか。粕屋町には条例がありませんから、もうこれは起こったら対応に苦慮されるでしょう、恐らく。実際問題としてどうされていくのかという、分かっていたら答弁をしていただきたいと思います。所管でいいです。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

川口議員のほうから貴重なるこの条例、他県における条例等々の情報提供をいただきましてありがとうございます。早速勉強したいと思います。

住民福祉部の方は、窓口を多数抱えております。そういう窓口対応において間違った対応をとったことによって、いろいろと迷惑をおかけするというふうな場合にはどうなるのだろうかということなんですが、そこら辺につきましてはまだ考えておりませんし、まずそういうふうな状態にならないように職員一人一人が相手の立場に立って、そして心のバリアフリーといいたいでしょうか、意識を高めてですね、相手を思いやる気持ちを持って接するということが大切ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

さっき紹介しました別府市がつくった条例の中にはこういうのがあるんですね。別府市障害者差別等事案解決委員会の設置ということで、やはり条例としても紛争解決をどうしていくかちゅう、そういう機関をつくるということが明記されております。やはり、こういうのがないと、実際いろんな事件とか、いろいろな紛争事が起こると処理のしようがない。そういうことだと私は思います。条例がなくともどういうふうに対応していくのかというのは、相談はもう介護福祉課なんか、住民か何かどんどん来るでしょうから、実際問題としてどうしていくかちゅうのは研究していく、早急に研究していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに私は思います。

それでは、この問題の最後ですが、財政があれば建物や構造物としてはどんどん改良していくことができますから、この点ではもうある意味じゃあ金の問題として解決できます。ところが、実行していくにはそれなりの計画が必要ですよね。どの

ような順番で、またどのような方法で差別解消の取り組みを進めていかれるのか。今の質問に対する回答を見ると、計画は組んでらっしゃらないような気がするんですが、考え方があったら答弁してください。因町長、お願いします。難しいですね。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今川口議員がおっしゃられたように、町としてそういうふうな施設の計画というのはまだありません。だから、そういうことを含めてどういうふうにしていったらいいかと、建物も一般道路に関しても、やっぱり障がいのある方に障がいのないようにできることを考えて、今から研究していきたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私は、いろいろなちょっと本を読んだり、テレビの報道でもありますが、私たち人間が死ぬときは、大体障がい者になって死ぬということになってるらしいです。やっぱり、どこか手術したりして、例えば心臓ペースメーカーを入れれば、障がい者一級とかなりますよね。そういう形で、恐らく多くの人がそういう時代になっていくというので、自分の問題に降りかかってくるということを頭に入れて障がい者対策、この解決に臨んでいただきたいと思います。一番大事なことは、計画をつくっていくことじゃないかというふうに思います。今、粕屋町は財政的にちょっといろんな問題があって再建の途中ですから、それに準じて計画をつくっていただきます。お願いします。

それでは、大きな質問の2番目に移ります。

町内の空き家、空き地に関する問題です。空き家問題については、昨年9月議会で取り上げました。平成27年2月で、国は空き家に関する特別措置法を実施しました。粕屋町も、平成25年にはこれに関する条例を2つつくっておりまして、8月にはその判定委員会も設置要綱もつくっております。前回の質問とちょっとダブるところがあるかと思いますが、以下質問をしていきます。

町内の空き家の実態調査の問題です。前回、私の質問に対して安河内総務部長は、空き家につきましては個別に対応しておるところで、現在のところ一斉に粕屋町内の空き家等について調査したという経緯はございませんと回答されました。何か話を聞きますと、粕屋町はなかなか空き家が少なくとかということもあるらしいんですが、以降実態調査に関してどのようになっているのか。ついでに空地につい



での調査もあれば、ちょっとお願いしたいんですが、今のところどうなっていますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

現在のところ粕屋町におきましては、空き家に関する実態調査は具体的には行っておりません。しかしながら、昨年度県の依頼により、基礎データ調査として簡易的な調査は実施いたしております。この内容は、具体的には上水道の開栓状況と住民基本台帳との突合を行い、戸建て住宅における空き家候補の把握を行いました。その結果、町内には164戸の空き家候補があることを確認しております。ちなみに、町内での戸建て住宅の戸数が7,662戸ということで、空き家候補の164戸の割合は全体の2.1%ということで一応確認しております。空き地に関する調査ということについては、特段のことはいたしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

個別対応された戸数の問題で、それについてもこの前は回答してましたね。その問題についてですが、昨年の部長の回答では、平成25年に制定された事例の適用はないとのことでした。協働のまちづくり課で、それに苦情が18件寄せられたということでしたね。

それで、2つほど聞きたいんですが、昨年からの1年間で何件くらいの苦情が寄せられてきていますかということです。それから、個別対応された件数とその特徴的な事例がありましたら、述べていただきたいんですが、これは所管でお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

空き家の管理の関係になりますと、27年度につきましては6物件に対して協力要請を実施しております。内容といいますのは、特に多いのは空き家の実際住まわれてない空き家で、周りのお庭とかに廃棄物等が放置されているとか、若しくは雑草が伸びているといったような苦情で対応をさせていただいたというケースがほとんどであります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

分かりました。

それでは、次に移ります。

昨年の9月の一般質問で、前任者の因清範町長に空き家の活用の問題を話しました。空き家の調査をそれで要請したんですが、前町長は、まず調査をやってみますという回答をされました。先の平成27年2月の施行の空き家等対策特別措置法は9条で、法律で規定する限度において空き家等への調査を行いと、10条で空き家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用が可能だと、11条では、市町村は空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力ということで調査の必要性を強調しています。粕屋町も空き家、空き地の把握を法律が示していますから、やはり真剣になってしていかなくちやいけないんじゃないかというふうに思います。例えば、空き家、空き地について、もう東北とかあちらのほうになると、非常に何か山間において、四国もそうだと思いますが、どうなってるか分からないような事態になってるそうです。因町長、答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

幾つかの業者の方から、こういった空き地、空き家調査というものをさせていただけないかということで来られておりますが、そういったことについては情報は流せないということで、全く教えておりません。そういった中で、やはり他町ではそういったことをやられるところがあります。そういった中で改善もされております。しかしながら、その内容的なものがちょっと余り明確ではないというところがありますから、今後粕屋町もやはり山間部でもありませんし、大体目につくような空き家、空き地等がございますので、そういったものにつきましては各自治体の方から、自治体といいますか、行政区のほうから申請していただくとか、そういった各区長会で聞くとか、そういったものについては、今後推進してまいりたいと考えております。そして、あと内容につきましては、ご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、2番目に移ります。

空き家、空き地の環境問題について質問します。

空き家、空き地が放置されていると環境面で非常に悪い状況が発生します。法律には、空き家については保安上危険、それから2番目に衛生上有害、3番目は景観が損なわれる、4番目は周辺的生活環境の保全上不適切という問題が発生しますというふうに書いてるんですが、空き地についても同様であろうというふうに思います。

柚須区におきましても、長年懸案の問題がありましたが、2件は完全に解決しました。1件は、私が区長のときにジャングルのような家があるので、それ何とかならんかということで、訪ねていってもいない。もう話にならないというようなことがあったんですが、ある民間の建築業者に頼んで建て替えの計画を組んでくれんかというふうにして言ってくれないかという要請をやりましたら、訪ねていって来てだめだったと言われたんですが、その後ジャングルのような家が今はきれいになっています。また、長期間居住者がなかった家が売りに出されて、今新築工事が行われております。

さて、残っていた問題の懸案事項があったんですが、協働のまちづくり課の職員さんの努力もあって、これは解決しました。しかし、空き家の状態と草ぼうぼうの状態は今のところ、一つだけ解決していません。昨年の回答は、危険廃屋等の適正な管理に関する条例を施行いたしております。これは、助言、指導、勧告、命令を行い、最終的には行政代執行ということにしておりますが、これにつきましては現在まで適用した事例はございませんという部長の回答でした。今粕屋町におきましては、法律が指摘する4つの環境問題、それに該当する空き家、空き地等は、それはあるでしょうか。あれば件数を教えていただきたいのですが、そこまで調査してありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

確かに、雑草の問題が一番なかなか片づかないというのは多くあります。今のところ、行政代執行とまでいっているケースは、現在のところありません。ただ、今後特に行政代執行で考えられるのは、建物の倒壊の恐れとか、そういうものが絡んできたときに、今福岡県のほうでも自治体で協議会をつくって勉強会なんかもやってるんですけども、どのようにスピーディに行政代執行まで進めていくかというような研究も行っておりますので、そういった面については今後の対応を考えていきたいと考えております。ただ、問題の除草だけという話になりますと、なかなかそこまで踏み込めてないというのが現状であります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

分かりました。

それでは、この項の最後の固定資産税の納入についてですが、質問します。

2週間ほど前、NHKの正午のニュースの時だったと思いますが、空き家、空き地の固定資産税の未納額についての調査の件で、その額が非常に大きくなってきているという報道がありました。原因は、相続者がはっきりしないなどの問題が多いというような報道だったと思います。

粕屋町においては、固定資産税はどうなってるのかなというふうに調べましたところ、平成27年度の粕屋町歳入歳出決算審査意見書、これに書いてありました。22ページによると、固定資産税の納入率は、昨年度が97.5%、一昨年が96.3%で、そういう面では非常によく納入されているように感じます。これは、職員の方たちの努力が大いに評価できるんじゃないかというふうに思います。

先ほどのニュースの件にちょっと戻りますけれども、このたび東京財団国土資源保全プロジェクトが6年にわたって土地制度の課題について研究しておいて、各市町村の税務課にアンケートを依頼しているそうですね。中身は、全市町村アンケートということで、相続未登記と固定資産税実務に関する調査の依頼が税務課の方に来てると思いますが、来てますか。因町長。担当。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

税務課の方には、まだ来ておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

何か各市町村の方に来る、出すというふうなことで、来てないとすれば、多分来るんじゃないかと思います。

それで、これが来ましたら、やはり真剣になって調査していただきたいなというふうに思います。現在、粕屋町は世帯数も人口も増加しておいて、空き家や空き地の管理が行き届いているかもしれませんが、しかし将来、人口減少は遠からず起こってくるんじゃないかと、日本の状態から見ると起こってくると思います。そういうことをちゃんと、実態をきちんと把握していくことが大切ではなかろうかと思

ますので、現在固定資産税が未納になっているような空き家とか空き地について、そういうものがあるかどうかまず聞いて、それがあれば未納の原因、件数、面積、金額を教えてくださいたいですが、因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎4番（川口 晃君）

所管でいいですよ。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

空き家に関しましての固定資産税納付のご質問でございますが、空き家等につきまして、特段特定した固定資産税の調査はしておりませんので、個別に把握できていない状態でございます。まず、固定資産税係では、土地、家屋償却資産の納税義務者に対しましては、毎年1回、4月の下旬に納税通知書及び納付書を発送しております。納税義務者とは、法務局に所有者として登記されている者、または固定資産税補充台帳に登載されている者若しくは相続人代表者でございます。納税義務者が死亡された場合におきましては、相続人代表者届を税務課へ提出していただき、相続人代表者へ納税通知書及び納付書をお送りして徴収を図っておるところでございます。徴収率につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、かなり良好な状態かと思えます。粕屋町の場合、地域の特徴として不動産の価値が高いとか、そういったことがあって、空き地というようなものにつきましては割と近々で取引とか、売買など行われておって、納付の状況としては特段、空き地、空き家個別に調査する段階に至ってないのではないかと判断しておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

今部長の方はそういうふうに出てあって、私の感じてることは、今非常に家庭が貧困化が進んでます。それで、どこかへ行ってしまおうとか、例えば親が亡くなって相続する人が相続税払わないかんので、もう相続がなかなかうまくいかないとかという実態になってるところもあるんじゃないかと思えます。そういうとこの把握をやっぱりきちんとしていくべきではなかろうかと思えます。

そういうことを言いまして、次に移ります。

かすやドームの駐車場の問題です。

かすやドームを利用してのスポーツ大会等でドームの駐車場で間に合わない大会

は何日ぐらいあるのかということから始めていきたいと思います。私は、以前かすやドームの駐車場の増設について一般質問いたしました。しかし、今に至るも対策が図られた様子はありません。以前社会教育課の課長を経験された人に、ドームの駐車場の増設について話す機会がありましたので、お尋ねしました。その方は、要求はしているんですが、駕与丁公園の景観との調和の問題でなかなか机上に乗らないと悔やんでありました。

さて、現実の問題から話していきます。8月20日に私たちの組織で夏季講演会を開催しました。参加者は600名以上、600名を超える参加者でした。開会行事が終了して受付に行きますと、駐車場係の要員の人たちが私を呼びに来ました。外に出ると、駐車場はサンレイクも役場前も、駐車場係の話だと健康センターの前も、私たちが臨時に借りた駕与丁信号東側の空き地も満車で、講演会参加者の人たちが空いた駐車場を探してぐるぐるぐるぐる回っている状態でした。あの車は2回ぐらい回っているぞとか、あの車は3回目ぐらいだぞなどと会話が飛び交います。あの人たちは諦めて帰らっしゃろうかと、諦めの会話になります。駐車要員の話では、20台以上の車が帰ったんじゃないかなろうかというふうに言って、そんな話でした。当日は、かすやドームでは九州関係の子どもたちのスポーツ大会が開催され、健康センター前の駐車場の使用がそちらの方に許されており、相当の車が午前中に駐車していたようでした。このように中・大型のスポーツ大会が開かれると、サンレイク、役場側の駐車場が使用されて、サンレイクで行事をしている参加者が使用できない状態が慢性化しています。

具体的な質問に移りますが、かすやドームの駐車場は何か所あって、収容台数は何台ぐらいですか。答弁をお願いします。教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ご質問にお答えいたします。

まず、ドームの駐車場という表現を今用いられましたけど、ドーム横の駐車場は駕与丁公園の駐車場になりますので、ドーム自体は駐車場は持っておりません。そういうことで、いろいろイベントがあるときに重なりまして、本年5月に開館いたしましたこども館の建設を契機としまして、役場、それからドーム、サンレイク、健康センター等々の駐車場を使うということで、担当で駐車場の調整会議を行っているところです。今回の8月は、そこがちょっとうまくいかなかったんだらうというように思っております。

昨年10月から今年9月までの1年間の累計では、年間26件、月平均大体2件程度

でドーム横の駐車場以外の駐車場を使う。いわゆる役場、サンレイク等々の駐車場を使うという使用をしておるところでございます。

それで、2つ目にご質問になりました駕与丁公園の駐車場、何台ぐらいかというところでございますが、一応口頭でございますかね。まず、駕与丁公園のドーム横129台、駕与丁公園の管理棟周辺で88台、駕与丁公園の公民館前、駕与丁区公民館前が57台、そして駕与丁公園の奥にありますグラウンド周辺、グラウンドのところに、野球場のところにありますが114台、合わせて駕与丁公園は388台駐車ができるということになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ドームが129台、それから管理関係のところは88台ということで、ドームを使用される方は大体そこを使われるでしょうね。まさか公民館側とか、余り来ないと思います。

それで、この収容台数をオーバーするような大会っちゃうのは年間、今は26件というふうにおっしゃったですね。年間26件っていうのは26日ぐらいあるということで、ほとんど土日に集中するわけですね。そうすると、サンレイク側で大きな行事する人たちも大体土日で使われるわけですね。そしたら、両方が土日に使ってくるんだから、恐らく混雑することはもう分かっておりますよね。それで、私たちの方は、駐車場整理のために要員を8名から10名ぐらいつもつけております。そして、空いたところには入れるという体制です。まず、原則的にドーム信号から向この駐車場には入れさせません。そうしないと、ドームの人たちに迷惑がかかります。そういうことで、ドーム側を使われるスポーツ団体に対して駐車場整理の要員とか要求してありますか。教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

詳細にわたっては、所管であります社会教育課の課長の方から答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

お答えをいたします。

かすやドームの駐車場で、先ほどの26件というふうにお答えをいたしました。これは調整を図っている大会でございます。26件のうち九州大会以上が4件、

県、郡大会が19件で町の大会が3件ということで、実は車の使用台数が多いのは県や地区大会といったものが非常に多いです。あらかじめ、先ほど教育長の方から答弁いたしましたとおり、調整会議を図っておりまして、サンレイクの例えばさくらホールを使用するとか、ドームで大きな大会があるときはあらかじめ調整をして、その事前情報をそれぞれの施設で把握して要請、その使用する団体に対して要員配置とかを要請して、また車の台数も使用制限をかけるようにこちらの方から要請しているところです。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

要請しているっていうことだったんですが、私は余り見てないんですよ。

それで、もう時間がありませんから、最後に移ります。

かすやドーム側に駐車場の増設が必要ということです。かすやドームで町のソフトボール大会とか卓球大会、軽スポーツ大会などが開催されます。私は、よく区対抗のソフトバレーボール大会なんかがありますから、そのときは必ず行きますが、早くドームに着かないと、もうすぐ駐車場はいっぱいになってしまいます。あちこち探したあげく、役場やサンレイクにとめたりすることが何度もありました。私は、もともとドーム側の向こう側の駕与丁公園側の駐車場の台数が少ないんじゃないかと思っております。周囲の民間の土地を借りたり購入するとか、で駐車場をつくるとか、現在の駐車場を立体駐車場にするとか、例えば大型バスは消防訓練場に臨時的に収納するとか、向こう側、ドーム側の参加者も車で来られる方は何十台か向こう側に移すとかというような具体的な措置がとられてほしいなというふうに私は思っています。

8月の夏季講演会のときに、私たち民間の土地を借りたんですが、それでも足りませんでした。今回は初めてフォーラムにとめた人も出てきました。向こうは駐車料金取られますよね。先ほど申しましたように、もちろん参加できずに帰られた人もあったでしょう。私たちとしては、11月には県段階の大型事業をまたサンレイクで開催します。高速は近いし、JRの駅はあるし、さくらホールの設備がいいんですよ。それで非常に便利な会場ですから、全県的に人気があります、ここは。参加者が多いことはその団体にとってもいいし、粕屋町にとってもこれは喜ばしいことなんです。それ故にいかがでしょうか、ドーム側に駐車場を増設するというような考えをお持ちになっていただけませんか。教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）



西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

川口議員の思いは十分分かるつもりでございます。また、今までもそういった質問を随分されてきたということもお聞きしております。ただ、私自身、やっぱり今ある部分で、例えば民間の駐車場、または立体駐車場等々の貴重なご意見をいただきましたが、これが日常的に駐車場が足りないということであれば、もう早急にやはり町として行わなければならないと思うんですけど、やはりある一定の時期、若しくはある日にち、曜日のみということであれば、もっとほかのその日だけ借りるとか、もっと啓発の案内状の中に乗り合わせてきてください、駐車場がこれだけしかないからとか、場合によって振り分けて、動員ではありませんけど割り振りをしておくとか、そういった工夫はまだ余地があるんじゃないかというふうに私自身は今思っております。駐車場の確保となりますと管理費、それから今後ずっとそれは継続していかなければならない事業でございますので、ちょっと慎重に考えたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

26件ってさっき言われましたが、大体土日に集中するので、そのときに多いのであります。だから、臨時的にどこかその場所を取得するとかということが必要になってくるんじゃないかなということを述べまして、因町長、何かお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も、基本的には乗り合わせて来るようにということが、やはり最大の駐車スペースの確保であると思っております。ですから、今後は玄関のところに3人以上乗っとかんと入れませんよという形ですれば3倍になるわけですね。そういった中で、安易に駐車場はつくりたくはありませんし、やはりそういった事業をされる方がしっかりと協力していただいて、乗り合わせてくるということが最大の駐車場の整備になると思いますから、その点は私は今後はそういうことが言われるのであれば、徹底して玄関に立って複数の方以外は入れませんという形でやっていかないと私は思うております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

因町長の回答は、ちょっと私は・・・思うんですが、以上で終わります。

（4番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

1番安藤和寿議員。

（1番 安藤和寿君 登壇）

◎1番（安藤和寿君）

議席番号1番、安藤和寿です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。今回で3回目となります。まだまだまだ不慣れではありますが、よろしくお願いたします。

1事項目、ICTガバナンスの強化、確立についてお尋ねいたします。

まず、ICTガバナンスの説明をします。一般的には、企業などが自社の情報システムの導入や運用を組織的に管理する仕組みのことを指します。自治体におけるICTガバナンスとは、情報システムの導入、活用に当たってその目的と戦略を明確にし、組織として情報通信技術全体の統制体制を整備することにより、経営的な視点からその投資や運営、リスク管理などに全庁的な課題として取り組むことを目指すものであります。

現在、行政事務や住民の行政サービスなど、かなりの業務範囲にシステムを導入されてると思います。情報化を進める一方で、情報政策のさらなる推進、情報システム調達における費用削減などが課題になっているものと思われれます。組織的な統制体制と効率的、効果的な情報システムの調達時における仕組みを整備することでこれらの課題を解決していくこと、つまりICTガバナンスの強化、確立が強く求められています。現在のサーバーの状況及びサーバー数を適正な数まで減らすことで機器に係る費用の削減を見込めるというものです。その他、電気代、運用、管理に係るコストの削減など、さまざまな効果が期待できます。

そこで質問します。

平成22年7月、粕屋町が日本の全自治体に先駆けてインテリジェント型総合窓口サービスがスタートしました。高い知能でのデータ処理能力、コンピューターシステムの集中管理をされたこと、あわせて優秀な職員の方々によって実現できたものだと思います。あれから6年が経過し、今後の計画についてお尋ねします。

1、ポイントの情報システムの適正化、再構築についてですが、その中でマイナンバー、個人番号を使っての行政サービスが他町でも始まっています。特に、コンビニエンスストアでの住民票などの交付についてです。現在では、セブンイレブ

ン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートでの取得が可能となっております。粕屋町には、セブン-イレブンが今6店舗、ローソン4店舗があります。例えば、わざわざ役場に来られるよりも最寄りのコンビニ店舗で取得が可能となれば、住民サービスの向上となります。粕屋町が開始する時期の予定ももしありましたら、答弁をお願いいたします。

続けて、2点目のポイントは、ICTに関する専門的な知識を持つ人材による各課に対するフォローアップ体制の構築についてです。例えば、ある目的達成のためのシステムの導入であったはずなのに、導入後に機能不足が判明し、システム改修を行うなどの必要が出てきてしまい、余分な経費がかかることなどが考えられます。このようなことをなくすためには、専門的な知識を持つITの関与を義務化することで適切なシステム調達につながられます。

3点目のポイントは、情報の政策に責任と権限を持つCIO、最高情報統括責任者を中心とした情報化推進組織の構築です。

以上3ポイント、ICT、情報通信技術で引き出す行政の活力、より便利で利用者負担の少ない行政サービス、徹底したコストカットと有効的な行政運営、災害やセキュリティーに強い行政基盤についてお考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

今3点まとめて質問がありました。

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

粕屋町におきましては、平成20年度から機関係システムの再構築を契機とした電子自治体構築推進事業を行ってきております。その中で窓口サービス改革として総合窓口サービスをスタートさせ、引っ越しなどのライフイベントに伴う住民の方の手続を1か所の窓口で対応するワンストップ化に取り組んでおります。また、再構築の際に税、料金等の収納業務においては、システムから出力する納付書や督促状を共通様式とし、コンビニ収納を開始するなど、統一的な業務の標準化を図っています。平成27年3月からは、国の動向として大規模災害への備えや行政運営の効率化、マイナンバー制度への対応において自治体クラウドが推進されていることもあり、総合行政システムについては、庁舎内の電算室に所有する従来のシステム構築、運用から外部データセンターとネットワークを經由して利用するシステム運用形態に変更いたしております。現在は、マイナンバー制度対応のために総務省及び厚生労働省のシステム整備費補助金を受けて、平成26年度から今年度まで業務システムの改修を行っております。コンビニ交付につきましては、担当課よりご説明いたします。

◎議長（進藤啓一君）

どっちですか。藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

よろしく申し上げます。

安藤議員のお尋ねのマイナンバーカードを活用した住民票等の各種証明書のコンビニ交付サービス導入の方向性についてお答えします。

現在、粕屋町では志免町、宇美町との3町共同で住民票、戸籍、印鑑証明の自動交付機による交付サービスを行っております。自動交付機では、平日は9時から20時まで、役場の閉庁時には9時から12時まで稼働しており、町民の皆さまから大変好評をいただいているものと認識しております。今年1月からマイナンバーカードの交付が始まりましたことに加え、自動交付機の契約が近々満了を迎えますので、これを機にマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを導入することにより、さらなる町民サービスの充実が図られるものと考えております。当町といたしましては、志免町、宇美町と現行の自動交付機の取り扱いについて十分協議しながら、コンビニ交付の導入に前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員、今1点目のお答えがありました。1点目はそれでいいですか。

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

2番目のICTに関する専門的な知識を持つ人材による各課に対するフォローアップ体制の構築というご質問でございます。

全庁的な電子情報の管理及び推進に関することについては、経営政策課が所管しており、情報システムの運用サポートやパソコン等の端末機器の管理を行っております。今年度は、昨年日本年金機構における情報漏えい事案を受けて、国が進める自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化としてマイナンバー利用事務系、住基、税、社会保障などがございますが、このネットワークにおいて他の領域との通信を遮断し、端末からの情報持ち出しを制限するなどのセキュリティ対策の強化に向けた対応を行う予定でございます。ネットワークの再構築を進めるとともに、業務運用面においても職員への情報セキュリティ研修やネットワークの再構築に伴う運用の説明会も予定しておるところでございます。

また、マイナンバー制度対応のために、平成26年度からは各業務システムの改修を行っており、今後は来年7月から国や地方公共団体との情報連携が開始され、番号法別表に掲げられる事務において、各自治体における窓口業務の運用は見直しが

必要となってまいります。今年度は、全国の自治体で情報連携の相互運用テストを実施する必要があり、業務担当部署をサポートしながら業務シナリオの検討など、テストに向けた対応を進めてまいります。

それから、3番目の情報の政策に責任と権限を持つCIOを中心とした情報化推進組織の構築ということでございますが、粕屋町情報セキュリティーポリシー対策基準に基づきまして、当町においては副町長が最高情報セキュリティー責任者として統括を行っております。また、粕屋町電子自治体構築推進会議設置要綱に基づく推進会議におきましても、副町長を委員長とした組織体制においてこれまでの電子自治体構築推進事業を進めてきております。平成26年度からは、この委員会においてマイナンバー制度の対応のための全庁的な体制として会議を開催し、分科会において新たな制度に対応するための協議や運用準備を進めているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

マイナンバーカードを使つてのコンビニエンスストアでの交付につきましては、まず新宮町が2月1日から始まっております、今年ですね。やはり、1番で全国に先駆けて粕屋町がインテリジェントサービスを行ったということで、そこは1番でやってほしかったなという気持ちもありますけども、2番ではだめなのかというふうにはなりませんけども、早めなご対応をお願いしたいと思います。

簡単なイメージで言いますと、1つのサーバーで1つのシステムを稼働するとそのサーバーの持てる力を最大限活用できないところを、1つのサーバーで複数のシステムを分けて稼働させることでサーバーの持てる力を無駄なく活用でき、役場全体のサーバー数を適正な数まで減らすことで機器に係る費用の削減が見込めるというものです。いろんなコストの削減などが、効果が期待できますし、住民の利便性等、ICTガバナンスの強化、確立に向けた動きの一つだと思いますので、ぜひ早急に検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、2事項目の質問に入ります。

学校給食調理場建設にかかわる問題が発生しております。再発防止についてお尋ねしたいと思います。

学校給食調理場建設にかかわる職員の対応について。

1つめは、予算計上もせずに8,000万円に及ぶ残土処理にかかわる廃棄物の処理の問題。2つめ、遅延損害金の問題。増額分を人件費の項目に上乗せて請求するな

どのアドバイスをを行うなど、あり得てはならない行為がっております。3つめは、国からの交付金申請を職務怠慢にて期限提出まで申請を行わなかった行為等が発生しております。このことについて、学校給食にかかわる職員の対応についてですが、対策、二度と起こさないという対策について町長に答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、安藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つめの学校給食共同処理場建設にかかわる問題に対する職員の処分を含む対応についてでございます。

新給食センター建設に伴い、町長就任後、昨年からの廃棄物問題や交付金問題等が次々に発覚してまいりましたので、その都度議会や給食センター建設特別委員会等に報告しているところでございます。この2つの大きな問題を初めとした今まで行ってきた業務内容についての事実関係を現在、調査中であります。事実関係を正確に把握した上で、識見を有する方を含む5人で構成されております粕屋町懲戒分限審査委員会に諮り、この委員会からご意見をいただいた上で、最終的に判断してまいりたいと思います。

次に、2つめとして、職員の意識改革及び再発防止策と行政改革の必要性についてでございますが、今回の不祥事は、一部の職員の対応や事務処理等が無責任だったことが大きな原因でありまして、決して全ての職員に当てはまるものではありません。しかしながら、同様の不祥事が二度と起こらないように、これを契機に再発防止を図らなければなりません。いま一度どこに問題があるのかを検証し、役場組織内や事務手続の見直しを行う必要があります。職員には、毎年いろいろな研修会等に参加させていますが、町独自として実効性ある効果的な研修や仕組みづくりがないか、検討してまいりたいと考えております。

3つめとして、外部からの人材登用についてでございます。今回の問題は、その職員が担当する行政事務手続等に関して十分な知識が不足しており、またチェック機能も十分でなかったことから問題も生じたことも事実でございます。また、意思決定に関しても少数の職員等により、密室で決められたことが大きな問題であると考えております。今後考えていますのは、現在の監査制度とは別に、包括または個別の外部監査制度を導入することを検討しようと思っております。これは、都道府県、中核市は地方自治法で実施が義務づけられておりますので、粕屋町も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

一応、そういった対策を打っていただいて、二度とやっぱり起こしてはならないんだと。やはり、一円でも無駄なお金は使いたくないというふうに思いますので、ぜひともお願いいたします。

まず、今回の1項目め、ICTガバナンスの強化、確立について質問しました。情報システムの調達コストの適正化及び情報システムの投資効率の改善を実現することができると思います。実際に、ICTガバナンスの強化、確立を先進的に行った自治体では、情報システムに係る経費を20%から30%削減することに成功しています。情報システムのコストカットは、毎年効果があるものですし、長期的に積み上げてくるとなかなかの金額の経費節減につながります。ICTガバナンスの強化、確立については、改めて早急に進めていただくことを強く希望いたします。

2項目めの学校給食調理場建設に係る質問については、再発防止を確実にを行い、二度と起こさない、起こしてはならないという思いです。一日でも早く解決し、次の計画に進んでもらいたいと思います。

以上をもちまして今回の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

（1番安藤和寿君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時05分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

7番福永善之議員。

（7番 福永善之君 登壇）

【福永議員の一般質問が掲載できない理由】

福永議員の「町有地の土地活用に関して」と題する質問は、本人より事実と反する発言があったとして、質問のすべてを取り消したいとする「発言取消の申出書」が提出され、平成28年9月26日（月）の定例会最終日において、粕屋町議会会議規則第

64条の規定により、議会の許可を得ております。

よって、福永議員に関する質問及び答弁のすべては会議録に掲載されません。

(7番 福永善之君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後0時45分)

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

11番久我純治議員。

(11番 久我純治君 登壇)

◎11番（久我純治君）

議席番号11番、通告書に従いまして質問いたします。

粕屋町の待機児童問題に対する対策は、の以下6問について質問します。

1つめ、仲原保育所を改築し、少しでも定員を加えることについて。

2番め、小規模保育園を開園することについて。

3番め、定員150名ほど級の認可保育園を新設することについて。

4番め、中央保育所と中央幼稚園の一本化について。

5番め、将来は町立1園を残し、少子化に備え2園分、町立分は認可保育園に移行。土地はあくまで町有地として残して、園児のみを移行することについて。

6番め、町立保育士確保のために嘱託、臨時職員の何らかの処遇を改善することについて質問します。

まず、仲原保育所を改築し、少しでも定員を加えることについて。粕屋町は、他町に比べて新生児の誕生が約700人前後毎年生まれております。保育園をつくってもつくっても足りないのが現状となっております。そんな町において、皮肉にも産婦人科が一軒もないというのは不思議なところです。

現在、町立保育園3園、認可保育園5園、認定こども園1園、それぞれ届け出保育園が9か所あります。他町に比べれば大きな数です。届け出保育所9園の毎年約140人前後の粕屋町在住の園児が入っております。それだけ待機児童が多いということです。粕屋町は、9月に町有地の建物の老朽化に伴う優先順位を出すということですが、特に中央保育所、仲原保育所の問題が急務と思います。その中の仲原保育所について尋ねます。

確かに老朽化は進んでいますが、今建て替えるのではなく、改築によって少しで



も定員を増すことができないものでしょうか。全て建て替えるには、時間と費用がかかります。どうしてもというところだけを改築し、定員を20名ほど増やせるようにし、少しでも待機児童問題の対策に当て、その中にゼロ歳児、2歳児については保育所問題、また広さの問題と大変だと思います。できれば3歳児以上の子どもさんを対象にして、これはなぜかというかもしれませんが、後の問題に続きますので、少費用で済むように考えております。町長のお考えを。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昨日、田川議員にも答弁いたしたと思いますけども、どうしても建て替えといいますと、しょせんもう昭和55年に建てておりますから、老朽化しております。昨日は警固断層の関係も言いましたし、粕屋町には宇美断層も走っております。そういった中で、非常にそういった訓練等もあっておりますし、私も先日熊本に行きますと、絶対ここには地震がないといったところにあったという、そういった中でやはり前もっての準備というものが非常に大事だということを聞いております。そういった中で、私も長年仲原と中央は老朽化しとるから早く建て替えていただきたいと、そしてこれをしなければ、もう災害じゃなくて人災ですよといったことまで私は執行部のほうに伝えておりました。そして、私が替わったことによって、またそれが延期するということであれば、私が今まで言ってきたものと真逆になると思っておりますので、これは私は人を守るためにやはり建て替えなければならないと思っておりますので、改修ということは考えておりませんので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

費用の面でもありましようけど、要するに時間がかかりますよね。だから、応急に、要するに今待機児童が49人ほど出ておりますけど、それに対処するためには、来年度開園するくらいなからんと、また百何十人になりますよね。だから、応急処置中で悪いけど、最低限のことをやって、そして将来のことを見据えて、私は考えてほしいという考えなんですよ。だから、この問題について、確かに老朽化もあります。建て替えも必要と思います。ところが、町営でやると、もう町長がいつも言う財政的に問題もたくさんあります。やっぱり、1園何億円かかります。そうすると、あと時間が、何年か先になるか分からんけど、その間の対応策として私は考えてるだけなんですよね。だから、できればとりあえず仲原保育所を少し増築し

て、少しでも待機児童の解消に役立つかということで、これは続いて、次の2問目の小規模保育園の開設について移りますけど、陳情書にも出ておりましたけど、一貫して国挙げて今待機児童問題を取り上げております。

そして、その中には、結局設備投資も少なく費用もかからん、場所もそんな広くない、そんなふうな小規模保育を進めてあります。隣の町もやっております。我が町も取り組むべきと私は思っております。その中で、ある1園が小規模の方で手を挙げられましたけど、いろんな条件がありますけど、私たちは千葉県も見に行っただ、杉並区も見に行きましたけど、そこそこの行政のやり方、考え方一つでできないことはないんですよ。だから、私はいつも言うように、地元で頑張っているとところが1園名乗りを上げたから公平じゃないと言われるかもしれないけど、ほかのこの8園はする気ない。やっぱりそれなりの準備をしてやってあるから、そのゼロ歳児から2歳児を入れた小規模をつくって、そのほかの認可保育園にどれだけの影響があるものか。またお金がかかると言われますけど、結局大きい認可保育園の200人とかの中でもゼロ歳児から2歳児っちゅうのは20人ぐらいですよ。そうすると、それが国から補助金出ますよね。それと、小規模保育を粕屋町が認めたときに、仮に20人、20人入れた場合に補助金がどんだけ違うか、そんなところを知りたいんですよ。よかったですね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昨日も、それこそ田川議員に言いましたけども、現段階での待機児童については、今の状態での部分についての追加をすれば、そのクリアはできるということは所管の方から聞いております。そういった中で、まず補助金のことについて私ちょっと知っておりませんから、所管の方からお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

施設のほうに払います補助金の件でお答えをしたいと思います。

もろもろ加算、処遇改善加算ですとか加配さんの加算ですとか付いてきますんで、最終的な金額っていうのはなかなか実際に合わせて計算をしてみませんと分かりませんので、ごく基本的な基準値、子ども1人当たりの基本額という形でちょっと比べさせていただけたいと思います。

小規模A型ですと、うちの町が6分の1、100分の6地域というところに当たりますが、国の定めております単価で19万円幾らぐらいの金額になります。子ども

さん1人当たりの公定価格の金額ですね。これに対して、認可保育所ですと大体200人とか180人ぐらいの規模で15万数千円です。約4万円違うという形になりますんで、小規模としましたときに人数が違いますんで、総額は明らかに小規模のほうが安いんですけども、子どもさん1人の単価で比べますと4万円近く高くなるという形になるかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今言われたのは、月額ですか。そしたらですね、結局設備投資もせんでいいですよ、小規模保育はもう現在あるんですから。そしたら、結局認可保育所つくるためには、やっぱり12分の1は町費で出しますよね。そんなことを考えると、そんなにかからんじゃないかと私は思うんですが、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

確かに、現在あります届け出保育所、これがそのまま使えるのであれば、設備投資に係る負担はないかと思えます。ただ、認可を得るためには、例えば自園調理の施設でありましたり、トイレとか、そういったものにも基準がございますんで、これを満たすように改造しようと思えば、それなりに金額がかかるかなと思っております。

また、宇美町の方に最近実績がございましたんで、ちょっと電話で簡単にですが聞いてみました。コンビニ等の空き店舗を利用して小規模を始められたところがあるということで、設備改修はかかっておりますんで投資はされてあるんですけども、町の負担額としては12分の1で済みますんで、三、四十万円ぐらいの金額で済んだというふうに伺っておりますので、小規模1園始めるのに設備投資という形での町の負担が幾らかかるかということについては、ケース・バイ・ケースによりませんが、そう大きな金額はかからないんじゃないかなというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

要するに、この前の陳情書の中では、連携保育の問題だけやったですよ、ここは。結局、今の無認可保育園、届け出保育園のうちゅうか、九つありますよね。そこから自動的に結局3歳になったときに、普通の届け出保育園に申し込みますよね。今のところ100%入っておられますよね、大体。どこどこおるからとりませんとか

ということないですよ、認可保育所が。一応、無認可のとおって、そこに預けられるんなら入られるっちゅうことで出したら、通っていますよね、今ずっと。今言うように幅もまだ、キャパもあるような話になりますけど。

だから、私は要するに認可保育所の受け皿が無理っていうのは、全部20人一緒に持っていったら、それは嫌やろうけど、1人か2人ずつですよ。だから、私はそこを言うんですよ。みんながそこに20人いっぺんで卒園させて、そこに同じところに入れるなら、その届け出保育園の20人枠がのうになってしまうから大変でしょうけど、それじゃなく、ばらばらですよ。卒園する子もおれば、ずっとそこでおる子もおるし。だから、もう少し、この前行ったイオンモールの、もう課長も知っているとおり、あそこの中に小規模保育みたいなのがありましたよね。そこの中に無認可保育所も持ってましたよね。だから、自分のうちですから連携保育所なんか要らんっていうことやったですよ。それは、千葉県が認めてましたよね。だから、粕屋町もそんなふうになんかできないのかと思うんですよ、私は。それが、みんなが、8園が全部小規模保育になりたいというんなら別ですよ。たった1園になりたい、今まで頑張ってきてやっとそんな格好もできた、県のほうにも通っていった、それが連携保育所がないからっちゅうだけの理由でだめと言われると、やっぱり私たちは、厚生委員としてはせっかく頑張ってきた町内のたった1園も応援できかなと私は思うんですよ。だから、これは町の考え一つと思うんですよ。あそこ今6園ありますよね、認可保育園。町立保育園が3園で9園ありますよね。そこへみんな吸い上げてしまうんですよ、どっかが。だから、特定のところにおたくは20人とってくださいとか、10人とってくださいと言うんじゃないんですよ。だから、連携保育所を認めてくれればいいんですよ、町が。認可保育所とか、町立保育園の中でたった1人か2人ずつばらまいたところで、その園が潰れるわけやないんですよ。ただ、認可保育所の言わっしゃあ答弁は、要するにいいとこばかり持って行って、自分方が3歳から上ばかり預かるとは嫌って言うんですよ。たったそれだけなんです。それかっちゅうて、そしたらゼロ歳児から2歳児を今の枠以上に預かるうかっちゅうたら預けられないんですよ、もう。それだけ広さが決まっていますから。だから、今ゼロ歳児から2歳児が結局待機児童が一番多い。これから先もずっと増えると思います。だから、私はできたら町にそこんどこ何とか妥協できないかっていうのを小規模保育の開設について聞きたいんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、先ほど厚生委員か厚生委員会っておっしゃいましたけど、会じゃなくてあなた個人の考えとして今後おっしゃってください。

お答えは。

◎ 11 番（久我純治君）

町長で、いやいや、どっちでもいいんですけど。

◎ 議長（進藤啓一君）

因町長。

◎ 町長（因 辰美君）

その関連につきましては、やはり所管のほうが危惧してることは、小規模保育の中が今のところ1園ですよ。そういった中で、今後あらゆるところで小規模保育が出てきて、後の受け皿はどうするんだといった形の中で心配してるのではないかなど、私はちょっと思い込みでちょっと考えてるわけですが、その辺については今後、またもう一回所管としっかりと協議しながら考えさせていただきたいと思います。

以上です。

◎ 議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 11 番（久我純治君）

それで、小規模保育は小さいから、安全性に欠けるとかよく、誰かの質問の中にもありましたけど、逆に言うと小回りがきくんですよ。人間もA型やったら7人いるんですよ、3、7、21で。大きいとこっちゅうのは、今認可保育園が心配してるのは、保育士なんですよ。足らないんですよ。そして、新卒の人が全部入ってくるんですよ。そしたら、もう明日って言わんでぽっとやめるらしいんですよ。だから、保育士確保だけでもやおいかんらしいんですよ。だから、もう私が、この先また言いますが、ある程度大き過ぎるのもよくない。だから、できたら小回りのきく小規模保育で何とかできないかっちゅうことを言ってるんですね。所管の方はどんなふうですか。進めたくないですか、考えてやって、どんなふうですか。

◎ 議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎ 子ども未来課長（堺 哲弘君）

ちょっとその前に、先ほど視察の方は私も随行させていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。その際に、イオンの方にありました事業所内保育所なんですけれども、こちら自前で届け出を併設されてるということで、そちらで3歳以上のお子さんも預かれるということは確かに言っておられましたけれども、それと別に私立の認可保育所を独自に探して契約をされて、あくまでそちらが連携施設としてあるということで千葉市が認可をしてありますんで、ここはすみません、ちょっとつけ加えさせていただきます。

小規模についての考え方なんですけれども、粕屋町の状況としましては、3、4、5歳児、上のお子さんについても結構な待機がいらっしゃる状態でございます。なので、20人程度の小規模の子どもさんをここに振り分けて入れればいけないかというのは、確かに考え方としては分かるんですけれども、それを入れること自体が所管としましては、なかなか現実的に厳しいというふうな感覚は持っております。決して小規模が悪いというわけではございませんで、小規模をするのであれば、実は、すみません、特定のところのお話になるんであれなんですけれども、連携施設が見つからないので町の方で調整をしてほしいとって求められましたときに、園長会の方などで今の認可保育所の方、連携施設ができないだろうかということでご相談をしましたところ、そのときに、町が連携施設持ってくれるんだったらうちもやりたいよと言われるところは幾つもありました。実際、電話等でも、町外からもそういったご相談というのは受けておりますので、公平性とかというのを考えずにということは言われましたけども、やはり行政としてはそこはどうしても外せない目線かなと思います。やはり、小規模をするのであれば公募をしたりして、より税を投入するのに町のほかの利用者の方に有効な手段という形で小規模を始めたいと思いますので、今のある届け出を1園限定で移行するっていうことについては、なかなか選択肢の一つとして考えはしますけれども、ちょっとすぐに分かりましたとは、所管として言いづらい状況にあるかと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

だから、小規模保育を新しく申請すると、また補助金の問題とかいろいろ出ますよね。だから、言ってるんですよ。今のところは、一応県の審査も通って、要するにあとは連携保育所がないちゅうだけの話なんですよね。ほかのことはクリアしてる、トイレでも何でも知ってあるとおり、通ってますよね。だから、たった1か所が言うたからよそががたがたすることもなし、せめて粕屋町に1件ぐらいあったちやいいじゃないかって思うんですよ。まして、粕屋町で税金納めてやるところですからね。そらもう大きいとこできたら早いですよ、そらあ。何かあったときにはって言われるけど、やっぱりそれだけの出費がかさむんですよ。何億円かかれば、やっぱり10分の1でも何千万円ですよ。だから、できたら今の待機児童の解消のためには、ゼロ歳児から2歳児までの小規模保育でできることは町内でできないかちゅうことを私は常々言ってるんですよ。だから、あとは連携保育の問題だけなんですよね、知ってあるとおり。だから、今言われるように、それは園長会に言われたら言いますよ。もう私が個人的に回ってる全部そげえ言いますか

ら、園長は。いいとこだけ持って行って、うちはそんなことはしたくないってはっきり言わっしゃあですよ、みんな。ところが、今言うたごと、届け出保育園から自動的に出して通りようとは黙って入りよんですよ。何も小規模保育園からあその人が来ましたっちゅうことないんですよ。それは、もう係やから一番知ってあると思うんですよ。だから、私は粕屋町が全体的に今言うたことを、9園あるんですよ。それが受け入れないっちゅうのはおかしいでしょう。そして、その言い分が今言うたごと、もうかるとこだけはよそに持っていかれて言われるから、そんな問題やないと思うんですよ、私。どれだけ町費から、運営費から出ていますか、1園に。それから比べたら、今やったら4万円ですよ。80万円でしょう、ざっくばらんで言うとはです。実際、設備費も何も要らんとですよ、向こうが全部するから。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管の課長が一部のことを言わないで全体的なことを言えば、私は聞くと思うんですよ。しかしながら、今一部のことをきちっと言って、ここはとれってというような言い方については、なかなか難しい答弁になるかと思えますから、それはもう一回考えさせてくださいと私は言っておるわけでございます。ですから、やはりこういった一般質問で議員の資格を持って質問されるんですから、相対的なことの小規模保育ということをお問いと、一部の園だけのことを言いよったら、やはりちょっと非常に難しい問題がありますし、そこで町に答えろと言ってもなかなか答えにくっていうことがありますから、その辺はもう少しご配慮を願って、その辺を検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今おっしゃったように、それはもう検討しますっていう返事ならいいんですよ、検討させてもらいますとか。それやないやないですか。だから、何かずっと言いよるから言いよるだけなんです。何となく小規模保育をつくりたくないっちゅうだけ私は頭に残るもんだから。

そしたら、3番目に移ります。

定員150名ほどの認可保育所を新設することについて。

今のままだと平成34年から5年ごろ、我が町は少子化になると思います。待機児童の件も急務だと思います。今ある認可保育園の増員は望めないと思います。強いて言えば、はこぶね認定こども園が増員をしたいというような話は聞いておりま

す。どこの認可保育所も新設の保育所を望んではいない。待機児童のことも考えることも1園が進んだ方がいいという必要は望んでおりません。しかし、今ある町立保育所を民営化するのではなく、星の子保育園みたいに自分たち独自で借地をし、ある程度西小学校校区内に新設するやり方です。できれば、平成30年3月ぐらいに開園できるようにすることです。定員数は多ければ多いというやり方は、今の待機児童とはまた別に大きな問題点がやはり大き過ぎております。現状では、保育士さんの確保が急務です。どの保育園も大きいとこに行きますと、先ほどから言うように保育士さんの募集、またはそれが急務です。ただ、今若い人はやめると言ったらばっとやめるらしいんですよ。だから、もうあたふたもないと言ってあります。そして、主任さんたちに個別に聞くと、大き過ぎたらまとまらんと言うんですね、保育士さんが物すごく多くて。そして、若い人多いから。だから、できたら私は150名ほどの新しい認可保育所をどっかに増設してほしいっていう、これがまた先々の話にしますので、そんな考えはどうでしょうかちゅうことです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

冒頭からも申しましたように、うちは仲原と中央が2園が相当古くなっておりますので、これは建て替えが急務であるというふうに私は思っております。そういった中で、やはり今後は仲原保育園では仲原小学校の敷地が物すごく少ないと。そして、プールも一番上に上げなければならないというような状況でございますし、駐車場がまだないといった形でございますので、やはり仲原保育園を移転して、もう少し小学校の用地を広げたいという気持ちでおります。ですから、それは早急に、やはり候補地を見つけながら新設していきたいと、建て替えをしていきたいと。中央保育所も一緒です。やはり、特に先ほどから言うように、これは待機児童対策でなくて、老朽化で人の命を預かる部分でしっかりとした形の中で子どもたちを預かるという中での思いの中から、やはりこういったことは改築といいますか、そういったものではなくて、しっかりとした新築で対応してまいりたいと思っておりますので、議員の方もどうぞよろしくご協力を願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

これは4番目の方に移ってしまうんですが、中央保育所と中央幼稚園の一体化についてちゅうことで質問させていただきます。



中央小学校と幼稚園の問題が以前から話に上がっています。この際、いずれ中央小学校においても人口増、教室が足りなくなると思います。また、この前から話に出ておりますけど、学童保育も増築をせないかんと思います。ただ、もう土地が今のとこでいっぱいと思うんですよね。だから、できれば私は中央幼稚園、あそこが広さが1,200坪ぐらいあるんですよね、保育園が。だから、あそこにとりあえず3階建てぐらい建てて幼稚園と保育園を一体化して、先々ではここを町立として残していただきたい。そして、あとの部分についてはまた先で話しますけど、ただ時間とお金の問題で、それは建て替えるのも急務だと思います。それかと言って一ぺん2園をそれで出してしまうとも急務だと思いますから、できればどっかをそんなふうには考えられないかなという、町長の考えでいいんですけど、どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

何回も申し訳ないですけど、災害がある前に早急に建て替えたということが本音でございますので、1園であろうが2園であろうが、やはり一つでも、1園早く2園めが間に合わんやっただということになれば、また私も後悔いたしますから、そういったものにつきましては何とかできるような形で考えてまいりたいと思っております。

また、今の認定こども園の思いでございますけども、これは一つの案として聞かせていただいております。これは、私の方もやはり構想がございますので、そういった中で、やはり各所管もありますし、幹部の部長会あたりもありますから、そういった中で諮りながら決定していきたい。そして、最終的には厚生常任委員会にそういったものをお願いしながら決めていかないかということでございますので、そういったところには、やはり議員の皆様方の協力もいりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そしたら、5番めに移ります。これは、あくまでも私の考えと思って聞いてってください。

将来は町立1園を残し、少子化に備え、2園分、町立分は認可保育所に移し、土地はあくまでも町立で残し、園児のみを移行することについてお聞きします。

現在の町の保育所に中央保育所の土地約1,230坪、建物が350坪、仲原保育所土地が880坪、建坪270坪、西保育所には1,000坪、約380坪というような状況です。町

は、どんな待機児童対策か分かりませんが、我が町もいずれ全国的に少子化の波が来ると思います。今ある認可保育所、また認定こども園のオーナーの人たちの恐れられていることは、そのときが来るのを恐れています。それだけの大型保育所等に設備投資したのですから、園児の数がいつも問題になっております。大型の保育所の新設を嫌がっておられます。先ほども申しましたように、もし定数割れになったときにはってという話が必ず出てきます。

今私が先ほど言ったように、150名ほどのクラスの保育園を新設、小規模があれば何とかなるのじゃないかなという私の考えです。少子化の波で園児の数が少なくなったとき、認可保育所の認定こども園、また保育所、小規模保育に2園の保育所、仲原保育所、西保育所の園児のみを移行してもらうのです。届け出保育園は8園から9園あり、これも待機児童の関係があるかもしれませんが、それぞれの運営の仕方で行っていくのも頑張っておられます。あくまでも町立は1園残し、土地は町有地として今後大いに役立つものですから、町の財産として残してほしいものです。これはあくまでも私の考えですけど、町長はどんなふうな考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、新設の認可保育所ができると、今の認可保育所の方が非常に心配されておると。これは、イコール小規模保育の方が物すごく多くできることによったら、私はここもやはり心配されていると思います。ですから、私が今言っているのは、老朽化した保育園を建て替えるというだけのことで、何ら大規模にしていこうというあれではありませんから、そういったまた小規模保育を認めていきますと、また園児が少なくなるということになりますから、まずは町としてはその老朽化した2園を建て替えたということでもう何回もしておりますが、これをまず冒頭に取り組まないと、やはりもし災害があった場合は取り返しがつかないようになりますから、そこをしっかりとご理解していただいて、協力していただきたいということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今言っているように小規模保育園を認める、認めんは町の問題なんですよ。だから、1園なら1園でやめればいいんですよ。いやいやいやいや、要するに町の決断ですから。それは町の判断でできることなんですよ。だから、私はもうどうの

このやないけど、とにかく小規模が1つぐらいあったっていいやないかなっちゅう話なんです。

それと、6番めに移りますけど、町立保育士確保のため、嘱託、臨時職員の何らかの処遇改善をすることについて。

全国的にも保育士さんの確保が問題になっております。先日行った杉並区でも、いろんなことをやっておられます。全体的にイベントをやって、そこから保育士さんを集めて配分してあるそうです。あるところや宗像市では、深刻化する保育士不足のために新規採用の保育士さんに最長3年間家賃を月額3万円補助する新規事業に180万円を計上したそうです。我が町も採用者を嘱託職員として、この前言われました18万円に給料を上げたということでしたが、その後はどんなふうやったでしょう。今後町としての対策についてお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

同じく田川議員のときにも答えましたように、同じ仕事をしながら同一賃金ではないっていう、そういった矛盾の中から国も、そういった同一賃金にしろ、しようではないかというような今議論が持ち上がっていると思います。そういった中で、やはり厚労省関係とか各省庁からそういった補助金が出るわけでございますけども、そういったものも加味しながら、粕屋町独自の検討もしていかないかんと考えておりますので、先日、昨日部長のほうも幾らかでも、26年、27年、賃金を少し上げたという、そういった答弁もしておりましたので、これからもやはりそういった周りの、周りと言いますか国の方向性も見ながらしっかりと対応してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

実際上げられて、どんなふうやったですか、結果は。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

上げなかったときとちょっと比較が難しいのであれなんけども、上げた結果、こちら側も自由に選べるほど保育士さんの募集があったかということ、そうではないです。逆の状況ですね、保育所の確保は依然難しい状況でございますので、26～7

年、賃金面での処遇改善をさせていただいて、今年度も臨時さん皆さんの話になりますけども、交通費の見直しでありましたりとかあるいは賃金面以外での働きやすい職場の環境をつくるという意味での処遇改善なんかも取り組まさせていただいているところがございます。それに加えて、また29年度当初予算のときに賃金面も含めまして、また処遇改善をちょっと検討させていただけたらなというふうに所管としては考えておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

新規採用の分は嘱託でいいんですね、採用するときに言われるから。今現在、臨時の人もたくさんおりますね。あの待遇はどんなふうになつとります。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

臨時の職員さんが非常に多くて、言われますように結果的にもう担任と同じ、嘱託さんと同じ仕事をしていただいているという方がたくさんいらっしゃいました。その面も考慮しまして、今年度賃金そのものは上げてないんですけれども、担任を持たれてある臨時さんでご希望を聞いて、本人が上がりたいという方は嘱託さんの方に変わっていただいて、結果として賃金面で収入が上がるようにするという形での配慮をさせていただいてるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そしたら、今の臨時の人っちゃうのはみんな嘱託に変わるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

実は、そのつもりでおったんですけれども、責任的な重さを感じられるのか、ご本人の希望で臨時の身分の方がいいという方もおられましたんで、その方については臨時のままということで、ほかの方はもう4月から嘱託のほうに移っていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

町立の保育士さんの土日の何か催し事するときに、日当払ってくれてと言われるところがあるんですよ。だから、私立はそんなことないんですけどね。だから、そんなふうはどんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

臨時さん、嘱託さんも町の職員さんでございますんで、そういう形で休日出勤なり、時間外勤務していただいた場合には時間外手当をつけるようにさせていただいております。なかなか予算の限度がありますんで、私としては全部つけていいよって言いたいところなんですけども、その辺は園の方で采配をしながらつけられるだけつけていただいて、当然お仕事していただいた分は給料面に反映するようにできるだけの努力をしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今言われましたけど、実際対応ができてないんですよ。役場の方のあれと、また向こう現場は全然違うんです、言うことも。だから、時々役場と話し合いはするってよく聞きますけど、内容が全然、私別々に聞いたら全然違うんですよ。だから、その点をもう少し、いつも言うように会話が少ないっちゃんないかなと私思うんですよ。そして、園長先生も結局困ってあるんですよ、何していいか。そして、今の多いですよ、催し事が。だから、町立は何もできないと言うんです。それはどんなふうに思われます。

◎議長（進藤啓一君）

町は保育士さんともよくお話しされてると思いますので、園長さんと。それも含めてお話になったらどうでしょうか。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

私もですし、私よりまたさらに輪をかけて、部長がなんですけども、保育園、幼稚園に頻繁に行っていただいて、私も係長も同伴していってお話もしておりますし、あるいは園長会等の会議も含めましてですけども、園の先生方が役所の方に来られてお話をする場合もございます。結構以前に比べまして会話は随分増えたつもりでありますけれども、今後さらにコミュニケーションを図って、いろいろ問題点があるんであれば何って、少しでも解決に近づくように考えてまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

部長も行ってあると、課長も行ってあると言われますけど、要するに役場からの上の目線で言われると、私たち何も言えないと言うんです、必ず。それで、私たちに今度後でぐちみたいと言われるんですよね。そこを私言ってるんですよ。だから、お互いに本音でやっぱり現場を見て、現場主義で話してほしいんですよ。そうせんと、保育士さんの問題も、これは人間関係ですもんね。将来何ぼ給料上げて、これは来んっちゃうたら来んですよ、介護と同じで。だから、もう少し根本的に働きやすい職場をつくってやらんと、絶対保育士さんも集まんし、結局保育士さんが集まんっちゃうことは、子どもに影響しますよね。だから、これこそ一番安心・安全な子どもに欠けるとこなんですよね。だから、もう少しその話し合いましたって言われるのはいいんですよ、何回行ったかは、それは知らんけど。ただ、言われる本音と私たち聞くとが違うから、今言っただけの話で。だから、本音の話を、目線を同じにしてやっぱりやってほしいんですよ。だから、園長会もありますけど、とにかくそこを何とか目線を下げて、上からやなくて、やっぱり聞いてほしいって言われる。

部長、せっかく手挙げてありますから、どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

課長の方も言いますように、極力現場の方には出向いて、まず現場を知ると。そして、課題等々を把握しながら、そして行政として何かできるだろうかということ把握しながら、改善にも努めているところです。今久我議員さんの方から、おまえたち、ちょっと上目線で行きよっちゃないやということでございますが、そういうふうな気持ちは一切持っておりません。本当に子どもたちを預かっていただいて、もう本当に苦勞してありますから、少しでもこの先生方の苦勞を改善できないだろうか、除くことはできないだろうかというような思いで課長、係長以下、みんなはどうしようかということ話し合いながら努めております。もし、先生たちの本音がまだまだ出てないということであれば、私たちが至らないところだろうというふうに思いますので、私たちも真摯にもう一度考え直して、先生方の思いを受け入れられるような、そういうふうな上司でありたいというふうに思いますし、そういうふうな心がけで今後も努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

これ最後になりますけど、町立保育所、今までいろんなイベントに出たんですけど、今全部やめてるんですよ。要するに、忙しいから何もできないとおっしゃるんですけど、そんなところは感じておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、全保育士さん、全保母さんの考えを代弁しておっしゃってるんですか。仮に一人二人の話やったら、ちょっとなかなかと思いますが、そのあたりどうぞ。

◎11番（久我純治君）

いやいや、町立が全てがそんなふうで出てないと言われるから言いよんですよ。イベント、今まで農業祭りやら何やら出てましたよね。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町の各種イベント、それから農協である農業祭り等々のイベントには、保育士の先生方が出たりはしてる所は見えております。幼稚園の先生方が出てあるかどうかっちゃうのは、ちょっと記憶がないんですが、皆さん忙しいんだろうかなと思います。そこら辺は実態を把握しながらやってはいきたいと思いますが、いずれにせよ、これ以上やっぱ先生方に負担をかけていくっていうのはいかなものかなということは危惧しております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そんなふうでおっしゃるなら、それでいいんですけどね。要するに、町立の保育所はどこも出てないんです。もう出られないという、園長先生が言われるんですよ。だから、前は出てあったんですよ、いろいろ。それだけ余裕があったらしいんですよ。だから、それだけ変わったかどうか知らんけど、町立であってそんなとも出られんような忙しさに保育士さんがやっぱ大変やと思うんですよ。だから私は言うんですけど、もう少しやっぱ目線も一緒にしてですね、保育士さんが働きやすいような職場をつくるようにやってください。

これで私の質問を終わります。

（11番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

8番小池弘基議員。

(8番 小池弘基君 登壇)

◎8番(小池弘基君)

お疲れさまです。珍しく夏風邪をひいたみたいで、声が少し変わっておりますし、出ませんので、皆さまにはお聞き苦しいとは思いますが、何とか理解していただくようお願いいたします。

本日は、学校給食調理場建設における問題点といったようなことをまず質問したいと思っております。ただ、今回も太田議員、また安藤議員、その他大勢の議員が今までこの一般質問で学校給食建設にかかわるいろんな問題点を質問をされたかと思えます。計画をしてから、もう来年いよいよ運用が始まるわけですが、随分長い時間の中でいろんな問題点が出てきたりしてることも事実でございます。そろそろこの問題もある程度けりをつけたいかなといった、そういった時期にも来てるかなと思っております。現実的には、議会の方でも特別委員会を設置し、先日参考人招致という形で、行政の方もそうですし、元町長、前町長もそうですし、業者の方、それぞれに対して、町執行部が出してきた資料に対しまして事実確認、いろんなことをやってまいりました。その中でも、やはり業者は業者の立場、職員は職員の立場、また前町長は町長の立場としてというようなやっぱり意見といいますか、そういったことが出ておまして、必ずしも全てが全部一致してるという問題ではありませんでした。それがどうなってるかといったものは、今後また別の特別委員会なのか、また別で審議するのかは私も定かではありませんし、分かりませんが、いずれにしても、近いうちには特別委員会で何らかの形の結論を出す、そういったことが必要かなと考えております。

そこで、私が一般質問をする前に、まず因辰美町長の方から今までの経緯を一つまとめていただいて、ご報告いただければと思っております。それを受けた後に、それぞれ私が問題としてます1番から5番に関する質疑をさせていただきたいと思っておりますので、因辰美町長、よろしくようお願いいたします。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因辰美君)

それでは、今までの経緯について確認をさせていただきたいと思えます。

まず1番めには、平成25年度の当初予算にPFIの調査費が計上されました。議会により、初めての事業でありますから十分に議員に説明することを附帯決議の条件として、予算が可決されました。翌26年度の当初予算では、68億円の債務負担行為が計上されました。給食センター準備室から説明がありましたが、議員が内容を余り理解できないまま、どんどんと事業が進められました。議員の推進派の方たち



は、分からない点があれば執行部に説明を求めることに協力するという条件で、私も予算に賛成をいたしました。それから、準備室の説明を何回受けても理解できない。反対はしないが危惧しているところの説明を議員が求めるが、とても理解できる説明ではない。12月議会と12月24日の臨時議会では、継続審議となりました。そして、翌年1月23日、臨時会が再度開催されました。内容につきましては、何も説明もございませんでしたが、この場で採決となり、可決をいたしました。ここで、ちょうど太田議員にも関連しますが、そういった事件が発覚いたしました。議員の中の一人が賛成に回られまして、7対7の同数で議長裁決となりまして、事業契約が可決いたしました。議会が可決したことに間違いはないでしょうか。執行部からは、普通の建設より5億円から6億円もの経済効果がある。土壌汚染は基準より下回っており、県も許可している。問題の廃棄物も掘削すれば、廃掃法により特別管理型処分場に搬送すれば法的にも問題ない。議員も職員もあるいは町民も、この言葉にだまされたと思います。

そして、町長が替わり、議会運営がうまくいかないので次長を交代させたところ、次々と問題が浮き彫りとなりました。このような中で、冒頭場所の変更ではなくて廃棄物の処理費が8,000万円、当初予算に計上されました。そういった中で、私は12月議会前に議会運営委員会を開かせていただきまして、総務委員会で説明し、そして全員協議会で説明をさせていただきました。そういった流れから今回の問題が始まったと思っておりますので、この経過をまず皆さんの頭の中にたたき込んでいただいて、それから審議に入りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ただいま因町長の方から、学校給食建設にかかわる経緯といたしますか、流れを説明いただきました。皆さまもよくご存じだと思いますけども、今回の建設はPFIといった事業でございます。民間の資金活力を活用してよりよい建物をつくっていきこうといったようなこと、国も当然推奨してるわけでございますけども、これに伴って議会の方も非常に老朽化が進む今の調理場。また当初はもう最先端の調理場だったと言われてるウェット方式。水で調理場をきれいに流してやっていくといった、その当時は確かに最先端でございました。しかし、O157であるとか、PM2.5だとか、いろんなふうなものが、やはりその当時なかったようなものがだんだんと出てまいりまして、今の職員の方たちの働く環境、空調設備もない、夏は暑いときに汗だくだくで窓をあけて調理をする、そういった劣悪な環境ではまずいと。まして

や、最近では子どもたちもアレルギーとかいろんな問題で困っていると、そういったふうなことも解消するといったようなこと、また国の補助金、後ほどまた質問で出ますけども、交付金といったようなものが出されると。ウエット方式からドライ方式、今度は完全に濡れた状態で材料が入る場所、洗う場所、調理する場所、それぞれを細かく分けていった今の新しい食のあり方に沿った学校給食センターをつくるといったようなことで始めた事業だと私は認識しております。

私も今まで総務常任委員会で審議をし、全員協議会でも説明を受け、臨時議会等々で賛成をしてきた立場でございました。これは、あくまでも子どもたちといったものを優先して何とか早く環境を整えたいといった思いが一番重たかったかなと思っております。ただ、今時間が過ぎていく中で、その説明にも意図は決して何もなかったと思いますが、やはり職員そのものがまだまだ勉強不足といったところがありまして、本来我々議会に説明があったのは、土質云々の話ではなくて土壌、要はもともとこの場所は、皆さまもご存じであるようにごみの処分場の跡地でございます。ここの上に民間の業者が建物を建てる場合は、当然許可がおりません。しかし、町が管理するその土地に町が運営する建物を建てる場合は、これは許可が出ております。ただし、土壌汚染があるかないかといったような検査をしなさい。そういったものが条件ではついてははずでございます。それで、当初町はボーリングをした、そのデータを持って県に行きました。県に行ったときの報告では、土壌対策の課に行ったというふうな報告を聞いております。ただ、いろんな町執行部から出してこられた資料を見ると、そのときに要は廃掃法には、土壌汚染の方ですね、土壌とは別個にごみのほうのその辺の担当課も一緒に同席されてあったような文面もあったので、当時の担当者は、当然ごみの処分場跡に建てるんで、基礎工事をするときには当然ごみの廃棄物、産業廃棄物が出るっていうことは理解されてあったと思いますけども、その当時はあくまでも土壌に関しての調査をし、それを県に提出して、県からも全く問題がないとお墨つきをもらっておりますということでの報告を我々は信じて、ぎりぎり議長裁決という形ではありましたが、当初予算、要はこれを臨時議会で可決をして、事業に進んでいったという経緯でございます。これについては皆さんご承知だと思います。

なぜこれがここまで大きな問題になったのかといいますのは、やはり昨年10月の町長選挙で、まず第一は町長が替わったこと。第二にその担当部署の長である人が替わったこと、そういったふうなことによりまして、いろいろと出てきました。まず第一なのは、産業廃棄物である廃棄物の処分費が8,000万円という、そういった大きな金額になったという事実。これがもし初めから想定できるものであれば、誰も今の場所に建てずに、もっと別な場所に下水の施設をつけたり、いろんなふうな

予算を投じてでも、もっともっと違う形のやり方があったのではないかと私は考えます。しかし、これはもう終わったことです。ただ、私はこの終わったことの中にもいろんな問題点があります。その問題点をどうしていくかといったのが私の一般質問の趣旨であります。犯人探しでもありませんし、その人の厳罰を求めるものでもありません。

そこで、1つずつ行きますけども、まず1番めですけども、ごみ処理場跡に建設するわけである。当然、基礎工事においてごみ、すなわち産業廃棄物が発生するわけで、これは管理型処分場への処理が義務づけられており、当初より予算計上することは職員として当然のことと思われませんが、なぜ予算計上されず工事着工したのか。町長はどんな理由が考えられるか、その辺の思いを答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も思いはございますけども、やはり当時私も議員でございましたので、教育長が5兆円も6兆円も削減効果があるといったことがもう非常に耳に残っております。そういった中で、その削減効果というものが町の手出しがあるとどんどんどんどん少なくなっていくという、そういった魅力がなくなっていくというものではなかったらと思うっております。そういった中で言い出せなかったのかなという気持ちを持っております。あと内容につきましては、所管の方から説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

小池議員のご質問にお答えします。

産業廃棄物が発生することが分かっていたにもかかわらず、なぜ予算計上されずに工事に着手したのかについてのご質問でございます。当時の担当職員ではございませんので、当時の会議録とか経過を参考にお答えをしたいと思います。先ほどの小池議員との説明の中身と重複する部分もございますけども、再度説明いたしたいと思います。

新給食センターは、以前町の一般廃棄物処分場であった跡地に、現給食センターの隣に建設をされております。この敷地は、廃棄物処理法の規定による指定区域。指定区域といいますのは、地下に廃棄物が埋まっている区域で一般廃棄物埋立処分の用に供された場所であって、廃止されたものということになっております。工事をする際は、廃棄物処理法と以前有害物である鉛及びその化合物が検出されている

ということで、土壤汚染対策法の規定に基づき、県に対し工事を着手する日の30日前までに土地の形質変更届出書を提出しなければなりません。町は、要求水準書を公表する前の平成25年と平成26年の2回にわたり、業者を変え、地歴調査、土地の履歴や土壌等調査を行っており、ボーリングコアや柱状図のある土壌調査報告書により、地下のどの位置に廃棄物層が存在することは、当時の担当者は報告書を見ており、当然知っていたはずでございます。また、一般廃棄物として処分されたものでも、事業活動により掘り出された廃棄物は産業廃棄物として管理型処分としなければならないことも県との協議の中で知っていたはずでございます。量はともかく、産業廃棄物を管理型処分としなければならないことは想定できたと思っております。

また、想定外の浅いところから廃棄物が出てきた。数量が分からないので最終分を把握して予算化を考えていたとの説明がされております。このことは、突然全く予知しないことが起きたようなことを理由に、平成28年度当初予算に計上する予定として先送りをしていたとの弁明をしております。当時の担当者ではございませんので、詳しく理由は分かりませんが、あくまでも私の予測になりますが、やはり当時の執行体制と職員の資質に問題があったと考えております。建設準備室という新給食センターを建設するための専属的な部署であるにもかかわらず、PFIの契約に至る手続や書類等については、専門のアドバイザリーまで業者に委託し処理をしておるところですけれども、担当職員として町がすべき事務事業は中途半端のまま、コンプライアンスを無視した結果がこのような事態を招いたと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

説明をいただきまして、問題点は今報告いただいたとおりだと思います。

私は、人はやはりいろいろと勘違いであるとか、つきものだとは思いますが。しかし、やはり1人の人が何か1つのミスをする。そういうことが起こりますと、それが役場全体という形に見られることも、また事実かなと思っております。やはり、よく言われますように、役場の各部署は縦割り行政であると言われるんですけども、まさしくそういったのが出てるんじゃないかなと。準備室という一つの独立した部署で、ましてそこの中に人が足りない。本来であれば、係長、まあまあ係がいて、そこでいろいろと予算、当初予算であれ、金額が分からなければ頭出しの1,000円でも出すのが通例だと思います。そういったふうな手続を踏まず、その人間、たまた

まその責任者という人がその部署の室長というトップであった。当然、教育委員会部局でありますので、その上司には教育長がおられるわけですが、一細かな予算の計上の仕方だとかいったことに関しては、当時の教育長が一々ヒアリングをしたとは、私も思いません。だから、当然のごとく、準備室の室長個人が全てを任せられた状態で一切チェックもなく、結局その中で我々も手落ちではありますけども、予算特別委員会の中でもやはりそういったものが計上されてないといったことをいち早く見抜いて、その時点でなぜだと、全くごみの処分費が出ることはない、必ず基礎を掘るんですから、掘ったらそこから土が出るわけですから、その費用がたとえ1万円でも2万円でも出るのであれば、ましてごみの埋めた一般処分場の跡であればごみが出てくる可能性もあるというのがある程度想像できるのであれば、頭出しの1,000円は出すべきではなかったかなと、私はそう思いますけども、漏れておったことは事実でございます。

それを今後はやはり各部署、そのために部制をひいて、みんな部長が各課の課長、また課長はその係長なり係員に至るまでのその辺の仕事の内容を把握して、一人一人がチェックできるような体制をやはり築くべきであると、私はそう思っております。そういったふうなことが、今回のことは非常にいい教訓になるかと思しますので、その辺は十分注意していただきたいと思っております。

続いて、2番目の質問にいきます。

昨年の町長選挙に伴い、新町長にかわったことにより廃棄物処理費が8,000万円を超えることが判明し、安全確認や住民への説明のため、工事を一時中断しましたが、業者より遅延損害金の申し出があり、その算定時に本来は業者が負担すべき材料の種類の変更、これに伴う増額分を職員が人件費に上乗せするようなアドバイスをを行う行為は、町職員としてあってはならないことと考えますが、町長はいかに思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私もその件につきまして報告受けまして、一体給食準備室は何なんだろうかと耳を疑ったものでございます。4月28日現在で遅延損害金をSPCと協議しなければなりませんでした。そういった中で、本人から録音の許可を得て、部長同伴で本人から聞き取り調査を行いました。確認したところ、指示をしましたという回答がありました。そして、併せて遅延損害金も多めに請求するように指示したことが判明いたしました。本人の予想では5,000万円から6,000万円であろう、多くても8,000万円ぐらいではないかと思っていたということも回答がっております。し

かしながら、余りの請求にびっくりしたと言っておりましたので、なかなか私もこのようなことが事実であるということにつきましては本当に気分が悪くて、不信感を買っております。内容につきましては、また室長の方から答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ご質問にお答えします。

本来は業者が負担すべき材料の種類の変更に伴う増額分を職員が人件費に上乗せするようアドバイスを行う行為についてのご質問ということによろしゅうございますか。

結論からいえば言語道断で、町及び町民に対する背信行為であると思っております。新給食センター工事の契約については、P F Iによる総合評価型一般競争入札に付されております。つまり、町の要求水準に対して業者が提案した金額で入札と契約をしており、設計内容に変更が生じて、業者の負担において契約金額の範囲内で施工しなければなりません。

事実内容としては、昨年8月、株式会社九電工が施工しました給水管の管種を廃棄物が浅い位置にあったため、設計ではH I V P管、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管というのですが、それから高性能ポリエチレン管に変更しております。安全性を配慮した管種を選定されたことは、事前に町の担当者と協議をしているので、問題はございませんが、問題なのは管種を変更したことによる材料代の差額が発生し、金額で税抜き284万円を今回、株式会社九電工の工期変更に伴う増加費用に割り振って計上するよう、町の当時の担当者が勝手に今年3月、S P Cに対し指示しておりました。S P C側も指示どおりにされているということでもございました。このことは、先ほど町長が申されましたように、事実関係についても業者と本人に確認をしております。その後、増加費用については、私がおその内容を精査して途中で人件費が異常に高額であることに気づき、今回の事案が発覚したものでございます。結果としましては、この事実関係を究明し、業者にも厳しく指導しております。この差額分は当然認められませんので、減額にしております。それ以外の費用についても、随分減額となっております。現在、顧問弁護士に請求の妥当性や金額の精査をお願いしておりますので、さらなる減額を期待してるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎ 8 番（小池弘基君）

ただいまの説明では、到底考えられないようなことが起こっております。先ほどの1番とは、また質が違います。やはり、職員のモラルというか、税金を使って建ててる建物、それを自分の判断で上乘せしたらいいじゃないですかというところが私には理解できないんです。もちろん、ここにおられる幹部の方は、特にそうだと思います。やっぱり、こういったことがあってはならない。また、そういった教育もやはり私は必要ではないのかなと思っております。先ほどっていいいますか、町長も外部の監査委員さんをまたつくりたいみたいなお話もございましたけども、そういったことよりも、もっともっと庁内においていろんな講習会であるとか、もともと職員はやっぱり誰のために、何のために仕事するのかといった基本からスタートしていただきたいなと思っております。当然、こういったことがないように、これから対処されるとは思いますが、まずはこういったことがあったということ、これについてまた町執行部が今後どうするかは考えていただきたいと思っております。

続きまして、3番めの質問ですけども、本来この事業は国の交付金、私が聞いている金額では1億8,500万円が出ますよといったことで始めた事業ということでございます。職員の申請忘れでもらえないということは事実ですか。また、問題点と責任は誰にあると思われませんか。町長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件についても、本人の聞き取り調査を行いました。そして、部長同伴の上、録音をさせていただきました。そういった中で、前回監査の中で言い訳っていいいますか、どうせ申請しとって出なかったとか、大体出すのが分かっていたのに、どうせ10月でできるからということで思い込みの中でやっていなかった。そういった事務のずさんさってものが今回、石山室長に替わりまして浮き彫りになっておるわけでございます。このような中で、しっかりと今石山室長から事務をしていただいておりますが、今までの中で補正予算、大型の補正予算が出る可能性があるかと私はにらんでおりました。そういった中で、今回もある可能性があるから、28年度の予算の執行漏れ、そして再度29年でその再申請といった形での申請をやっていただきたいと。そして、前倒しでも結構ですよというまでのそういった書類をつくらせ、最後まで諦めない申請をしていただきたいという中で、石山室長の方には指示を与えております。内容につきましては、石山室長の方からお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

小池議員のご質問にお答えします。

質問の内容は、国の交付金が職員の申請忘れでもらえないことは事実か。問題点と責任は誰にあるのかっていうことでございますか。

責任以外についてお答えをいたします。この交付金は、正式には文部科学省所管の学校施設環境改善交付金といいます。平成28年度当初予算に係る交付金については、昨年6月調査時に書類が意図的に提出されておらず、その後昨年11月にあった6月のフォローアップ調査で新規に追加提出されたものは国の採択方針により対象外とされたため、残念ながら不採択の結果となっています。平成28年度当初予算に係る国の採択方針は厳しい内容であったことも不採択の理由にありましたが、そもそも昨年6月調査時、担当職員の失念ではなく、意図的に書類を出しておりませんでした。その後、11月調査時には、新規追加として提出されておりました。国から採択してもらうためには、6月調査の提出が前提であり、提出がなされてないため、審査をするテーブルにも乗らず、採択されるかもしれないチャンスを逃したという言い方が正しい表現かもしれません。

今回の問題点は、担当職員の資質にあると思います。PFI事業に当初から携わり、十分熟知している立場の職員が、当然しなければならない業務を故意にしなかったことは、重大な問題で職務怠慢であります。その結果、平成28年度当初予算は交付金が見込めないため、その財源として交付金に代わり基金を取り崩し、充てている状況です。現在、平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算に係る交付金の要望を再度、文部科学省に行っております。金額としては、前回の1億8,500万円ではなく、内容を精査をしまして2億1,500万円程度を要望しております。今般、国の経済対策に伴う大幅な補正予算案が閣議決定され、秋の臨時国会での成立を目指されているようです。町長は、今回の交付金獲得に先月8月25日、文部科学省に直談判もしてまいりました。結果はまだ分かりませんが、ぜひ幾らかでも採択されますことを祈っている状況です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

町長も、本当お疲れさまでございました。

やはり、そういった、少しでも国からもらえるような交付金を見つけてきて、全額とは言わず、少しでももらえるように努力するといった町執行部の方々のやはり姿ではないかなと思っております。今回も職員の資質といった言葉で片づけるには



余りにも大きな問題ではありますけども、そこらあたりは町執行部の方で対応していただけるものと信じております。

続きまして、4番めの方に移りますけども、建設場所における現在の給食センターの入り口ですね。進入道路幅3メートルを6メートルに拡幅する工事費も、本来であれば建設工事費の中に入れるべき内容であると私は考えております。これが町が負担するということになっているといったことを聞いておりまして、このことが事実なのか、また金額は幾らぐらいのものなのかをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

小池議員の質問にお答えします。

この件につきましても、石山室長の方から調べる中で発覚してまいりました。大体67億円の工事契約の中に玄関入口である取り付け道路の金額が入っていないということは、私も全く信じておりませんでした。そういった中で、皆さんの特別委員会の方にこの金額は粕屋町でつくらなければならないということになっておりますが、皆さんご存じですかという私も報告をさせていただきました。そういった中で、金額とか等々ございますので、所管の石山の方から説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ご質問にお答えします。

質問の内容としては、進入路拡幅工事費も本来なら建設費の中に入れるべきものを町が負担することになっていることは事実か。また、負担金額はということでございます。

既設の給食センターが現在利用しています前面の道路は、多々良川の堤防敷ではございますけども、平成27年3月に向川原二線として町道認定がなされております。当初、この道路整備については、この予算計上と工事施工を道路管理者である道路環境整備課とすることで協議が進められておりました。当初予算3,000万円程度を要求されておりましたが、その事情も町長が分からなかったため、町長査定の段階で1,000万円しか認めておりません。結果としては、十分な道路整備ができる予算と状況ではありません。しかも、当時の建設準備室の判断で道路の計画幅員を6メートルとするという計画を質疑回答の中で業者側に伝えており、後日の新給食センターの配置や道路の有効幅員の確保に影響が出てまいりました。河川敷堤防とはいえ、町道でありますので、工事の負担は当然町にあります。その整備方法に

問題がございます。

一般的に建物を建築するには、建築基準法により接道義務がございます。つまり、新給食センターを整備するには、必ず前面道路を利用しなければならず、前面道路も新給食センターと一体として整備するものと誰しも考えられていたようでございます。全体計画の中にPFIによる新給食センター整備と前面道路の整備、そして廃棄物処分の業務に係る費用等を総合して予算化と工程管理を進めておれば合理的でもございまして、こういう問題もなかったと思っております。整備費用の金額については、まだ未確定でございますが、工事の計画としましては河川側に擁壁とガードレールを設置し、道路改良舗装工事として概ね3,000万円程度必要と思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

やはり、これもある面では職務の怠慢と。当然必要なこと、もともと建物だけではなくって進入路からいろんなことを計画するのが事業計画ではありますので、その辺はきちっとやっていただきたいと思っております。

それと、時間の関係もあるんで、5番めに移りたいと思いますけども、以上のようなことで、やはり職員のモラルや職務に対する考えなど、今後の再発防止策とレベルアップについて町長の考えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今までいろいろ給食準備室につきましては答弁いたしましたが、議会あるいは町民に対しまして、大変申し訳なく思っております。私も10か月職員の言動を見てまいりましたが、ほとんどの職員は一生懸命責任を持って職務を遂行をいたしております。職員の更なるレベルアップは必ず必要と思いますから、外部からの優秀な人の人材登用も今後考えていかなければならないと思っております。そういった中で、一日も早い役場の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

今の町長の言葉の中に外部の有識者を登用したいといったような発言がございま

した。当然、どのようなことを、その方を登用して何をどうしていきたいといった思いもありだと思しますので、再度その辺をちょっと説明していただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり、長年の職員だけの組織でございますので、この組織を変えるには組織以外の方の意見も入れた方がいいのではないかなという、これは私の今の考えでございます。そういった中で、そういったものがこの職員の中で職員のレベルアップにつながっていけば、やはり更に住民にサービスが還元できると思っておりますので、そういったことも今後は考えなければならないのではないかなと私は考えておりますので、少し前向きに考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

あと残り20分ということでございまして、2番めの質問に移るわけでございますけども、まず町長の選挙公約にもありました九州大学原町農場跡地の利用といったことでございます。これも非常に質問内容がたくさんございまして、到底残り20分では満足に聞くことができません。残ったものにつきましては、12月に再度持ち込しということも考えておりますので、ぎりぎりではないですけども、少し町長の考えなり、町の考えをお聞きしておきたいと思っております。

因辰美町長は、昨年10月に行われました町長選挙の公約で企業誘致などの跡地の有効利用を打ち出されました。ここの通告書の中で、私が勘違いしてございまして間違っているのが、1,500年前の遺跡と通告書には書いておりますが1,300年だと思っておりますので、訂正の方をよろしく願います。

いずれにしても、この23ヘクタールという広大な1筆をいかに活用するかといったのが粕屋町の今後の財政状況を含めた非常に大きな問題であることは間違いないと思っております。そういった中で、東環状線がちょうどその九大農場の跡を一部横断するといったようなこともございまして、3年ほどかけて遺跡の範囲の調査も終了して、これからその遺跡の範囲、また専門委員会委員の方でどのぐらいの範囲を保存するのがいいのかといったような答申を受けております。本来は、こういったふうな資料も全部準備しましてお聞きするという予定でございましたけども、これは12月に延ばします。

そういったふうなことで、当然やはり問題なのは、今の環状線道路、福岡県土事

務所が計画しておりますけども、これの位置が変わるか変わらないのか、もうそのまま埋め立てて当初の計画どおり進んでいくのか。まずは、その辺の方向性を町が示すといったところが最初の段階ではないかなと。それを示した後で、保存範囲を最終的に文化庁の方でもその辺に示しをして、あと話をしながら、それによって保存範囲が確定をし、どういった、例えば復元をするのか、いや、それはもう記録だけをとって防災公園みたいな形で埋め戻しをするのか、その辺のところを細かく聞いていきたいと思っておりましてけども、それも次回の方に移していきたいと思っております。

せっかく担当部署の方もいろんな資料なりを準備していただいておりますので、今のスケジュールの方だけをちょっとお聞きしたいと思っております。1点は今言う外環状線がどうなるのか。文化庁の方に対する答申がいつ頃になって、どれぐらいの年月で許可が出てくるのか。それから以降、やっとな具体的な土地計画に移るわけですけども、いつ頃ぐらいから移っていくといったその辺のスケジュールをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件につきましては、社会教育課と都市計画課の方の2つにまたがっております。両方とも協議いたしておりますので、双方とも所管の方から説明いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、小池議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の福岡東環状線でございます。これにつきましては、粕屋町仲原の扇橋交差点から戸原の広田交差点までの1.7キロ、計画幅員といたしましては32メートルでございます。暫定4車線の車道と、あと歩道等の整備を平成21年度より県にお願いしまして、事業着手ということになっておるところでございます。進捗状況といたしましては、ただいま広田交差点の方から内橋の五差路までの用地取得の方に向けていただきまして、順次広田交差点からの工事をお願いしたいということで考えているところで、今そういうふうな協議を行っております。この事業につきましては、長年の皆さまご要望もございまして、交通渋滞緩和、そしてネットワークの構築等、いろいろな目的のもとにこの事業を早く進めたいという思いにおきまして、私どもも当初の竣工予定年月日は平成30年ということでございました。しかしながら、今現在国の補助事業の配分の減少や、この遺跡の部分における施工の方

法、また文化財等の協議等について協議を行っておりますけれども、完成年度がなかなかつかめない状況ということで苦慮しているところでございます。粕屋町といたしましては、福岡外環状線建設促進期成会等によりまして国土交通省、整備局、福岡県の要望活動を早期完成を目指しまして強く要望しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、九州大学原町農場跡地につきましては、阿恵遺跡の保存の文化財等道路整備を行います県土整備事務所との協議を行っているところでございますけれども、今現在遺跡の保存形態と道路線形がまだ確実にここで報告できるようなことになっておりませんので、今後また九大側と跡地利用につきましても進められない状況となっているところでございます。企業誘致につきましては、現在の都市計画マスタープラン等を平成30年度の方に見直しということになりますので、今は町長の思い、この企業誘致等も含めまして、それに反映できればということで考えておりますけれども、そういうものに対して基礎調査なりということで、順次準備を進めていかなければならないのではなかろうかと考えている所存でございます。

簡単ではございますが、答弁と代えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

遺跡の部分についてお答えをさせていただきます。

去る7月11日に開催されました阿恵遺跡の調査指導委員会、これは外部の指導委員会になりますが、にて史跡の指定にかかわる面積についての検討を行っていただいたところでございます。面積につきましては、議会の総務常任委員会、特別委員会あたりで九大の敷地に対しては4万1,000平米、道路部分が2,600平米ほどかかっておりますので、合計して4万3,600ほどが遺跡を保存すべき範囲とすることで、概ねその方向性で決定されたところでございます。ただ、この予定地内にある東環状線計画につきましては、一旦町の方針として盛土工法案ということで従来の幹線計画をそのまま盛り土で通していくということでご提示をさせていただいたんですが、県土整備事務所や県文化財保護課も含めて再度協議するよう、調査指導委員会の方から再協議を要請されておるところでございます。この結果を踏まえて、今関係部署と調整を図っているところでございまして、史跡指定全体のスケジュールにつきましては、九大農場が平成30年度末で移転完了というスケジュールを今のところ組んでおりますので、その九大のスケジュールに即して文化庁等とも話を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございました。時間もまだ少し残ってはおりますけども、質問をしていきますと中途半端になりますので、次回に繰り延べしたいと思っております。

最後になりますけども、先ほど町長の方が外部からの有識者を登用したいといった考えもお聞きしました。当然、職員のいろんなふうな教育も含め、また今後必要になってくる九州大学農場跡地の活用方法、そういった多岐にわたるようなところでもいろいろとアドバイスなりいただけるような、そういった人材の方がおられれば一番いいかとは思いますが、いずれにしても前向きに検討していただければとは思っておりますので、そういったところも含めましてよろしく願いしたいと思っております。

少し時間余りましたけども、私の一般質問といたします。今日はどうもお疲れさまでした。

（8番小池弘基君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午後2時18分）

（再開 午後2時30分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

13番山脇秀隆議員。

（13番 山脇秀隆君 登壇）

◎13番（山脇秀隆君）

13番山脇秀隆でございます。質問の前に、台風12号で被災され、また亡くなられた方のお見舞いと衷心よりの哀悼を述べたいと思っております。

毎回ここに立つたたびに、こういったお見舞いであるようなことを冒頭に何か話してるので、本当にこの自然災害というのが日常茶飯事になってきたんだなという思いで、粕屋町の防災に関しても、やっぱりしっかり対応していかなければいけないのかなという思いになっているところであります。

それでは、質問に入っていきたいと思っておりますが、通告書に従って質問をいたします。

今回は、粕屋町のスポーツ振興支援と粕屋町職員の専門性などの改革の取り組みについて幾つか質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、粕屋町のスポーツ振興の支援について質問をいたします。

粕屋町の人口は、この7月末時点で4万6,000人を超えました。知ってのとおり、若い世代が多く、子どもの数もゼロ歳から14歳までで8,624人、また65歳以上の人口も7,977人おります。こうした世代の体の健康を鍛える生涯スポーツを実現するには、小さいときからのスポーツに親しむ環境や、子どもからお年寄りまで生涯スポーツとして続けられるように、それを支える指導者が求められます。粕屋町には、スポーツ団体数15部会、1,400人を擁する粕屋町体育協会やジュニアクラブの登録62団体、1,516人の活動があり、活発なスポーツ活動がなされていると思います。

しかし、その活動はそれぞれのクラブやサークルの運営に任されており、会費などの少ない自己資金によって技術の向上や健康増進といったそれぞれの目的に合った活動をしております。指導者の中には、プロに匹敵する技術を持つ方もいて、全体のレベルを大きく高めているのも実際であります。こうした指導者の多くがボランティアで家庭も顧みず、指導の任に当たっていることに頭の下がる思いであります。何らかの支援ができないものかと考えます。

また、学校教育の現場においても、スポーツ部の活動などの指導者として多くの教師が時間を割いて、子どもたちの面倒を見ております。ただでさえ時間のない厳しい教育環境の中で部活動を支えている先生方の苦労も人並みではないと思います。こうした現状を踏まえ、粕屋町のスポーツ振興をどのように考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

山脇議員の質問にお答えします。

粕屋町では、多岐にわたるスポーツが開催されておるわけですが、非常に多くのボランティアの方に支えられておることも事実でございます。このような中で、やはりこのボランティアが決して行政の方も目を背けないようにしっかりと支えていくような検討をしていかなければならないと思っております。内容につきましては、所管の方から報告をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

所管の方は社会教育課になりますが、教育次長の方よりお答えをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（大石 進君）

山脇議員のご質問にお答えいたします。

粕屋町では、スポーツ振興施策としましては、1つめに町民個々が、人が各自の興味、関心、競技レベルに合わせた選択が可能となるよう、スポーツクラブの創設も視野に入れながら、さまざまなスポーツ活動に参加できる環境の整備を行っております。2つめに、かすやドームを中心とした活動機会の提供と各種スポーツ行事の開催をしております。3つめに、今言われたジュニア育成支援の拡充ということで、粕屋町では幼年齢期から高齢者まで、さまざまな方々が健康で、生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、「町民一人一スポーツ」をスローガンに掲げております。また、先ほどの質問議員との説明とも重複しますが、体育協会におきましては、スポーツ活動の実践に向け、ご尽力とご協力いただき15の協議部会、1,400名の加入で活発に活動されているところでございます。また、これも重複しますが、スポーツ推進委員会におきましても、学校や地域からの派遣要請や体力テストなど、スポーツ指導を通して広く町民のスポーツ振興に寄与していただいております。今後も引き続き体育協会やスポーツ推進委員との連携を図りながら、スポーツ振興を図っていきたいと考えておりますが、さまざまな機会を得る中で自分に適したスポーツを見出せるように努めてまいります。とりわけ、幼少期においてのスポーツ活動に触れる機会は大変重要であると考えておりますので、ジュニアスポーツの育成につきましても、特に力を注いでまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ハード面、ソフト面、いろいろな形での支援を行ってらっしゃることであろうかと思えます。これにかかるお金、補助金であるとか運営費であるとか、その辺はどのようになってますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（大石 進君）

補助金の支援のあり方としましては、本年度も夏休みに入り、各スポーツ競技が行われ、町内でも水泳、ハンドボール、フットベースボール、空手など、競技で九州大会や全国大会に出場した団体、選手らもおられ、本日の西日本新聞にも、水球



による全国制覇、粕屋町より選手が3人出ております。これに対しても補助をいたしております。これは、取りも直さずスポーツ振興の支えを地域の指導者、貢献的に行っていただいている結果であると考えます。このような方々は、ボランティアの精神で各育成に努めておられますが、今言われたようにご指導いただいているように経済的な負担も多いものではないかと考えております。このような方々への支援策としましては、1つめに指導者に対する謝金制度、2つめに上位大会に出場する際、助成制度のあり方、3つめに技術、技能向上に向けた講習会等の開催をしております。地域で活躍されている指導者の方々に深く感謝を申し上げるとともに、末永く活動を続けていただけるよう、検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

粕屋スポーツ振興支援は、かすやドームでは体育館やプールを利用した各教室事業を展開し、より多くの利用者の促進を図っております。管理、運営に約1億5,000万円を計上しておりまして、約5,000万円の使用料を得ているということであり、また、社会体育事業においては、体育指導員を中心に各種社会体育事業を展開しており、約3,000万円の経費をかけております。補助金についても、体育協会に270万円、ジュニアスポーツ団体に135万円など、スポーツ関連の補助金は、平成27年度合計で780万円となっています。今そのほかに指導者に対する謝金であるとか、上位大会に行った場合の補助であるとかということをつけ加えていけば、大体粕屋町のスポーツ振興にかかる金額は、整備費等を抜いて例年約2億円が使われているというような計算になりますので、これが粕屋町の例年における体育、スポーツ振興における支援金というので、毎年2億円をかけて振興してるんだなというふうな思いでおります。

今後、この人口増、町民1人1スポーツを目指す町において、こうした支援は今後増加していくというふうに思われます。この人口増加を踏まえた、また市制に向けた中で、今後の支援をどんどんどんどん補助金として渡していったのかどうかというような方向性がある程度必要だと思えますので、その支援のあり方をどのように考えてるかをちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ただ今は、体育協会の下部組織としてジュニア団体があるわけでございますか

ら、ある程度は体育協会の方に方針をお任せしたいと考えております。そういった中で、うちの社会教育課とも連携しながら体育協会と議論していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

要は、お金をどんどんかければいっていいというもんじゃないというお話をしたいんですね。やはり、お金をかけないでどうやってこのスポーツ振興を支援していくのか。要するに、粕屋町のスポーツ振興のあり方っていうのをやっぱり、これから市制に向かっていく上では考えていかなきゃならない。今までどおりの、例えば体育協会があるから体育協会にお任せっていう部分では、これは旧態依然としたやり方で、何の進展もないわけですね。だから、今後粕屋町が向かっていかなければいけない、そういう方向性というのが、やはり必要だというふうに思います。

そこで、これは新宅課長も一緒に視察に愛知県武豊町、7月29日に生涯スポーツ社会の実現と地域社会の再生を目的にした特定非営利活動法人「ゆめフルたけとよスポーツクラブ」を総務常任委員会で調査研究してまいりました。人口規模や小・中学校の数も粕屋町と同程度で、参考にできる面が多々あったと思います。先日のお話の中でも、本田議員がバスの運行についてすごい興味があったと、それぐらいうちの町とよく似た体制の町だったというふうに思っております。この「ゆめフルたけとよスポーツクラブ」は、住民のニーズを捉え、将来を担う子どもたちや高齢化社会への対応を図るために、各種のスポーツ教室やイベントの企画、指導者の育成やスポーツ活動の支援を行っております。既存の団体や行政、企業、地域住民と連携をとり、住民ニーズに合ったクラブ活動を展開しており、対象範囲をある程度絞って、体育協会などの既存団体との競合は避けておりました。教室には、ジュニアスポーツ教室、親子、成人向けスポーツ教室があり、子どもからお年寄りまで幅広くスポーツを楽しめるようになっておりました。また、イベント体験教室もあり、体を動かすことの楽しさを実感できるようになっておりました。先にも述べましたが、粕屋町のスポーツ人口も引けを取りませんが、こうした粕屋町の活動は、それぞれの団体でそれぞれの考えで行われているのが現状でなかろうかと思っております。また、現在粕屋町では、資金面で補助金に頼るところも多くあり、会費だけでの運営がままならない状況だろうというふうに思っております。「ゆめフルたけとよスポーツクラブ」の運営は、町の補助金をなくすため、自らが資金を稼ぎ、自活できるような取り組みで運営されておりました。

このように、民間の力を活用したスポーツ振興を統括する特定非営利活動法人、NPO等の立ち上げが今後の粕屋町に求められるのではないかなというふうに思います。「ゆめフルたけとよスポーツクラブ」では、学校の部活動に各団体の指導者を登録し、派遣事業として各学校と連携をしながら派遣しております。そして、指導者に対しても研修を定期的に行い、派遣時間に対して費用弁償を支払っております。先ほど大石教育次長の方から、指導員に対して謝金をしてるということですが、これは公費ですね。私たちの税金から納めてる。ここは、自分たちで稼いだお金から謝金をする制度をつくってるってことでもあります。また、高齢者に対する健康体操にも人材を派遣し、介護事業としての活動で収益を上げております。このように利益を得ながら指導者を育成していくやり方は、非常に参考になると思いました。こうした非営利の活動団体の立ち上げに行政が協力していくことが必要だと私は思います。これからの町のそういった支援のあり方っていうのは、こういったほうに力を町は入れていくべきではないかと思しますので、町長の見解をお伺いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

同じスポーツの支援でも、町民1スポーツというようなやり方と、もう一つは全国大会とか世界とかを目指す、そういったチャンピオンを目指すようなスポーツのやり方っていうのは、これは全く方向が違うかと思えます。そういった中で、どのようなことを育てていくのかということ是非常に難しい問題でございますが、聞くところによりますと、大野城は非常にオリンピックとか、そういった選手になりやすいような支援をしていただくといったことも聞いております。そういった中で、そのスポーツが住民1スポーツでみんなできっと和やかにそういった指導者をやりながらやるのか、それとも本当に大野城から世界を目指すような人間を出すのかというのは、その本当にやり方も若干違ってくると思えますから、こういったものにつきましては、やはり旧体制の体育協会のどうのこうのではないと思えますけども、そういった方向の中で一緒に議論していきながらどのような方向に行くのかという、所管の方としっかりと密に検討しながら方向性を見つけるべきであると思っております。そういった中で、その結果が出ますと、やはりみんなで議論しながら支援してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長、何かありませんか。

どうぞ。

◎社会教育課長（新宅信久君）

議員もご指摘いただきましたように、先日武豊町に私も随行させていただきました。大変いい事例を勉強させていただきました。愛知県の武豊町は、人口とか財政規模、それとか小・中学校の設置数、先ほど議員が質問されましたとおり、当町と比較的よく似た形態を示しております。ただ1つ違いますのが、先進的にスポーツクラブの運営に取り組まれております。

当町といたしましても、今社会教育計画を各年度で組んでおりますけれども、平成26年度から社会教育計画の中でも総合型スポーツクラブについて調査を行っていくことを基本方針に掲げております。その方策といたしましては、一つが地域住民が独立した、先ほど言われるNPO法人でありますとか一般社団法人などを組織して、スポーツクラブを運営する手法があろうかと思っております。2つ目は、既にスポーツクラブのノウハウを取得している団体や法人などを委託して運営する方法があろうかと思っております。いろいろ手法はあろうかと思っておりますが、いずれの手法を取り入れた場合も町のスポーツ育成の根幹にかかわってまいりますので、現在のジュニア団体や体育協会のご意見も伺いながら検討していくことになろうかと思っております。期間的には、武豊町を見ましても3か年かかったというふうに聞き及んでおりますので、これにつきましても、町におきましても少し時間がかかるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

新宅課長は一緒に行ったんで、この意味の中身がよく分かって、今しっかり答弁していただきましたんで、しっかり新宅課長から聞いていただいて、この発想をぜひ生かしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、職員の改革について質問をいたします。

今後粕屋町は、市制に向けた動きが加速されると思います。そして、職員の働き方も大きく変わるだろうと思います。町長が進めるボトムアップもそうした変化の中での職員のやる気を起こさせる一環だと感じます。また、町民や議会に対しても制度的なものや専門的なことなど、これまで以上に知識や丁寧な説明が求められるところでもあります。

その証左に、第33回愛知自治研修会での研究発表の中で述べられております。本

来地方政府とは、地域課題解決のために設置される機関であります。複雑に入り組んだ利害調整機能を重視し、しかも地域の動向に見合った社会資源のスクラップ・アンド・ビルドに關与する機会が多くなるほど、住民や關係団体などの個別的な利害を超越した權威を装わなければならない。これを支えるのがプロフェッショナルな權威であるとされ、地方自治体は本来プロフェッショナルな組織でなければいけないのであります。自治体職員が首長の補助機関として配置される以上、自治体職員は課題解決能力を有していなければなりません。特に、分権時代の現代において、自治体職員にはこれまで以上の課題解決能力が求められ、そのためには専門的な知識が要求されます。専門的な知識なしで解決できる課題の多くは、行政に持ち込まれることはありませんと述べられております。

町長が求める職員の意識改革は、どのような手段でどこまで進んでいるのかを聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昨日の答弁でもございましたが、20日前後にこの説明会が行われます、職員に向けてですね。そういった中で随時決まっていくものであると思っております。これは、今回の一番の目玉として、私は4月から所管の方に指示いたしておりますので、非常に期待をいたしております。こういった中で中身がどんどんと浸透していきながら職員のやる気が出れば、私は最高なものが出てくると思っておりますので、それを一番期待いたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

次に、事業における職員の専門性が必要とされる中で、今回の学校給食調理場建設におけるPFI事業に全くの知識不足が大きな問題の因となっております。これは昨日から今日と、いろんな方が質問をしておりますが、そういった問題提起がなされております。これは、ここだけの問題でなく、全体の問題であろうかと思いません。先ほどの答弁では、一部の問題であるというふうな言い方をされておりましたが、私は逆にこれはそこだけじゃなくて、全体で考えなければいけない問題なんだなというふうに思っております。

そこで、各課における専門的知識をどのように教育しているのかを聞きたいと思えます。これは部課長で、部長、3部長でお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

職員の業務上の知識習得におきましては、まず通常の業務を通して獲得いたしますいわゆるOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、それと事業によっては県庁等で行われる各種の事業説明会等で詳しく事業の内容を把握するということがございます。それからまた、外部の研修といたしましては、福岡県の市町村職員研修所あるいはまた滋賀県全国市町村国際文化研修所ですかね、それと千葉県のアカデミーなど、全国的な研修施設がございます。それからまた、自治大学校などで行われる研修もございます。毎年希望者を募り、これらに参加をいたして知識獲得に努めております。なお、また平成27年度からは、県庁へ職員派遣を1名実施しており、この職員派遣につきましては、あと2年間、1名ずつ送るようになっております。こういった外部等の研修等におきまして、知識獲得に努めておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、都市政策部の方ということで、ご質問の職員の意識改革につきましては、粕屋町職員人事評価規定によりまして職員の職務遂行に際しての発揮された一定期間の業務、業績ですね。それと能力、勤務形態等を適正に把握しつつ、これらの職員の能力開発育成及び適正な人事管理に反映させて職員の意識向上を図っているところでございます。これここでこういうことをお話しすると、当たり前ということをおっしゃれると思いますので、例えば上下水道課でございますけれども、専門性が求められます事業であるために、水道技術の管理者資格を有するような状況も必要かと考えております。そういうものに対しましては、資格取得講習会、これは机上で15日、そして実務では15日の講習を受けるということで同資格を取得し、管理者としての意識を、この職務に取り組むように業務を行ってるところでございますし、また、本年度につきましては1名の受講を予定し、今現在は2名が資格を取得しているところでございます。また、専門的なものでは道路環境整備課というところで工事部分がございますけれども、この工事の発注に際しましての自覚を高める、その目的といたしまして国土交通省が実施いたします土木施工管理技師の国家試験、こういうものを受験するにおいてということで今年度28年度におきましては2名が受験を行うということで報告を受けている次第でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

住民福祉部も同じようなことですが、私のところは4課あります。これは、なかなかやっぱり専門的な業務が多いところでありまして、若い職員も多いです。各課長の方は、研修等々のある場合は積極的に行きなさいと。通常業務を持っておりますので、全ての会議なり研修会に出れるかということはありませんが、できる限り、可能な限り職員が協力をして研修に参加し、そして知識、技能等々の向上を目指すというふうにしております。

それから、介護保険につきましても、高齢者につきましても、これはまた逆に先行した先進地、自治体というふうなところで視察を受け入れ、その視察を受けることによって、なおかつ職員の資質も上がってくるというふうなところがございますので、視察の受け入れ等々につきましても、積極的に受け入れをしているところがございます。研修会等々、参加できなかった職員につきましても、研修会に参加した者からその情報等々を提供していただき共有するとともに、町政の発展のために努めるように皆で情報を共有しながら努めていると、専門知識の習得に努めているという状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会事務局次長（大石 進君）

教育部局としましては、それぞれ専門性が大きく重要であると思います。さらに糟屋地区において、教育委員会としましてはいつも大体同じ時期に各町同じ仕事をしながら同じ法改正ということで、何が言いたいかといいますと、各町での糟屋地区での各分野ごとの担当者会、これは随分大事にしております。その担当者会におきましては、企画、研修、情報交換におきまして、結構レベル、長い人もいますので、その者から知識をもらうような形の担当者会になってるんじゃないかと思えます。そういったところで、専門的な知識でレベルアップに努めております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ありがとうございました。

多分ですね、新しい事業、まず新しい政策が出たときは、その専門の勉強会、研

修が必ず行われております。26年と27年を比べると、マイナンバー制度であるとか個人情報とか、いろんな面でやっぱり年間100万円増えてるんですね、対前年。今年は100万円減ってるんです。ので、多分新しい事業が出たときは、そういった形で研修っていうのは行われております。ですから、いろんな面で今研修やってますっていうのは、例年同じことを定期的にやってるという話なんですね。これは、今までと何ら変わらないやり方なんです。だから、今まで専門性、専門性っていうのも、その部分がどういうふうに今度引き継がれて、要するに研修受けた方がどうやって引き継いで、それがどう発展してきたかというのは、全く分からない。多分、頻繁に広範囲な形で人事異動が行われてるのではないかと思いますので、粕屋町の今の人事異動の経緯を教えてもらっていいですか、パターン。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

ただ今の人事異動の要領といたしましては、概ね5年程度の在職者に対して、その業務についての人事異動を定期的に図るような形では、基本的には持っております。あとにつきましては、昇格とか、そういうことに伴う人事異動がどうしても必要になりますので、そういったときには短期で人事異動にかかる場合もございます。

◎議長（進藤啓一君）

最終権者は町長ですが、町長、それでよろしいですか。

◎町長（因 辰美君）

基本的には、今総務部長が言ったとおりだと思いますけども、できるだけ研修を受けた後は、少しでも長くその実力を生かしていただきながら、やはり充実を図っていただきたいということも思っておりますので、その部分も加味して人員配置を考えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この愛知県で行われた研究発表会では、自治体職員を専門職として育成する人事制度というのを研究発表で出してるんですね。今まで、これが正しいと思って、多分人事異動なりやって専門職も高めてきたという、そういった何か新しいことが出てきたときに研修を受けて、専門を学んできたというのがあるんですね。これは、もう今までみんなが、各全国の自治体が今まで信じてきたやり方なんです。だけ



ど、今回の研究発表の中では、専門職を育成する人事制度のあり方についてのことを提案しております。ちょっと読ませていただきます。

自治体業務遂行に必要な技術は、担当法令とその関連理論、技術だけではなく、自治体業務全般に共通する基礎技術として文書事務、経理事務、契約事務、決裁システムへの習熟があります。これらの技術は、配属先によっては十分な経験を積むことができない場合があります、一通りの経験を積むためには、幾つかの部署での勤務経験が必要となります。これまで行われてきた頻繁かつ広範囲な人事異動は、このような基礎技術の習得には有効であります。これらの基礎技術は、自治体職員キャリアの早期に習得することが望ましく、入社間もない職員には頻繁かつ広範囲な人事異動を行うことは有益であります。特に、適応力の高い若年職員が短期間に複数職場を経験することは、基礎技術習得とともに幅広い知識、経験を身につける手法として有効と思われれます。

先ほど5年という、5年以上ということがありました。でも、ここではやっぱり若いうちにどンドン経験させて、基礎技術を身につけさせるっていうことを訴えています。これに対して、入社後10年程度を経過した職員には、ある程度長い期間にわたって一定の部署に配置し、その後の異動は本人の希望や直属上司の評価を重視しながら、本人の適性に合った部署で専門性を伸ばす方向で経験を積むことが必要と考えます。ということで、10年ぐらいたって初めてそこに定着をさせて専門性を養っていくっていうふうなことがいいよという研究発表です。これは、北海道の職員組合が研究した発表の体験発表ですね。管理職については、部署によってゼネラリストタイプ、要するに広範な知識を持つ官僚、管理職員とスペシャリストタイプ、専門的知識を持つタイプの管理職員が混在することになりますが、教育、福祉、税務、土木、産業、企画部門については、スペシャリストタイプが優先的に配置されることが望ましいように思います。やはり、先ほども学校教育の現場、大石教育次長が言われたように、専門性が高いところはやっぱり専門職で通していく、つくっていくというのが大事であるというようなことを言っております。

専門職を育成する方策としての人事異動の考え方でありました。こういったことで今まで現在、多くの自治体職員における短期間での人事異動は、ゼネラリスト、広範な知識を持つ養成を目的として、比較的質的に異なる職場をできるだけ多く、それも短い周期で経験させることによって達成され则认为られております。それは、現在も引き継がれ、規模の異なる地方自治体人事担当者への聞き取り調査においても、マンネリ化によるモチベーション低下の防止、管理職としての仕事を行うための広い見識の習得を目的として、職能を超えた異動が一般的であること、異動

期間が3年から5年であることなどが明らかになっています。これが今の現状だというふうに言われてるんですね。けども、今まで行われてきたこういった人事異動に頼らない業務遂行領域拡大の方策が必要だというふうにこの研修の中で言われております。それは、外部環境についての幅広い知識、多様な適応能力を身につけるためには、頻繁かつ広範囲な人事異動は、唯一の方法でも効果的な方法でもなく、むしろ変化の早い時代においては、また分権下における自己決定の原則のもとでは、専門性の蓄積の阻害や経験したことのない仕事を行う際の追加的な訓練費用が大きなりスクとなる非効率的な方法と言えるのではないかというふうに指摘されてます。要するに、もう今の時代は展開が早い時代なんで、今までのような3年、5年というスパンじゃもうだめなんだよと、もっと早い時期から、さっき提案しましたやっぱり若い若年はもう幅広く異動させて、経験を積ませて、そして10年たったぐらいから初めて専門的なことをやっていくようなもう時代に入ったんだってこと言われております。

実際に、粕屋町職員においても、先ほど申し上げましたように、大体例年300万円では研修やってないんですね。大体もう例年300万円前後が研修費用として上げられるだけなんです。だから、これはどういう意味かといったら、違う角度から見たら、当たり前のように踏襲してる。前年と同じようなものを踏襲してるっていうしか見えない。だから、専門性を進めるという見方にはなっていないということがあります。

このように人事異動が必要だというふうに訴えたわけなんですけど、ただ全国の公務員の平均数っていうんですか、適正な数値じゃないっていうふうにこの間言われたんですけど、全国の平均、要するに自治体が例えば1万人当たりの住民に対して何人いますかっていう部分なんです。これが平均なんですけど、この平均が粕屋町が当てはまると、4万6,000人ですから4.6ですね。これは1万人当たり67.07人なんです、職員の数は。そうすると、311人なんです。だから、これが正規職員で粕屋町必要なんですよっていうことなんです。ですから、現在平成28年3月では211人なんです、正規職員。僕囑託とか臨時職員入るのかなと思ったら、そういう扱いじゃないんです、やっぱり。そういった勉強をさせるとか、やっぱり基礎知識を持たせるとかというのは正規職員なんです。だから、そういった意味からすると100人ぐらい足りない。だから、逆に言うと人事異動もやりにくいんです。やっぱり、人事異動しっかり広範囲にたくさんしていくためには、職員が基本的には足りないということなんで、やはりある程度市制に向かっていく中で、正規職員の数も増やしていくことが大事なんだというふうに思います。

正規職員を増員も考えなければ、費用がかかることなんで財源もいることなんで

すけども、この辺のちょっと今の考え方からして、どういうふうに町長思われるかなと思って、何かありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も、議員の方から職員削減っていった形の提案がございまして、国の政策とかそういった中でやってきた経緯がございまして、やはり今もそういった国からの定数、今議員おっしゃいましたように100人足りないということでございましたら、100人増やしたいなという意識はしっかりあります。そして、しっかりとした住民サービスをやっていけたらなとは思っておりますが、これが果たして国、県で認められるのかどうかというものは、ちょっと私はそこまで理解しておりませんので、分かれば所管の方から報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

職員の定数については、条例で今定められて今現在237名とされてますので、今現在職員を増やすとしても条例を変えない限りは、それが最大数かなというふうに考えております。

あと、今いろいろとご教示いただきましたように、若い時代には早くいろんな部署を経験させて適性を見ると、そういったことも必要であるし、基礎的な知識を得らせるということが重要であるということで、あとは中堅、10年ぐらいたった状態から専門的、ある意味プロパー的な職員を育成するのが一番有効であろうというような講演の結果というふうに聞いております。

役場の仕事の場合は、一般の会社の仕事と違まして、やはり人によって業務のスピード感とかが違うと、ベテランであれば、同じ相手の人に対しても早く済みますけど、若手であれば時間がかかるとか、そういった意味でのスキルの違いによって業務の進行時間が変わるというのはもちろん分かっておりますし、幾らベテランの職員でも全然違う部署に行けば、ある一定期間は知識を得るまでは新人と同じような状態で過ごさなきゃいけないと、そういうふうな状況も出てくるかと思いません。そういった中で、先ほど提案いただきました人事異動の内容等は今後の参考にさせていただきたいと思っております。

あと研修の費用ですが、内部的に費用をかけないで研修をするというようなことで、先輩職員が後輩職員を指導していくような体制とか、そういったことを内部でもっておりますので、全てが経費に基づいて研修しておるわけではありませぬの

で、内部的にできる研修というのも取り組んでおりますので、その点もご承知おき願いたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今回、給食センター建設のもう一つの大きな問題点というのがあったというふうにちょっと思います。業務記録がないということですね。一般的に、作業日報か業務日誌の何らかの記録が必要であるということは常識であろうかと思えます。また、上司との連絡や事業の進捗を把握できる手段だとも思えます。時には、職員の健康や精神状態を知る上で役に立つものだというふうに思えます。部課長と職員の報告、連絡、相談はどのような方法で行われているのかを次の質問として聞きたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

日常的な情報交換は、できるだけできる環境を職場の中につくるようにしておるところでございますが、業務上の報告事項は、緊急な場合であればまず口頭で行います。そして、後に業務報告書によって文書で報告する形をとります。特段の緊急性がない場合につきましては、最初から文書報告を行う形になりますが、なお内容が軽微な場合は、文書報告は省略することもございます。業務報告書につきましては、各所管ごとに回覧するようにしておりますので、所管職員全員がこの情報を共有するように努めておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

これは、各課業務報告、日報っていうのはあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

これは、日報という形ではございません。報告すべき内容の事案が発生したときに、この業務報告書という様式がございますので、それで各部署とも上司に報告するような形をとっております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

何かあったときって、その線引きはどの辺なんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

それは、各課の判断によるかと思えますけれども、決裁につきましては町長決裁、副町長決裁、部長決裁等、いろいろの段階がございますけれども、上司に報告すべき内容、例えばということではちょっとすぐには思いつかないんですけれども、物事のその事案の度合いで、これは文書で報告しなければならないとか、緊急に口頭で報告しなければ、例えば公用車による事故が発生した場合とか、それはまず口頭で上司に報告する。その後事故報告、これは事故報告というような形でやりますけれども、一般の業務につきましても、例えばどういうことがございますかね。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

経常的な業務、管理とかですね。例えば、パトロールをするような業務であったり、庁舎でもそうですが、日常管理をしますが、そういったものについては日報等で管理しております。施設等の維持管理等についても保守の報告とか月報とか、そういうようなものは随時とるという形で管理しております。それ以外の業務について決裁を必要とする、判断を必要とするようなものについては、文書による決裁をとっておると、業務報告なりをやっていると、そういう状況です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

話を聞いてると、各職員の日報はないというふうに受け取れるんですけど、これはないんですね。各職員は、1日のその日のことを書いた日報というのはないんですね。何か事があったときにだけ業務報告をするという体制ということでもありますよね。

ということは、その職員の健康状態であるとか、仕事の状況であるとか、そういったことは本人が何かあったときにだけ報告するっていうことは一方的だと思うんですよね。それはどういうふうな見方をしてあるんですか。課長さんたちがそれはちゃんと把握をされてあるんですかね。課長さん誰か聞きましょうか。職員、要するに自分の課の部下がいるわけですよね、課長さんの。その人たちのものはどうい

うふうに掌握されてるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

課長さんに聞きたいっちゃんことですから、代表して総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

基本的に職員が休んだりする場合には届けを出しますので、休暇が多いとか、そういうふうな健康管理上の問題があるというのは、課長の方で管理できるかと思っておりますし、一般の職員の休暇届につきましては、全て私の方が決裁をしますので、私の方も連続的に休暇をとってる職員とかが発生すれば注意を払っておりますし、そういうふうな健康状態に問題が起きそうなことが予見されるような行動がある場合には、毎月保健師の先生の指導とかも入れておりますので、そういった先生の指導を受けさせるとか、そういうふうな体制で管理はさせてもらっております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それは、総務課の課長のやり方ですね。ほかの課長さんたちはどうなんですか。子ども未来課の課長、いや、そういうマニュアルがあるかどうかを聞いてるんです。課長、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、お答えさせていただきます。

特にマニュアルというのは、すみません、設けておりません。で、特に子ども子ども未来課は女性の多い職場でもございますので、健康状態、もう休んだりする場合はもちろん、届けという形で文面を出していただきます。ただ、普段ちょっと元気がないなとかというようなときに、なかなか男性である私には詳しい情報を説明しにくいような場合もございます。そういう場合は、元気ないけど大丈夫そうかなということで同僚の職員ですとか、係長のほうを通して尋ねてもらって、私の方には問題ないですということだけ、詳しい内容はなく報告が上がってくるような場合もございます。そこら辺はもうケース・バイ・ケースで対応しておりますけれども、随時毎日のコミュニケーションの中で様子ですとか見ながら、健康状態に問題がないか把握に努めておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

何が言いたいかというと、今回給食センター建設の大きな一つの原因ということで、業務記録がなかったってことなんです。本来であれば、日誌等つけておれば、その日何があったとか、正確にそれを証拠に言えたはずなんです。ところが、聞いても何も無いって言うんです。メモもなければ何も無い。こんな状況で仕事できるのかなど。もしくは、これが全職員に、もしそういうことであれば、その人の仕事の状態であるとかというのは文字の形であるとか、普段書かないようなこと書いてるとか、いろんなことで上司は掌握できるわけです、はずなんです。見つけることができるはずなんです。こういうことが私は必要なんじゃないかと。

一般社会においては、業務日誌っていうか、仕事の日誌っていうのはあると思うんですね。私も書いてます。あります。だから、それが何で粕屋町職員にないのかなど。これはチェックしてないのかな。これちょっと精神、おかしいよねっていう早気づきができるわけでしょう。そういうこともできる印にもなるわけですよ、基にも。だから、私はちゃんとそういうマニュアルっていうか、一つと同じ形式でいいから、各部署にやはり業務日誌を置いて、それを毎日課長がチェックをして、何か問題があるときはそれこそ部長、上司に伝えていくっていうのが、これは大事なんじゃないかというふうに思いますよ。それが無いから、今回みたいな問題が出てきてるんですよ。こんな業務日誌がちゃんとあれば、何の問題もないんですよ。だけど、それが無いが故に今回の大きな一つの問題になってるっていうのがあるので、今回こういう提案をさせていただきました。全庁的な業務日誌は、行政職員のコンプライアンス上、求められるのは必要であります。また、それをチェックする上司もそれに慣れていくことも、これから市制に向けた職員の資質の向上にも必要なことであると考えます。そうした習慣を一日も早く確立して、安心して任せられる粕屋町職員として業務執行を行うことが町民からの信頼を得ることにつながると思います。

最後に、不器用な人間であっても、経験の積み重ねを生かし、組織への貢献と周囲からの承認を得られるようにすることが人事管理の要諦であり、その手法として自治体職員の専門職化と、それを可能にする人事異動を行うべきなのだという言葉を借りて終わりたいと思います。

何か町長、最後に。じゃあ、副町長。ご指名でございますので。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

山脇議員が言われる業務日誌というのは、事業課におきましては、工事発注したらそれについてはずっと業者と取り交わす協議書、そういうのはずっととってま

す。職員の健康状態とか、どういうふうな仕事をしてるか、そういうのは、まず係長が見てるわけですね。その係長が見とって、それからこういう状態ですよというのは課長と話をしてる状況です。それは、もう人事評価ということで見なさいよということになってますんで、ある程度そういうところは把握できてると思います。今回、給食センターでそういうのが起こったちゅうのは、2人ですね、準備室に。係長と室長ですね。2人だからお互いすればいいんでしょうけど、そこができてなかったということですね。だから、ほかの、それはみんな全庁の方に及ぼすかというたらそういうことではないということで、職員、他の課は全部係長からずっと課長と、そして部長の方というふうに報告、報・連・相ですね。それはやってるつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

氷山の一角というじゃないですか。分からないんですよ。だから、今後そういうことが起こらないためにも、やっぱり統一させることが大事だというふうに思います。やってない方が現実にいらっしゃったってことは責任じゃないですか。いないんだったら何も文句言いませんよ、やってるんだったら。そういうことも起こらなかったと思うし。でも現実には起こったっていうことは、そこだけの問題じゃなくて、全体の問題なんです。そういうふうに捉えるほうが安心だと思いますよ。2人だけの問題じゃないと思います。私はね。そこを2人に転嫁したらだめだと思います。やっぱり、自分たちの責任だというふうに捉えることの方が前向きな生き方だというふうに思いますので、最後に苦言をしましたが、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

（13番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後3時23分）



平成28年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成28年9月26日（月）

## 平成28年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成28年9月26日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務部長 安河内強士
住民福祉部長 安川喜代昭	都市政策部長 因光臣
教育委員会事務局次長 大石進	総務課長 山本浩
経営政策課長 今泉真次	協働のまちづくり課長 杉野公彦
税務課長 関博夫	収納課長 石川和久

社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	塚 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告に入る前に、去る6日の一般質問で、福永議員が町有地の土地活用に関してと題し質問されましたが、事実と反する発言があったとして、お手元に配付のとおり質問の発言の全てを取り消したいとする発言取り消しの申出書が提出されております。

よって、お諮りいたします。

粕屋町議会会議規則第64条の規定により、申し出のとおり取り消しを許可することにご異議ありませんか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

初めてのケースなのでちょっと分からないんですが、一般質問を議員が取り消すということは前代未聞、しかも全て。だから、本人の説明というか、そういうのはこういう場合は。だから、私が説明を求めてもよろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

今言いましたように、事実と反する発言があったとして取り消されておりますので、それはそれで終わりです。

◎12番（本田芳枝君）

事実と反するというのを認められて本人がこれを出されたということですね。すべてって書いてあるから、すべて事実と違うのか、その辺が分からないんですが。

◎議長（進藤啓一君）

だと思いますね。事実と反するというのですから。本人が説明されたことを私は言ってますから、これはこれで終わりです。

よって、お諮りいたします。

粕屋町議会会議規則第64条の規定により、申し出のとおり取り消しを許可することにご異議ありませんか。

なお、許可することになった場合、執行部側の答弁についても関連して削除になることについては、あらかじめ執行部側の答弁者の承諾は得られておりますことを申し添えます。

取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、福永議員からの発言の取り消しの申し出は許可することに決定いたしました。

福永議員、これを受けて何かございませんか、発言は。はい。

◎7番（福永善之君）

このたび今定例会6日の私の一般質問の中で、事実誤認の発言があったことを、まず関係各位の皆さまにお詫び申し上げます。その内容の中で日本共産党の方々、また粕屋町人権運動連合会の方々に対し、誠に私の軽率な発言で侵害を受けられたということに対して私自身反省をしております。今後このようなことがないように気をつけたいと思います。関係各位の皆さま、誠に申し訳ありませんでした。

◎議長（進藤啓一君）

議案第45号粕屋町自動車駐車場設置条例の一部を改正する条例について、本件に関し委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

おはようございます。

それでは早速、平成28年9月第3回定例会におきまして付託を受けました件につきましてご報告いたします。

まず、議案第45号粕屋町自動車駐車場設置条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は長者原駅西駐車場の利用者に対し、近隣の有料駐車場利用料金との均衡を図り、粕屋町町立図書館、歴史資料館等利用以外の一般利用者に対する受益者負担の適正化を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。具体的には、一般利用者の駐車無料時間を3時間から1時間に変更し、図書館、歴史資料館利用者については現行どおりとするものであります。改正時期に関しましては平成28年12月1日を予定しております。

今回の提案については、当所の駐車場を増やし、公平公正に町民の利便性を図る考え方を一貫していくのがよいのではないかと。駅利用者が多く使うことで交通対策になっているのではないかなど現行維持を訴える意見も出されましたが、受益者負担、行財政改革など第5次総合計画に沿った料金改定であるとして、町民意識を高

める上でも実施すべきとのことでありました。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

なお、駐車場料金値上げに関しての図書館フォーラムや町民の意見収集など関係機関との調整が行われておらず、今回の提案に至った経緯については早急過ぎると思われま。関係機関との調整を十分にしておくことが今後求められます。

意見を申し添えて終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第45号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

反対討論を行います。

今から二十数年前、図書館が建設されたころ、粕屋町のまちづくりをどうするかというような委員会が設立されました。私は、応募してその委員会に加えていただきました。そのとき、中央市街地の活性化が国の大きな課題になっており、粕屋町でも原町、若宮、長者原の業者の皆さんとの話し合いが何度も行われたと聞いています。結果的には後継者がいないとか、ほかの問題もあったのでしょうか。活性化の計画は生まれませんでした。

しかし、旧粕屋町役場跡地、図書館の駐車場は、町民や周辺の町の人に利用してもらい、中心市街地の商店や施設などを活性化しようというような感じで役場跡地は無料の駐車場、図書館は3時間までは無料となったのではないかと思います。図書館の駐車場は、私を含め粕屋町の西の外れの柚須区などの人たちはどれだけ利用するでしょうか。1年に数回あればいい方で、たまたま利用したときに1時間を超せば利用料金を取られるなんて、何と不愉快なことでしょうか。町民に応分の負担と言われても、そう簡単に、はい、そうですかと承知するわけにはいかないでしょう。久山町の公園や宇美町や太宰府市の三郡や宝満山の登山用の駐車場も、誰がとめても無料です。そういう意味で、現行の3時間までは無料でよろしいのではない

かと思ひ、この45号議案には反対します。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、私はこの図書館の西駐車場ですね、JR長者原駅の、その一般利用者に対する今回の措置は妥当な措置だと思います。現在非常に車が多くて、図書館利用者でさえ駐車ができなくなっています。特に講演会などがあるときは、その対策に追われているという様子を私は何度も見えています。図書館利用者は3時間無料ということで、現状と変わらない形で。

それで、今いろんなことを議員がおっしゃいましたが、結局活性化と言われても、それは車を利用する人のための活性化です。そこをぜひ私は強調したいのです。歩いたり自転車で町内を動き回っている人のためには何もなってない。しかも、JRの利便性、福岡市に車が流れることをそこで止めるというモータープールの発想ですね。粕屋町にはそれは利益はないと私は思っています。だから、車の利用者だけの優遇措置ではなくて、町全体の活性化をするためには、車を利用する人はできるだけ車を利用しないでいろんなことができるような流れ、特に高齢者、子どもを持っている人、そういう人のためにもこれは、そしていわゆる収益金が上がります。その上がった収益もいろんな形でそういう人のために活用してほしいと思うので、私はこの議案は賛成でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第46号粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長（久我純治君）

おはようございます。

早速ですが、議案第46号粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が公布されました。同施行令に条項ずれが生じたので、これを引用しております粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例につきまして所要の整備を行うものです。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

次に、議案第47号粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、保育士の確保が困難な状況に対応するために保育士の配置要件が緩和されたこと、及び建築基準法施行令が改正され、避難用設備の要件が見直されたことによって、関係条例について所要の改正を行うを行うものです。

要件緩和により、家庭的保育事業の運営に当たって安全性等の不安が増すととの反対意見がありましたが、当委員会で慎重審議を行いました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。



質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第46号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第47号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

議案第47号粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正の主な内容は、26年9月議会に提出されまして決議された議案第44号のその条例の一部を改正するというものであります。2年前の条例案の内容は、これまで認可保育所で実施していた保育基準を後退させるものであります。それは、粕屋町で町立や私立の認可保育所の基準をもとに、町内の子どもたちが少なくとも同じ条件で保育が受けられる条例が必要だということであるのに、児童福祉法にある保育に対する公的責任を後退させる、現在の認可保育所の基準を下回る、このような内容を多く含んでいる条例でした。その内容は、保育士の資格を持たなくてもよいとする基準や、保育士の資格を持つのは半分いればよいという基準、子ども一人につき少ない保育士の配置の基準や乳幼児専用保育室の狭さなど、安全・安心と言えない基準があります。また、資格や要件を緩和して、保育資格が

なくても必要な研修を修了する、町長が認めればよいというものであります。このことは、保育所と教育を切り離し、保育を託児所化してしまうものと考えます。さらに、ゼロ歳児の授乳室や浴室の確保、子どもの昼食をつくる調理室の衛生管理、昼食をつくる調理師の身体検査など衛生管理に関しては国の基準には明記されていませんでした。ですから、安全・安心な制度になるのか、保護者や保育関係者に町の公的責任が果たすことができるのか、このような不安があり、私は反対しました。

そして、今回提出されております議案47号は、先ほど委員長がこの提案の内容について説明をされましたが、その趣旨は家庭的保育事業などにおける保育士の確保が困難な状況に対処するため、保育配置要件の緩和を図るというものの一つであります。この内容については、保育士の確保が困難になってるということであれば、国が保育士の賃金をほかの職種と同じ程度にするように10万円アップすることをすべきだと思います。そして、そのために公定価格を改善して保育士の賃金をアップする。そして処遇など抜本的な改善を行う。このように国に求めていくことが必要だと考えます。そうすれば、資格を持った保育士さんが他の職種の仕事につかないで保育所で働く保育士を増やすことになり、町立や私立の認可保育所で働く保育士や家庭的保育事業などで働く保育士は増加すると考えます。

あと一つの提出されています議案の内容で、建築基準法施行令が改正されたことに伴って避難用設備の構造要件を見直すとなっております。これは、この内容でいけば避難用設備の構造要件が見直されたということで、4階以上の避難設備については屋外に向かって開くことができる窓や排気設備を設置することとなっていた条項を削除するというものであります。保育所に預けている子どもたちが事故に巻き込まれる、このような心配は出てきます。今でも全国ではビルの一室にある保育所に子どもを預けている保護者から、火災になったら一階に降りるまで避難通路があるのか、屋上や屋外に出る階段や滑り台は大丈夫なのか、このような声が多くあります。ビルでの火災事故で消防法に違反する避難設備の不備による事故死なども出ております。

今回の一部改正では、これまでの町立保育所を初め認可保育所で確立してきた保育士の配置基準の緩和、避難設備の要件を緩和する、このようなことになりますので、安心・安全な保育を保障すべき町の公的責任を更に後退させるということになりますので、この議案47号に対して反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第48号平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 長 義晴君 登壇）

◎予算特別委員長（長 義晴君）

改めましておはようございます。

議案第48号平成28年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過については議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

議案第48号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億3,315万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億5,034万円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、14款県支出金1,350万5,000円、18款繰越金6億3,243万8,000円、20款町債2,883万6,000円増額するものです。一方、8款地方特例交付金265万8,000円、9款地方交付税1億3,436万円、13款国庫支出金1,146万8,000円、17款繰入金では財政調整基金繰入金等1億9,845万円を減額するものです。

続きまして、歳出の主なものとしましては、初めに総務部では、経営政策課所管の歳出補正は2億2,174万円の増額であります。主なものといたしましては、流域

関連公共下水道事業会計への補助金 1 億 3,000 万円、土地開発公社現金補助金 9,312 万 5,000 円増額し、公債費元利償還金を利率の見直しにより 238 万 5,000 円減額するものであります。次に、総務課所管の歳出補正は 128 万 3,000 円の増額であります。主なものとしたしましては、粕屋町歳入歳出予算書第 2 表債務負担行為補正において、粕屋町庁舎等警備及び電話交換業務委託料として 3,060 万 2,000 円の追加を行うものです。

次に、教育委員会ですが、学校教育課所管の歳出補正は 1,364 万円であります。主なものとしたしましては、給食配膳車配膳台備品購入費として小学校運営事業費等 1,287 万 6,000 円、放課後児童クラブ運営費補助金返還金として学童保育所運営事業費 121 万 2,000 円、給食配膳台移動棚備品として中学校運営事業費 247 万 2,000 円を増額し、人事異動に伴う職員給与費 680 万円、粕屋東中学校校舎増築工事設計委託料として中学校施設整備事業費 179 万円を減額するものであります。社会教育課所管の歳出補正は 1,227 万 5,000 円であります。主なものとしたしましては、人事異動に伴う職員給与 1,338 万円を増額し、嘱託職員交代等による文化財調査管理事業 115 万 8,000 円減額するものです。学校給食共同調理場所管の歳出補正は 1,503 万円の減額であります。

次に、住民福祉部総合窓口課所管の歳出補正は 6,935 万 5,000 円の増額であります。主なものとしたしましては、児童手当給付事業費返還金 6,597 万 5,000 円、重度障害者医療費助成事業費返還金 351 万 3,000 円、ひとり親家庭医療費補助事業返還金 238 万 2,000 円増額し、国民健康保険特別会計職員給与費等繰出金 399 万 8,000 円を減額するものであります。健康づくり課所管の歳出補正は 343 万 7,000 円の減額であります。主なものとしたしましては、子育て世代包括支援事業費の返還金 151 万 7,000 円増額し、人事異動による嘱託職員減の人件費、健康づくり総務事務費 308 万円減額するものです。介護福祉課所管の歳出補正は 8,228 万 5,000 円の増額であります。主なものとしたしましては、障害児福祉サービス事業費等障害者自立支援給付事業費 6,419 万 9,000 円、障害者自立支援医療事業費の実績報告による返還分 1,258 万 6,000 円、空調工事請負費として福祉センター管理運営事業費 257 万 1,000 円をそれぞれ増額し、老人保護措置 1 名退所医療委託料の高齢者福祉事業費 207 万円を減額するものであります。子ども未来課所管の歳出補正は 1,405 万 1,000 円増額するものであります。主なものとしたしましては、仲原保育所屋根防水改修工事等の増額補正として町立保育所運営管理事業費 713 万 7,000 円、子育て支援交付金返還による子育て支援事業費 548 万 9,000 円増額するものです。

次に、都市政策部都市計画課所管の歳出補正は 68 万 9,000 円の増額であります。主なものとしたしましては、人事異動による職員給与費 304 万円増額し、嘱託職員勤務

体系の変更による緑化推進事業費125万円、バラ祭り開催規模縮小によるバラ祭り事業費110万1,000円をそれぞれ減額するものであります。道路環境整備課所管の歳出補正は6,526万円の減額であります。主なものとしましては、町道改修新設工事費を減額するもので道路改良新設事業費7,000万円を減額するものであります。最後に、地域振興課所管の歳出補正は30万5,000円の増額であります。主なものとしましては、扇上堰用水施設維持管理基金精算金として扇上堰用水施設維持管理基金18万5,000円を増額するものであります。

各課にわたり慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 長 義晴 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

本案につきましては、既に議員全員による予算特別委員会で審議が尽くされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第48号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

議案48号平成28年度一般会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

大きな理由は、繰越金決定額が多過ぎるということです。27年度当初予算では3億円でした。これに今回6億3,243万円が増額されて、9億3,243万円になりました。この金額に危機感を覚えるのです。

27年度歳入総額から歳出総額を差し引きますと大幅な黒字で、9億3,304万円が実質収支で残りました。その金額から今年度の当初予算繰入額4億3,000万円に2億円戻しましたが、繰入額は依然2億円以上残っています。ほかに流通関連公共下水道補助金として1億3,000万円、土地開発公社に補助金として9,312万円出していますが、残りの大半は繰越金に回っています。なぜ公共施設整備基金、財政調整基金に積み立てられなかったのでしょうか。

議員必携の予算の原則というところに、剰余金は地方財政法でその2分の1以上は積立金または起債の繰上償還に充てることになっており、翌年度に繰り越される

のはそれらを差し引いた残額であるとなっています。今回、財政調整基金に繰り戻しをされたのであって、それは積み立てとして充てられたものではありません。

21日の全員協議会では、粕屋町公共施設等総合管理計画の概要版を発表されました。今後、老朽化対策として公共施設の維持、改修に多額の費用が必要になると報告がありました。そのように老朽対策がここ数年声高に叫ばれているにもかかわらず、公共整備基金は27年度末は6億円弱にとどまっています。財政調整基金も14億5,000万円です。福岡県のホームページの自治体の財政状況の推移で、幾つかの自治体を拾い上げ、比較してみました。このような額の繰越金は、例がありません。近隣の同規模の財政調整基金高は30億円、粕屋町の倍です。なぜ基金等に回されないのか。お金がダブつければ気持ちが緩み、節約の意識が薄れ、不必要なところに予算を充てたくなります。町長は、予算編成のときに町長査定で10億円削減するのが慣例になっているようだと、私の一般質問の答弁で述べておられましたが、こういうところにその緩みがあらわれているのではと案じています。

補正としては、公共施設整備基金、財政調整基金へ幾らかでも積み立てをすべきでした。

私の反対討論は以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第49号平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、以上特別会計4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 長 義晴君 登壇）

◎予算特別委員長（長 義晴君）

議案第49号から議案第52号、平成28年度特別会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第49号から議案第52号まで一括してご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

初めに、議案第49号平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第49号は既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6,097万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を44億4,447万3,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を本算定等の結果から1,368万3,000円、繰越金4,736万4,000円をそれぞれ増額し、人事異動による一般会計繰入金399万8,000円、また収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1億2,336万円それぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものといたしましては、国庫支出金等返納金2,151万8,000円増額し、前年度繰上充用金8,000万円減額するものであります。

以上、特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第50号平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

議案第50号は、既定の予算に歳入歳出予算それぞれ2,752万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を4億7,482万6,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、繰越金2,707万1,000円を増額するものであります。

一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2,562万6,000円、一般会計繰出金144万5,000円増額するものであります。

以上、特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第51号は平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてであります。

議案第51号の補正は、保険事業勘定で歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ6,427万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額22億7,434万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国県支出金406万4,000円、支払基金交付金256万1,000円、繰入金501万7,000円、前年度繰越金5,437万円をそれぞれ増額し、保険料を173万6,000円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費87万円、諸支出金5,437万円、地域支援事業費903万6,000円それぞれ増額するものであります。

また、介護サービス勘定につきましては、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ150万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1,734万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金を150万6,000円増額するものです。

歳出は、保険事業勘定繰出金を300万3,000円増額し、臨時職員の雇用なしのため総務費149万7,000円減額するものであります。

以上、特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告をいたします。

最後になりますが、議案第52号は平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてであります。

議案第52号は、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算総額を260万1,000円とするものであります。

歳入では前年度繰越金59万円増額し、歳出では一般会計繰出金を59万円増額するものであります。

以上、特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 長 義晴 降壇)

#### ◎議長（進藤啓一君）

委員長報告に対する質疑に入ります。

本4議案につきましても、既に議員全員による予算特別委員会にて審議が尽くされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)



◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第49号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決をいたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

議案第50号後期高齢者医療制度の補正予算に対する反対討論を行います。

私は、世界にも類がない希代の悪法であります後期高齢者医療制度は廃止をして、国の補助金を増やして、もとの老人保健制度に戻すべきと考えております。これからは団塊の世代が75歳になっていきます。高齢化率が高くなれば高くなるほど保険料が高くなって、年金は減額されていく。このような状況の中で、生活が厳しくなってきました。

このような中で、福岡県の保険料は全国でも一番高い保険料になっております。所得割で率で見れば福岡県は11.47%です。2番めの北海道よりも1%高くなっております。均等割額でも福岡県は5万6,584円でありまして、大阪よりも4,000円高くなっている。このように高い保険料が福岡県の状況であります。

広域連合議会で日本共産党の中山福岡市議会議員は、年金が年間約137万円の方は保険料賦課のもとになる所得が104万円になる。これから年金を支払う後期高齢者の保険料、17万2,230円になるということです。さらに介護保険料を9万33円支

払うと、合計で年間26万2,263円支払うことになり、年金所得の25.2%が保険料になると発言いたしました。さらに、高い保険料が払えない滞納者に対してペナルティーをかけて、全国でもトップクラスの短期保険証を発行しております。

このような中で、粕屋町でも保険料を払えない滞納者が増え、6か月しか使えない短期保険証の高齢者、昨年は22人出ました。このように高い保険料の徴収に悲鳴が上がってるのに、福岡県の後期高齢者医療広域連合では引き下げを求めているのは日本共産党の議員だけでした。

高い保険料を引き下げするためには、県の広域連合に積み立てられている財政安定化基金60億円活用すれば引き下げることができるわけです。国の厚労省の担当者も、この基金の引き下げに使うことは否定しておりません。粕屋町の決算でも2,707万2,000円の繰り越しになり、広域連合への納付金2,504万2,000円差し引いても実質収支が黒字になっている。

このように、福岡県でも粕屋町でも保険料を引き下げのための財源は十分にあると思います。それなのに、政府は今日から開会する臨時国会で、現在実施している低所得者のために保険料の負担を軽減する特別軽減措置を2017年から廃止しようとしております。廃止が強行されると、月7万円の年金の人は現在8.5割の減額ですが、7割減額になります。そうすると保険料が現行の2倍に引き上がると言われております。また、基礎年金額で満額で月6万5,000円を下回る人の場合は、現在9割減額がありますが、7割減額になり、保険料は3倍に引き上げられていくと。そしてさらに3年目以降は保険料が引き上げられ10倍になるという人も出てくると言われています。このように低所得者や年金者などの高齢者を狙い打ちにして医療で差別する、うば捨て山とも言われる冷酷な後期高齢者医療制度は廃止すべきであります。

以上をもちまして補正予算のみならず制度そのものに反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

賛成多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

次に、議案第52号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委

員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第53号平成28年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長（長 義晴君）

議案第53号は平成28年度流域関連公共下水道事業会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみのご報告とさせていただきます。

主な補正の内容は、一般会計からの繰り出し基準により繰出金1億3,000万円が確定したことによるもので、収益的収支の収入を6,201万8,000円増額し13億9,648万5,000円に、資本的収支の収入を6,975万7,000円増額し6億2,784万7,000円に、支出を150万円増額し9億7,987万4,000円とするものであります。

予算特別委員会において慎重審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 長 義晴 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

委員長報告に対する質疑に入ります。

本案につきましても、既に議員全員による予算特別委員会で審議がされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第54号備品購入契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第54号備品購入契約の締結について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

長者原上区、長者原中区、長者原下区を管轄する第5分団の消防ポンプ自動車が購入より20年を経過しており、老朽化によってポンプ性能が低下し、消火活動に支障があるため買い替えを行うものであります。

この購入を実施するに当たり、指名業者7社による指名競争入札を行いましたところ、株式会社九州防災センター、代表取締役永江昭浩が消費税込み1,690万2,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求められたものでございます。

新車購入価格に対しての落札率は89.94%です。財源につきましては、環境対策事業助成金が不採択となり、経済対策における緊急防災・減災事業債の起債で対応することになっております。

当委員会で各分団の消防自動車の更新が更新計画に沿って行われていることや、自動車本体の旧車両の再利用や売却を含めた考え方を確認いたしました。

当員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第54号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより議案第54号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決いたしました。  
ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

(休憩 午前10時29分)

(再開 午前10時40分)

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。  
議案第55号平成27年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。  
本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。  
山脇決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎決算特別委員長（山脇秀隆君）

それでは、議案第55号平成27年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。  
なお、審議の経過につきましては、議員全員による審議でございましたので、重点施策と概略の報告とさせていただきます。

平成27年度は第4次総合計画の最終年であり、次の第5次総合計画の策定の年でもありました。また、町長選挙も行われ、新任の町長のもと学校給食調理場建設事業も順調に進んでいくかに見えましたが、さまざまな課題が露見し、波乱の年度となりました。しかしながら、職員の地道な仕事ぶりで予算の執行が行われたことと思います。

平成27年度の町長の施政方針並びに基本計画に沿った執行状況を確認し、予算どおりに施行されたかを入念にチェックし、次の年にその反省が生かされるように慎重審議いたしました。

初めに、総務部であります。

まず、経営政策課所管の行財政改革推進事業であります。平成28年度から平成37年度までの長期的なまちづくりの指針となる第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生法に基づく平成27年度から平成31年度までの総合戦略が策定されました。資金運用、予算編成状況、歳入歳出状況や財政健全化の取り組み、公会計制度の整備状況など財政管理事務についてチェックし、電算管理状況や公益事業の報告を受けました。基金残高も4億円近くを積み増し、財政基盤の強化を見ることができました。今後、情報化によるセキュリティー強化が求められることから、電算管理に力を入れていくと思われま。

総務課所管では、職員の能力向上のため各種の研修や職員の外部派遣が行われ、人材育成が図られておりました。また、役場庁舎の非常用発電設備の設置工事が実施されました。職員の衛生管理状況や研修実施状況などの庶務全般のチェックを行い、選挙法制管理の状況を確認いたしました。入札契約事務については今後とも適正に執行できるように期待いたします。

協働のまちづくり課所管では、ふるさとづくり寄附金について平成27年2月に寄附に対する特典品贈呈の制度を導入したことにより、27年度は基金として700万円弱の積み立てを実施いたしました。ふるさと納税額も年々増加しており、今後の拡大に期待をいたします。また、消防組合事務としては平成27年12月乙仲原西区貝田交差点付近に中部消防署西出張所が開所され、新たに救急隊1隊の配備により救急体制の強化が図られました。また、地域住民と行政が連携、協力をして行うまちづくりの環境整備を進めております。コミュニティーやまちづくり活動団体の状況、自主防災組織の取り組み、防犯・防災計画などを確認し、防災無線の改善や備蓄食品の取り替え時の活用について意見が出されました。広報広聴においては粕屋町ホームページのデザインや広告等の改善を求めました。

税務収納課の町税の収納は、滞納者に対する徹底した滞納整理及びファイナンシャルプランナーによる納税相談により、徴収率が向上いたしました。町税の滞納者

に督促や訪問による調査を行い、税の収納率を上げております。ファイナンシャルプランニング相談を月1回行っており、その効果も出ていることも確認をいたしました。今後とも、公平公正の観点から町税等の滞納を減らし、行政の自主性、安全性を高めるため、自主財源の確保が求められます。

次に、会計課所管です。

収納支払い事務について、例年どおり執行されており、正確な決算の調製を今後とも期待をいたします。

次に、教育委員会です。

学校教育課の施設整備事業では、粕屋西小学校の校舎増築工事と小・中学校の体育館に地震対策軽量天井工事を実施するとともに、粕屋中学校の校舎大規模改造工事も昨年に続き継続して施工し、安全性と学習環境の整備が図られました。教育行政や教育環境整備などの現状を聞き、委託契約、工事請負契約の状況を確認いたしました。工事請負契約の落札率の改善を期待いたします。また、今後の学校教室の増加において、特別支援学級の増加が課題となっていることから、その対応が求められます。読書活動の習慣化が学力につながるとし、家庭での読書時間を全国平均以上にとの教育長の考え方に、今後の読書活動の取り組みと学力に注視したいと思います。また、不登校を出さない取り組みに期待いたします。放課後児童指導員の認定資格取得の費用も、町の負担で行うことで全員の取得を目指しておりました。放課後児童クラブの拡充に期待をいたしております。

社会教育課の遺跡発掘受託事業では、九州大学附属農場移転予定に伴う確認調査が終了し、文化活動事業では文化祭において町民参加型ミュージカルが開催されました。生涯学習のまちづくりや青少年の健全育成に努めております。このほかに分館活動支援や国際交流、人権教育啓発や青少年対策などを確認いたしました。生涯学習センターにおける自主事業のあり方を検討することや、町内外の利用者の把握を考えることなどの意見が出されました。また、コミュニティーバスの運行も検討課題に上りました。図書館の貸出冊数の減少については、全国の公立図書館全体で減少していることや、6名の図書司書で購入本の選定を検討しており、偏った蔵書にならないよう努力をしておりました。今後とも粕屋町の図書館運営に尽力していただくよう期待をいたします。学校給食センターでは、建設から33年が経過し施設の老朽化が著しいため、点検整備し、補修や修繕が行われました。平成27年度は前年度に比べ150食増え4,800食を提供しており、新しい給食センターの開業が待ち望まれます。地産地消につきましては、これまでどおり町が主体となって納入業者を選定することから改善を期待いたします。

給食センター建設準備室では、平成27年9月に新給食センターの起工式を行い、



建設工事に着工されましたが、廃棄物の関係等により12月3日から25日まで工事を一時中断したことにより、開業予定が当初の平成28年9月から平成29年4月に延長となりました。

次に、議会事務局ではノート型パソコン1台を購入し、議員活動に役立てるよういたしました。議会の要望がようやくかなったところであります。

住民福祉部に移ります。

総合窓口課所管では、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が始まり、全世帯への通知カードの送付とマイナンバーカードの窓口交付、窓口サービスの向上に努めておりました。公益サービスや住民サービスの向上に向けた取り組みを行っており、窓口の対応時間の短縮や関係業務の知識の習得に努めております。窓口アンケートによると97%以上が満足しているとしていることから、努力の成果が出ていると思われれます。継続してよりよい業務の遂行を期待いたします。また、一方で社会保障費などの負担金申請の積算見積りに大幅な誤差があり、次年度予算に影響が出ました。チェック体制の強化が望まれます。

介護福祉課所管では、地域の助け合いによる福祉を推進し、共に生きる地域社会づくりのため、平成28年度から平成32年度までの計画である地域福祉計画、地域福祉活動計画を粕屋町社会福祉協議会と合同で策定され、また新規の重点事業として住民を主体とした介護予防支援や基準を緩和したサービスを提供するとともに、閉じこもりを防ぎ、高齢者自身が支える側になれるよう介護予防事業に取り組んでおりました。ほかに粕屋町町営住宅長寿命化計画に基づき、甲仲原町営住宅団地の改修が行われました。町営住宅の老朽化が進んでいることから、計画的な対策が求められます。粕屋町公共施設等総合管理計画で管理に関する方針がつけられることから、個別の計画を策定し対応することを期待いたします。

健康づくり課所管では、国保特定健診の未受診者対策に力を入れ、受診率の向上、母子保健事業においては妊娠、出産、育児の時期を安心して過ごせるよう切れ目のない支援の充実、療育支援においては年齢や発達状況にあわせた療育と保育園や幼稚園との連携を強化し、子どもたちを安心して生き生きと子育てができるよう支援に努めておりました。子育て世代が多いことから、安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進していくことを期待いたします。

子ども未来課所管では、子育て支援センターと児童館の機能をあわせ持ったかすやこども館の整備と運営準備、また多子世帯及びひとり親世帯等の保育料等負担軽減の国の方針に対応するため電算システムの改修や利用者への周知に努めておりました。保育所の利用希望者の増加により保育所2園を開設し、260名の増員を図りましたが、待機児童の解消には至りませんでした。小規模保育の認可が保育士不足

の改善と待機児童減少に有効ではないのかなど、さまざまな方法を取り入れ検証すべきであるとの意見もありましたが、老朽化した保育所の建て替えで対処することで概ね解決するというものであります。一刻も早い改善を期待いたします。

最後に、都市政策部であります。

都市計画課所管では、住居表示事業において戸原区並びに長戸区の一部約32ヘクタールの区域を実施し、戸原東1丁目から3丁目へ町名の変更が行われております。今後、行政区との境界線を十分に考慮し周知徹底を行うことを期待いたします。このほかに公園管理や生活の基盤を支える道づくりの現況をチェックし、公園管理における植栽が計画どおり行われていることや、都市計画道路の福岡東環状線の供用開始の遅れなど県との協議が必要な案件も確認いたしました。水鳥橋撤去工事委託設計料と撤去工事請負費は同一業者で行う方が経費を抑えられたのではないかなどの意見もあり、今後こうした契約形態を検討する必要があります。

道路環境整備課所管では、道路事業において峰屋敷・向川原線の新設工事や石橋・筒井線などの舗装打ちかえ工事などを行い、快適な交通環境の整備が行われておりました。また、一般廃棄物処理におきましては、ごみの減量化とリサイクルの啓発に努め、廃棄物処理の削減が図られておりました。一般廃棄物の総排出量は、前年度より年間1人当たり約8.6キログラムの減少となっており、ごみの減量化の取り組み成果が出ているようであります。今後も人口増加が予想されることから、引き続きの推進を期待いたします。

地域振興課所管では、農業振興事業として水害対策による県事業の戸原・古屋敷井堰改良事業に伴い、新仕掛け水路の設置工事などを実施し、農業用施設の整備が図られました。また、地域振興事業ではプレミアム付商品券発行業や5年に一度の国勢調査が実施されております。プレミアム付商品券の発行の仕方に課題があり、抽選方式でとの意見もあり、検討の必要があります。また、平成27年度より粕屋中南部広域消費生活センターが開設されており、全体の相談件数928件のうち147件が粕屋町民であり、16%を占めております。誰もが気軽に相談できるセンターであります。今後継続して周知の徹底や啓発に期待をいたします。

続きまして、決算の状況について報告をいたします。

1,000円未満の端数は省略させていただきます。

歳入の面では、行政運営の基礎となる地方税収は、納税者数の増加や収納体制の強化による徴収率が向上したことにより1億6,750万7,000円の増、地方消費税交付金が3億3,700万6,000円の増、地方交付税が1億1,122万3,000円の減となっております。今後とも安定した自主財源の確保への取り組みを期待するものであります。

一方、歳出では、民生費が3億1,263万5,000円の増、総務費が1億2,053万

1,000円の増、土木費が8,186万6,000円の増、諸支出金が5億1,219万7,000円の増、教育費が4億5,977万6,000円の減、衛生費が2,643万4,000円の減、公債費が1億5,078万1,000円の減となっており、平成27年度の決算は、歳入149億1,533万円、歳出139億6,828万8,000円となっており、歳入歳出差し引きは9億4,704万2,000円で、繰越明許費、繰越財源1,460万3,000円を除いた9億3,243万9,000円が次年度への繰り越しとなりました。

町債残高は前年より4億7,729万1,000円増加し106億3,201万8,000円となりました。一方、平成27年度末基金残高は29億455万円で対前年度比3億7,866万9,000円の増となりました。財政指標につきましては、健全化の指標であります実質公債費比率が2.3%改善し11.4%に、財政力指数も0.824と高い水準を維持しております。

当委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

なお、平成28年度の決算審議において、不用額の予算が多く見受けられました。その多くが翌年度へ繰り越され、住民サービスの予算が無駄に使われないということは適切な運用ができていないのではないかと云々を言わざるを得ません。平成28年度は第5次粕屋町総合計画の初年度となりますので、まちづくりの基本理念、太陽と緑のまち、協働でつくる安心のまちを掲げており、町の将来像、心通い合うスマイルシティかすやの実現に向けて、町民と一体となった簡素で合理的な行政運営をお願いいたしまして、報告を終わります。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

本案につきましては、委員長報告にもありましたように、既に議員全員による決算特別委員会で審議がされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第55号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

平成27年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定できないという立場で反対討論を述べます。

先ほど特別委員会委員長が丁寧に報告をしていただきました。特別委員会で私は賛成をしております。ところが、繰越金という観点で先ほど補正のところで反対をいたしました。いろいろ調べるに当たって、今うちの町はちょうど曲がり角に来ていると。それで、ここはしっかり、長期的な規模で歳入歳出の内容を皆さんに見ていただきたい、そういう思いで私は反対をするということで、その内容を述べさせていただきます。

今回も繰越金の額の多さが私の不認定の根拠です。今年3月の第5回補正予算では、繰越金は8億5,162万円でした。それが、今回の決算では継続費及び繰越事業費、繰越財源充当も含めて10億円となっています。平成25年度は7億4,000万円でした。これでも先ほどの福岡県の財政状況の推移を見てみると、近隣の自治体の例に比べてもとても多いのです。一連の流れから見ると、粕屋町は平成25年度から増えています。25年、26年、27年度の流れを注視する必要があります。

一方、公債費、借金の返済額は、平成23年度は16億6,000万円で、実質公債費比率が18%を超えていました。それがこの27年度には10億円まで下がりました。当時に比べると年間6億円も減っているのです。それなのに、基金などの総額は上下しますが平成23年度以降ほとんど変わっていません。財政運営に何かしら欠陥があるとした私には思えません。粕屋町は多額の借金を抱え込み、その返済のために平成18年度より行財政改革を断行し運営費を切り詰めてきましたが、切り詰めた結果、借金の返済にめどが立ち、今はお金がダブっている状態ではないかと思えます。切り詰めて借金返済の軌道に乗った後の運営が従来のままの考えに縛られており、うまくいっていないのではないかと思います。

施設に関しては上手に改修、補修をする。子どもの保育、教育、あるいは高齢者のための福祉に使えるお金はあるはずなのに、有効に使うという気持ちが足りないのではないかと感じています。一定程度貯金をし、それ以外は住民サービスに回し、さらなる福祉の充実につなげてほしいという理由で、平成27年度の決算認定に反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、賛成討論はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長からの報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第56号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成27年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

山脇決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎決算特別委員長（山脇秀隆君）

引き続き、議案第56号から議案第59号まで一括して報告をさせていただきます。

本議案につきましても全員での審議でございましたので、結果のみご報告いたします。

初めに、議案第56号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について報告をいたします。

平成27年度歳入歳出決算は、歳入総額43億2,829万167円、歳出総額42億8,092万4,204円で、歳入歳出差引額4,736万5,963円であります。国民健康保険特別会計の財政運営は赤字決算が続く非常に厳しい状況でありましたが、平成27年度は単年度黒字決算となっております。その要因は、医療費が減少したことに加え、基盤安定負担金が増額されたことによるものであります。医療費削減効果のあるジェネリック医薬品の普及促進を今後とも推進していくことを期待いたします。

歳入の主なものは、共同事業交付金費9億7,884万562円、国庫支出金9億702万2,082円、国民健康保険税8億6,440万6,333円、前期高齢者交付金8億57万3,779円であります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費24億5,934万4,221円、共同事業拠出金10億5,495万1,960円、後期高齢者支援金4億7,506万8,408円となっております。

以上、慎重に審議しました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第57号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度歳入歳出決算は、歳入総額4億6,681万699円、歳出総額4億3,973万8,695円で、歳入歳出差引額2,707万2,004円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億4,188万4,240円、繰入金9,756万2,942円、繰越金2,666万9,737円となっております。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億1,880万7,507円、総務費1,836万9,643円であります。

以上のように慎重審議の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第58号平成27年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度の決算は、保険事業勘定で歳入総額20億8,747万2,289円、歳出総額20億3,310万1,068円、歳入歳出差引額5,437万1,221円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入の主なものは、国県支出金6億9,168万8,917円、支払基金交付金5億2,593万8,808円、第1号被保険者保険料4億7,205万7,974円、繰入金3億3,233万2,938円となっております。

一方、歳出の主なものは、全体の89%を占める保険給付費18億1,530万8,908円、地域支援事業費8,468万2,305円、総務費6,878万4,178円となっております。

平成28年度より、新たに高齢者の状況にあった生活支援策として、高齢者自身が支える側になれるサポーター制度を始めました。サポーターポイントを65歳以上の250名に交付いたしました。今後も多くのサポーターが誕生できることを期待いたしております。

次に、介護サービス勘定で歳入総額1,545万356円、歳出総額1,394万3,360円、歳入歳出差引額150万6,996円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入1,428万3,966円と繰越金116万6,390円であります。

歳出は、総務費1,218万5,860円、サービス事業費175万7,500円であります。

以上、慎重審議の結果、全員の議員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第59号平成27年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成27年度の決算は、歳入総額250万8,617円、歳出総額190万8,103円で、歳入歳出差引額60万514円が次年度への繰り越しとなっております。

歳入は、貸付金の償還金207万5,018円と繰越金43万3,599円であります。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金183万3,000円であります。

以上、慎重審議の結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

本4議案につきましても、既に議員全員による決算特別委員会で審議されていると思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第56号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

議案第56号27年度国保会計決算に対する反対討論を行います。

国保会計の決算では、実質単年度収支で4,935万2,000円の黒字になりました。決算が黒字になったことから考えれば、一昨年から国が低所得者のために町に出している補助金があり、この約3,000万円を低所得者の対象者である約3,000人の保険税の負担の軽減のために活用すべきだったと考えます。町の国民健康保険の加入世帯、5,091世帯いますので、国保に加入している世帯は4世帯に1世帯になりません。町民のうち26.79%の世帯が加入していることになりますので、このような町民の加入世帯が多い国保税の負担軽減のために引き下げが求められておると思います。

現在、粕屋町は福岡県内でも高い保険税を払っております。そして特に子どもが多い世帯ほど保険税の負担が大きくなっており、県内でも8番目に高い均等割4万3,000円を引き下げることが切実に求められております。4人家族で200万円から

225万円年収の場合は、年間で44万2,000円の国保税になっております。給与の2か月分に当たる保険料を払わなければならない。まさに担税能力を超えた保険税になっております。ですから、保険税が払えずに滞納者が増えて3か月間や6か月間の短期の期間しか使えない短期保険証の交付が288件にもなっております。また、保険税を滞納する世帯が増えており、収納課の納税相談に来た61件のうち、国保税に関する相談が53件ということになっていると報告を受けております。

私が調べた調査資料によると、昨年6月1日現在では604世帯が国保税を滞納しているということがありました。これは実に国保加入者の10世帯に1世帯に当たる11.8%が滞納者ということになります。また、窓口で治療費を100%払わなければならない資格証明書の発行が4世帯あったと聞いております。

歴代の町長も、担税能力を超えた保険税になっていることを認めておられます。当初予算や補正予算では一般会計からの赤字補填は行ってきましたが、引き上げのための繰り入れなどは行われませんでした。今は消費税が8%になり、生活が厳しくなっている。このような状況のもとで低所得者のために国から来る補助金を使って一人1万円軽減することや、予算の5%に当たる5,000万円を一般会計に取り入れることなどをして、保険税を1世帯1万円引き下げる、このような施策が求められると思います。

しかし、このような予算編成を行う、国保加入者に負担を強いる国保会計には反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。



(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

賛成多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第57号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

賛成多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第58号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第58号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第59号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第60号平成27年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について、議案第61号平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

山脇決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎決算特別委員長（山脇秀隆君）

それでは、決算特別委員会に付託を受けました議案第60号、61号の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

全員での審議でございましたので、結果のみをご報告させていただきます。

議案第60号は平成27年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてであります。

平成27年度の収支決算では、消費税抜きで収益的収支の収入は9億8,769万5,865円、支出は8億1,198万4,354円で、当年度の純利益は1億7,571万1,511円あります。資本的収支は、消費税込みで資本的収入が462万6,800円、資本的支出が

4億1,514万3,660円、不足額4億1,087万6,860円となっております。不足額につきましては、建設改良積立金等で補填されるものであります。

なお、剰余金処分につきましては、平成26年度からの繰越利益剰余金9,944万3,884円に当年度の純利益1億7,571万1,511円とその他未処分利益剰余金変動額2億5,000万円を合わせました5億2,515万5,395円、ここから自己資本金に2億5,000万円を組み入れ、建設改良積立金に1億7,500万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は1億15万5,315円となっております。

決算特別委員会におきまして慎重に審議しました結果、全員の議員の賛成で原案どおり可決及び認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

引き続き、議案第61号平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてであります。

平成27年度の収支決算では、消費税抜きで収益的収支の収入は13億8,776万1,260円、支出は12億7,067万3,249円で、当年度の純利益は1億1,708万8,011円であります。資本的収支は、消費税込みで資本的収入が6億4,771万1,440円、資本的支出が9億1,778万30円、不足額2億7,006万8,590円となっております。不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填されるものでございます。

なお、剰余金処分につきましては、平成26年度から繰越利益剰余金1204万8,951円に当年度の純利益1億1,708万8,011円とその他未処分利益剰余金変動額1,000万円を合わせました1億3,913万6,962円から自己資本金に1,000万を組み入れ、減債積立金に1億円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は2,913万6,962円となっております。

決算特別委員会で慎重に審議しました結果、議員全員の賛成をもって原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(決算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

本2議案につきましても、既に議員全員による決算特別委員会で審議が尽くされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第60号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は原案可決及び認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第60号は原案可決及び認定することに決しました。

これより議案第61号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は原案可決及び認定であります。本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第61号は原案可決及び認定とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、陳情第2号小規模保育施設設置による陳情を議題といたします。

陳情第2号については、開会日に趣旨説明及び質疑を終了しております。

よって、これより陳情第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

久我議員。

◎11番（久我純治君）

小規模保育について、粕屋町は今のところ前向きに検討してあるようなこと言われますけども、どうしても私はそう思いません。

まず、小規模保育につきまして、粕屋町は待機児童ちゅうのはゼロ歳児から2歳児がたくさんおります。現在待機児童が40名ほど出ていると言われますけど、実際無認可、要するに認可保育所に行きますと今現在ゼロ歳児から2歳児の要望が物すごく多いそうです。そして、町長おっしゃったように民営化、町立化でもいいんですけど、建て替える時間につきまして、まず時間がかかります。そのためにはまず小規模保育を町内で認めて、ぜひ待機児童解消に一役進めていきたいと私は考えております。

そして、まず期間が、待機児童対策において町営化、民営化するにしたって、今現在町立1園について120名ほどおりますけど、規模が150から200ぐらいのをつくらんと待機児童解消にならないわけですね。だから、今現在ではそれだけの建物を建てる場所、それだけの費用を考えると、今現在ここに陳情してあるところは一応県の方の企画も通って、あとは連携保育所がないだけなんですよね。だから、これを何とか町のほうで進めていただきたいと思います。私はそれで賛成の方で発言させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

採択すべきだと思います。それで、そのことに関して意見を述べます。

人口減少社会を迎えた日本。今まで、放っておいても人が増えていましたので、この減少に対する危機感が非常に弱く、働く若い家庭負担の軽減を怠っていたように思います。今やっとここに来て女性活躍社会などと女性を持ち上げ、今の政府はいろんな意味で待機児童対策ということではいろんな対策を打ち出しています。待機児童の多くはゼロから2歳です。それに対応できるようにいろんな施策を出してお

りますが、それがすべて粕屋町で受け入れられるかどうかは分かりません。

私は今回、はらっぱ保育園の佐伯さんのいろんなご自分の提案内容に対して一つ一つ調べてみました。私自身が厚生常任委員会は久しぶりなので、分かっているようでも分かっていないことが多いので、実際にはらっぱ保育園を訪問し、それからこの陳情書の中にある志免、宇美、福岡市のことを調べました。陳情された方の一番の大きな町に対する、まあ憤りという言葉で書いてありますが、小規模保育施設を受け入れようとする姿勢が足りないのではないかと。職員の勉強が足りないとおっしゃったので、私は普段の職員の方々の一生懸命さを知っている、何でそういうふうに言われるのかなと思って調べてまいりました。そしたら、結局多分佐伯さんもお存じだろうと思うんですが、志免町は小規模保育を申し出ておられる方がご自分で3歳以上の児童を預かる施設を確保してみえています。それから、福岡市は更にそれに同意書を添えて申し込むようにというところまでなっています。それから、宇美町は現在公立の保育所が定員がまだ空いている状態なので受け入れられるという状況なんですね。だから、職員がその対応にいろいろ戸惑っているということではなくて、粕屋町でもできたらそのはらっぱ保育園の方で確保してきてほしいという旨を多分おっしゃったのではないかと思います、はらっぱさんの方がそれがなかなか難しいので、待機児童対策で何とかしてくれないかということをお話しておられると思います。

私は、本当にはらっぱさんの長年1つの届け出保育園をやっておられるのを10年近く見ております。本当に一生懸命丁寧な保育をされておられまして、本当に保育に対するいろんな思いも深い方たちです。粕屋町にはそういったところはたくさんございます。ただ、粕屋町として今後どうするかという視点に欠けているものから、これはその陳情書に対する内容に対しても何となく消極的に見えるのではないかと思います。

それで、私は今のちょうどこの時期、今後の待機児童対策をどうするか、で今言われているのは、現在今まで乗り切ってきた、大きな施設を建て替えることで対策を乗り切ってきました。ただ、冒頭にも言いましたように人口減少社会です。大きな保育園を建てるということが果たして町にとっても、あるいは福祉法人、事業者にとってもプラスになるのか、先が読めない状況なんですね。だから、そういう状況の中で町としてはどうしたら若い家庭の負担を軽減できるのか、町の資源、例えば幼稚園もあります。それから、認定保育園の施設もありますけど、いろんな意味で今これをどうするか、それを対策を立てること自体が粕屋町の力、町民の力をパワーアップする、そういうふうな方向に行くと思います。放っておいても粕屋町は人口が増えるというふうに思われる方もあるかもしれませんが、今人口が増えている

のは過去の町民の皆さん、あるいは町政に携わってきておられる方の施策のおかげです。だから、粕屋町は今後に向けて全体に対して未就児の子どもたち、学校に上がる前の子どもたちをどう保育するか、教育するかということをきちんと考える時期に来ていますので、一つの選択肢として私はこれを採択すべきだと考えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（一度賛成討論した議員から発言を求める挙手あり）

◎議長（進藤啓一君）

一ぺんされましたから、だめです。

（再度、一度賛成討論した議員から発言を求める挙手あり）

◎議長（進藤啓一君）

いや、一ぺんされましたから。

ほかにはありませんか。今、賛成討論を求めておりますが。

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

私も賛成討論で意見を述べさせていただきます。

佐伯氏、ここに来てから発言されたわけですが、彼みたいな形での前向きでのベクトルを持った人を町がというか行政が支援しないということはあり得ないと私は考えております。

たまたま9月2日、ここで彼が説明して帰ってから、JNN系列、TBS系列で、悲しいかな、これに関連するような報道があっておりました。それは千葉の君津という所でゆいまーるという施設でお子さんが亡くられたというんですかね、そういう無認可施設でっていうふうな形がありました。7月に男児、11か月の子があおむけになって、残念ながらその子が原因不明の形で亡くなったというふうなことなんですが、その保育園を経営している男性が出ておりました。彼は實際上保育士1人で2人の子どもを預かっていた。県の方からはもちろん、国とか基準以下ですので指導とかというのが3回もあってたというふうなことなんですが、代表者は収入の問題でっていうんですか、ぎりぎりのところで、もうそれ以上は雇いきれないとか、そういうふうなことがテレビ放映されておりました。

こういう発言をすることが賛成討論になるかといったらそうじゃないかもしれま

せんが、彼はここに来てから自分の思いというのを告げております。そういうふうな形で彼の持っている情熱っていうんですか、そういうふうなことを言うことによって彼もしっかりした保育に携わってくれるのではないかと考えております。それによって、私も賛成したいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、陳情第2号は原案のとおり採択されました。

続きまして、陳情第3号玄海原発事故への備えとして安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情を議題といたします。

これより陳情第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

玄海原発への備えとして安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情書について意見を述べます。

今回の陳情書の目的は、安定ヨウ素剤を粕屋町民に事前に配布することを求めていることから、幾つかの問題点があります。ヨウ素剤にはまれに副作用があること、責任問題の所在がどこにあるのかが問題にあります。40歳未満が対象、40歳以上は必要がないということでもあります。年齢によって服用の仕方が違う、7歳未満は液状でそれ以上は丸薬、原則1回の服用、これは2回目以降は危険だということでもあります。服用後24時間の効果しかないなど、その服用の仕方が多岐にわたっており、万が一誤って服用の仕方や時期を間違えれば危険で効果がないことや、町民への十分で丁寧な説明が必要になります。また、薬の必要性がいつ起こるとも分からないため、毎年薬剤を配布することが必要な上、40歳を超えると薬が無駄になっ



てしまいコストの無駄につながりかねません。

以上のことから、町が事前に用意することは大事ではありますが、事前配布には問題が多いと思われます。こうした課題が解決できる防災体制をまずつくることが先決だと思い、反対討論に代えます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

二、三点意見を述べて賛成討論にかえます。

今年6月、フランス原子力安全局は運転中の18基の原発で使われているフランスのクルゾ・フォルジュ社製と日本鑄鍛鋼製の圧力容器の強度不足が懸念されると発表し、調査を行っています。日本の規制委員会も原発事業者に重要機器の製造方法と製造メーカーの報告を求めました。日本鑄鍛鋼社が製造した圧力容器を使用していたのは8原発13基で、九州電力川内原発1、2号機、玄海原発2、3、4号機も含まれています。調査の結果は10月末には出されるようですが、こうした重要機器についての不安懸念が出されることは絶対あってはならないことです。

女性週刊誌の女性自身が、14日後ですけど、今販売されていますが、甲状腺検査は必要ないの仰天という記事が掲載されています。今、福島県は甲状腺検査の規模を縮小しようとしています。それに対する反対の記事なんですが、福島県では原発事故後、放射線の健康影響を調べるため福島県県民健康調査が実施されています。事故当時18歳以下だった約38万人に対して行われている甲状腺検査もこの一環です。2016年6月30日現在、今年の6月30日現在ですが、その発表してませんが、1巡めは2011年から13年、受診者数は30万476人、悪性疑いが115人、手術後に甲状腺がんと確定が101名。2巡め、これは2014年から15年、受診者数は27万378人、悪性疑いが59人、手術後に甲状腺がんと確定が34人。合計では前者が174人で後者が135人です。後者というのは認定された人ですね、手術した人。子どもの甲状腺がんは100万人に2人か3人の割合で発生する病気で、1巡めの数字で比較すると通常の約200倍の発生率になります。

それから、私数日前にインターネットで資料を収集したんですが、千葉県柏市が行なった小児甲状腺がんの超音波、これ通称エコー検査ですが、その結果が報じられた資料です。2015年7月から9月に検査されたのが10月30日に発表されています、去年のですね。173人中で17人が小児甲状腺がんの疑い。つまり、判定ではB、C判定者ということらしいです、それが17名です。検査した子どもの10%、約1割が甲状腺がんの疑いがあるのです。非常に恐ろしい結果が公表されたんです。

子どもの甲状腺がんの発生は、チェルノブイリの原発事故の経験から、4、5年後から急増していく傾向とされています。そういう意味では、福島だけでなく関東まで含めた地域に甲状腺がんの子どもが増加していくものと私は推測いたします。

先に申しましたように、原発の重要機器の体力不足の危険性の調査が求められている玄海原発は、絶対に安全とは言えません。粕屋町は玄海原発から50から60キロの位置にあります。原発事故が発生すれば、放射能が漏れれば2、3時間で粕屋町に到達します。事故が起こって配布しても間に合いません。備えあれば憂いなし。私は、ヨウ素剤を粕屋町民に配布する陳情に賛成いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

今、川口議員がおっしゃいましたが、私も同じような本を読んで同じような言葉を用いるわけですが、昨日、女性自身ですか、買いまして、その小児がんですか、そういうふうなことも読んでおりましたが、私の中にはどうか、例えば先ほど最後に川口議員言われましたように、備えあれば憂いなしという言葉がございます。じゃあヨウ素剤があっても憂いがないかと。備えあってもこれは憂いがあると。十分にあるというか。じゃあ何かといたら、その原点というのはやっぱり原発があるというふうなことです。余りにも大きな存在であり過ぎるその原発があっても、ヨウ素剤があってもどう防ぐか。

今年、チェルノブイリというふうな事故が起こってから30年たっておりますが、いろんな形での特集報道ございました。先日もあっておりますが、私の中ではどうか、もういろんな意味での被害がまだ起こっている。広島、長崎で原爆2世なんていうふうなことを言われてますが、チェルノブイリでも被曝2世というふうな形でまだまだ子どもたちにも影響を与えている。

そういうふうなことを考えていたときに、そしてこのヨウ素剤を配るという行為を行うことによって、起こることは何なんだろう。確かにヨウ素剤があればそれで初期治療というか、できるかもしれません。ただ、現実には、例えばいわき市ってというのがもう原発が起こった2011年に配付しております。50万錠配布したと言われてますが、実際上はそのヨウ素剤というのは3年ぐらいしかもちません。交換の時期に来ている。で交換を実際して新しいのに変えようというふうなことをしているんですが、私が見た記事はほんの途中の記事かもしれませんが、50万錠のうちの43万錠がまだ回収できていないというふうな現実もある。赤い入れ物に入れてるん

ですが、そのどちらが古いのか新しいのかというのはバーコードがついていて、それぐらいでしか識別できないような形であっているという。まあ配布の問題かというふうな部分もあるかもしれませんが、私の中ではより大きな問題を持っている原発、その辺を止めることから起こるんじゃないかなと思っております。

私たちの日常の中で、例えば今住んでいる建物のほんの隣に工場があって、そこがガスを漏らしているというふうなことがあったとします。じゃあそのガスを漏らしてる工場が近隣の人たちにガスマスクをつけてください。いざとなったらそれをつけてくださいというふうな形で僕らがそれを配布を受けてから安心して暮らしていけるのか。やっぱり根本はその漏らすんじゃないかという原因をとらなきゃいけないんじゃないかなと私は思っております。

原発もなくとも去年、おととしとずっと私たちはその分を使用しないでも生きていけました。そういう観点からも、ぜひこれはヨウ素剤というふうな形で私たちが安心を、ほんのちょっとした安心を得るより、根本的な形での原発をなくしていくというふうな本筋になった方がいいかと思えます。せいぜいヨウ素剤を配らなければ、全家庭に配布しなければ原発は運営していきませんよという法律ができるのであれば大いに結構かと思えます。そのときには大いに、ヨウ素剤を私たちは配布されないようにしましょう。私のこれは反対意見です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

こういう陳情が上がって、私もよく知らないので調べてみました。この陳情の具体的な内容は、粕屋町に求めるんですね、事前配布を。町がということは予算がいるわけです。その予算の補助はあるのかということが一つ。

それから、町の防災計画の中でこれはどのように取り上げられておるのか、それをちょっと調べました。そしたら、現在補助はありません。国の方針が変わったようです。変わる前に補助金が出ていたかどうかは知りませんが、粕屋町のこの地域防災計画の原子力災害対策編というのがございますが、平成27年6月前と6月以降はこの内容が大きく変わっています。それは国の方針が変わったからということで、私は前のしか見ていてなくて、そこではヨウ素剤を検討すると書いてあったんですよ。だから、その時点ではこの陳情書に対して賛成をしようと思っていたんで

すが、その後いろいろ職員にも聞き、あるいはインターネットで調べたら、まあ、国の方針が変わったから云々というのはどうかなと思うんですね。国を変えていくっていうのが私どもの姿勢、必要であればね。

だからなんですけど、実際でも具体的に自治体に求められていることは配布してくださいということなんですけど、うちの町で用意するとなると100万円以上の予算が必要となるそうです。それは補助金はありません。ということは、町が用意していないといけないわけですが、町はほかにも備蓄用品が必要ながあるのでにさえ、まだ揃っていないし、それから地域防災組織を立ち上げるにもどうするかというところでいろいろ思案しておられるような状況の中で、事前に配布して、3年間しか効力がなくて、各家庭で親御さんが子どもさんにそのときになったら果たして本当にそのヨウ素剤をきちんと飲ませることができるかどうか、そこまで徹底して町ができるかどうかという点で、この陳情書に関しては不採択ということに私はした方が、現時点ではですよ、思います。

ただ、やはりこのヨウ素剤というのは非常にある意味で効果的なことがありますので、もう少し、例えば薬局で各家庭必要と思われる方は買えるような状況、そういう状況をつくったり、いろんな意味で原子力発電所のその防災に対して、例えば交付金を自治体にたくさん国がやっていますけど、そのうちの一部をこのヨウ素剤に回してくれればいいのに、国はそういうことを今一切していませんから、国の在り方など本当に考えていくべきですが、とりあえず今の状況ではこれは採択できないというふうに思って、反対の立場で意見を申し上げました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成少数であります。よって、陳情第3号は不採択であります。

お諮りいたします。

採択されました陳情につきましては、2号につきましては関係機関に送付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、採択された陳情につきましては関係機関に送付することに決しました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

町長。

◎町長（因 辰美君）

平成28年第3回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に招集いたしました今定例会におきまして提案をいたしました17議案につきまして、ご審議を賜り、原案どおり議決をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、東京の豊洲新市場の問題が連日テレビや新聞、あるいはインターネットにおいて報道されておりますが、粕屋町給食センターも同じ状況にあります。東京都民も徹底的に調査していただきたいと言われてるように、世論、いわゆる納税者の目はとても厳しいものがあります。それは当然であり、真摯に受けとめなければなりません。

今回の給食センターの67億円の契約は、粕屋町の契約の最高額であります。行政が提案し、議会が議決したものであり、責任は双方にあると思います。現在のような問題が二度と起こらないようにしっかりと調査をまいりますので、最後まで調査にご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

また、今回の一般質問の答弁に対しまして一部苦言がございましたが、私には一生懸命に真面目に仕事をしている職員を守る責任があります。職員全体が悪いのではないことも周知しなくてはなりません。どうぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

早いもので、今年度も半期を過ぎようとしております。残りの後半も気を抜くことなく、諸事業につきまして再点検に遺漏なきよう進めてまいります。また、会期中のご審議の中でいただきました貴重なご意見やご提言などを十分肝に銘じて、一

層気を引き締めて今後の町政運営に努めてまいりたいと思います。

これから少しずつ秋が深まってまいります、議員の皆様方におかれましてはご自愛の上、今後とも一層のご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成28年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時53分）

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 福 永 善 之

署名議員 田 川 正 治